

令和 3 年定例会

総務常任委員会 年間白書

令和 4 年 4 月
四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ~ P 3 1
3. 委員長報告等	P 3 2 ~ P 1 2 7
4. 所管事務調査報告書	P 1 2 8 ~ P 1 9 4
5. 議会報告会の概要	P 1 9 5 ~ P 2 1 0

1. 委員会の構成

委員長 山口智也

副委員長 井上 進

委員 伊藤嗣也

加納康樹

早川新平

樋口龍馬

三木 隆

森 康哲

2. 委員会開催状況

総務常任委員会事項書

令和3年5月18日(火)
第1委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 管内視察について

4. 行政視察について

総務常任委員会事項書

令和3年6月18日（金）

第1委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和3年6月21日（月）
午前10時～ 第1委員会室

危機管理監

【総務常任委員会】

- | |
|--------------------------------|
| 1. 請願第2号 笹川地区内の避難所確保を求めることについて |
|--------------------------------|

消防本部

【総務常任委員会】

- | | |
|--|---------|
| 1. 議案第8号 工事請負契約の締結について
—南消防署庁舎改築工事（建築工事）— | 議案書P61～ |
| 2. 議案第9号 工事請負契約の締結について
—南消防署庁舎改築工事（建築電気設備）— | 議案書P65～ |
| 3. 議案第13号 動産の取得について
—消防ポンプ自動車（CD-I型）3台— | 議案書P79～ |

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|--|------------------------|
| 1. 議案第2号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第12款 予備費
歳入全般 | 補正予算書P20～
補正予算書P14～ |
| 2. 議案第15号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第4号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般 | 補正予算書（6月18日上程分）P12～ |

【総務常任委員会】

- | | |
|----------------------------|---------|
| 2. 議案第3号 四日市市税条例等の一部改正について | 議案書P35～ |
|----------------------------|---------|

【協議会】

- | |
|----------------------------|
| 4. 四日市市の公共施設の適正化について |
| 5. 公共施設における包括管理業務委託の導入について |

危機管理監

【予算常任委員会総務分科会】

- | |
|--|
| 1. 議案第2号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費 |
|--|

【協議会】

2. 南海トラフ地震防災対策推進計画について
3. 物資備蓄・調達計画の策定について

総務部**【総務常任委員会】**

1. 議案第16号 四日市市個人情報保護条例の一部改正について
議案書（6月18日上程分）P5~
2. 議案第17号 四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
議案書（6月18日上程分）P7~

その他

1. 6月定例月議会中の所管事務調査について

2. 中長期テーマについて

3. 休会中の所管事務調査について
 - ①日程（案） 令和3年7月26日（月）午後1時30分
 - ②調査項目の決定

4. 8月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日 時：11月2日（火）午後6時30分～
場 所：海蔵地区市民センター
(2月定例月議会の際に中止となった場所にて開催)

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例月議会-04_総務常任委員会
01_本会議
02_予算常任委員会

総務常任委員会事項書

令和3年7月26日（月）午後1時30分～

(所管事務調査)

1. 8分消防5分救急の現状及び消防隊・救急隊の活動について

※配付資料

＜会議用システム内のフォルダ＞

○事項書、資料

04_休会中（7～8月）-04_総務常任委員会

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和3年8月27日(金)

第1委員会室

總務部

1. 議案第25号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第5号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第2款 総務費
第4項 選挙費
第4目 県知事選挙費 補正予算書P14~

財政経営部

1. 議案第25号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第5号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般 補正予算書P12~

＜会議用システム内のフォルダ＞

05_8月定例月議会 -04_總務常任委員会

-01_本會議

−02_予算常任委員会

総務常任委員会／決算・予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和3年8月30日（月）
10:00～ 第1委員会室

財政経営部

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について 歳出第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
第1目 一般管理費中管財課関係部分	決算書P144～ 実績報告書P43～
第5目 財政管理費	決算書P148～ 実績報告書P51～
第7目 財産管理費	決算書P150～ 実績報告書P52～
第23目 諸費中収納推進課、財政課関係部分	決算書P166～ 実績報告書P81～
第2項 徴税費	決算書P166～ 実績報告書P82～
第4款 衛生費	
第4項 病院費	決算書P204～ 実績報告書P152
第8款 土木費	
第7項 下水道費	決算書P236～ 実績報告書P206
第12款 公債費	決算書P258～ 実績報告書P247
第13款 予備費	決算書P260～ 実績報告書P248
桜財産区	決算書P402～ 実績報告書P313～

【予算常任委員会総務分科会】

2. 議案第26号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）	
第1条 歳入歳出予算の補正	
歳入全般	補正予算書(2)P16～
歳出第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
〔第5目 財政管理費	補正予算書(2)P22～〕
第2条 債務負担行為の補正（関係部分）	補正予算書P9～、P30～
第3条 地方債の補正	補正予算書P11～、P20～

【総務常任委員会】

3. 市庁舎自家発電機更新工事設計業務委託について（報告）

総務部

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分	決算書P144～	実績報告書P40～
第2目 人事管理費	決算書P146～	実績報告書P45～
第3目 恩給及び退職年金費	決算書P148～	実績報告書P48
第4目 文書広報費中総務課関係部分	決算書P148～	実績報告書P50
第9目 計算記録管理費	決算書P152～	実績報告書P57～
第15目 人権推進費	決算書P158～	実績報告書P66～
第23目 諸費中総務課関係部分	決算書P166～	実績報告書P81～
第4項 選挙費	決算書P170～	実績報告書P87～
第5項 統計調査費	決算書P172～	実績報告書P88

【予算常任委員会総務分科会】

2. 議案第26号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 嶸入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第9目 計算記録管理費 補正予算書(2)P20～】

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

補正予算書P9～、P30～

財政経営部・会計管理室

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳入全般 決算書P104～ 実績報告書P10～

会計管理室

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第6目 会計管理費 決算書P148～ 実績報告書P52】

危機管理監

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第14目 防災対策費 決算書P156～ 実績報告書P64～】

第9款 消防費

第1項 消防費

〔第4目 水防費 決算書P240～ 実績報告書P213】

政策推進部

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中秘書国際課、東京事務所関係部分

決算書P144～ 実績報告書P40～

第8目 企画費

決算書P152～ 実績報告書P54～

第11目 國際化推進費中秘書国際課、政策推進課関係部分

決算書P154～ 実績報告書P60～

第24目 特別定額給付金費

決算書P166～ 実績報告書P82

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

〔第1目 児童福祉総務費中新型コロナウイルス感染症対策室関係部分〕

決算書P180～ 実績報告書P101～

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

〔第4目 予防費中新型コロナウイルス感染症対策室関係部分〕

決算書P190～ 実績報告書P128～

第8款 土木費

第5項 港湾費

決算書P230～ 実績報告書P197～

【予算常任委員会総務分科会】

2. 議案第26号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第8目 企画費〕

補正予算書(2)P22～

【総務常任委員会】

3. 議案第32号 公有水面の埋立てに係る意見について

議案書P27～

4. 議案第33号 公有水面の埋立てに係る意見について

議案書P31～

【所管事務調査】

5. 令和3年度 四日市大学運営協議会報告について

シティプロモーション部

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第1目 一般管理費中広報マーケティング課関係部分

決算書P144～ 実績報告書P42～〕

〔第4目 文書広報費中広報マーケティング課関係部分

決算書P148～ 実績報告書P48～〕

第7款 商工費

第1項 商工費

〔第3目 観光費

決算書P216～ 実績報告書P168～〕

消防本部

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第9款 消防費

第1項 消防費

〔第1目 常備消防費 決算書P238～ 実績報告書P209～〕

〔第2目 非常備消防費 決算書P240～ 実績報告書P211〕

〔第3目 消防施設費 決算書P240～ 実績報告書P212〕

【総務常任委員会】

2. 議案第30号 動産の取得について

－大型化学消防ポンプ自動車 1台－

議案書P19～

3. 議案第31号 動産の取得について－泡原液搬送車 1台－

議案書P23～

監査事務局

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

決算書P174～ 実績報告書P89～

議会事務局

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第1款 議会費 決算書P144～ 実績報告書P38～

その他

1. 休会中の所管事務調査について

①日程（案）・令和3年11月15日（月）午後1時30分

②調査項目の決定

2. 8月定例月議会 議会報告会におけるシティ・ミーティングのテーマについて
日程：令和3年11月2日（木）18:30～20:45
会場：海蔵地区市民センター 2階中会議室

3. 11月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日 時：令和3年12月27日（月） 午後6時30分～
場 所：総合会館8階 視聴覚室

＜会議用システム内のフォルダ＞

05_8月定例月議会-04_総務常任委員会
-01_本会議
-02_予算常任委員会
-03_決算常任委員会

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和3年10月20日（水）

第1委員会室

財政経営部

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 1. 議案第35号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第7号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳入全般 | 補正予算書P12～ |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 第23目 諸費 | 補正予算書P16～ |

その他

- | | |
|---------------------------------|--|
| 2. 8月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて | |
| 日 時：令和3年11月2日（火）午後6時30分～ | |
| 会 場：海蔵地区市民センター 2階中会議室 | |
| シティ・ミーティングのテーマ：コロナ禍における防災対策について | |

<会議用システム内のフォルダ>

- 05_8月定例月議会 -04_総務常任委員会
- 01_本会議
- 02_予算常任委員会

総務常任委員会事項書

令和3年11月15日（月）13：30～

（所管事務調査）

1. 公有地の有効活用について

（所管事務調査）

2. 本市の入札制度について

（協議会）

3. 四日市市情報化実行計画の策定状況について

（その他）

4. 議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

（その他）

5. 行政視察について

＜会議用システム内のフォルダ＞

○事項書、資料

06_休会中（10～11月）-04_総務常任委員会

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和3年11月29日（月）

第1委員会室

財政経営部

1. 議案第67号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

補正予算書P ~

<会議用システム内のフォルダ>

05_8月定例月議会 -04_総務常任委員会

-01_本会議

-02_予算常任委員会

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和3年12月13日（月）
第1委員会室

消防本部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|---|---------------|
| 1. 議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）
第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | 補正予算書 P11、P62 |
|---|---------------|

【協議会】

- | |
|-------------------------|
| 2. 消防団員の報酬等について |
| 3. 防災教育センターリニューアル事業について |

政策推進部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|--|---------------|
| 1. 議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第4款 衛生費
第1項 保健衛生費
第4目 予防費 | 補正予算書 P40～41 |
| 第8款 土木費
第5項 港湾費 | 補正予算書 P50～51 |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | 補正予算書 P11、P62 |

総務部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|---|---------------|
| 1. 議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第1款 議会費～第10款 教育費（人件費補正分） | …補正予算書 P2～ |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | 補正予算書 P11、P62 |
| 2. 議案第42号 令和2年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
（人件費補正分）…補正予算書P76～ | |
| 3. 議案第43号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（人件費補正分）…補正予算書P94～ | |
| 4. 議案第45号 令和2年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）
（人件費補正分）…補正予算書P120～ | |
| 5. 議案第46号 令和2年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（人件費補正分）…補正予算書P140～ | |

【総務常任委員会】

2. 議案第50号	四日市市事務分掌条例の一部改正について	議案書 P 5～
3. 議案第51号	四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について	議案書 P 9～
4. 議案第52号	四日市市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	議案書 P31～
5. 議案第62号	工事請負契約の締結について 一旧三重ソフトウェアセンター社屋解体工事一	議案書 P85～

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第41号	令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）	
第1条	歳入歳出予算の補正	
第2款	総務費	
第1項	総務管理費	
第7目	財産管理費	補正予算書 P28～
第23目	諸費	補正予算書 P32～
歳入全般		補正予算書 P20～
第3条	債務負担行為の補正（関係部分）	補正予算書 P11、P62
第4条	地方債の補正	補正予算書 P64

【総務常任委員会】

2. 議案第53号	四日市市特別会計条例の一部改正について	議案書 P3～
-----------	---------------------	---------

【協議会】

3. 四日市市の公共施設適正化の検討について（素案）

シティプロモーション部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第41号	令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）	
第3条	債務負担行為の補正（関係部分）	補正予算書 P11、P62

【協議会】

2. 地域資源活用コンテンツ事業について

議会事務局

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第41号	令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）	
第3条	債務負担行為の補正（関係部分）	補正予算書 P11、P62

その他

1. 所管事務調査について

※行う場合のみ

2. 休会中の所管事務調査について

①日程（案）・令和4年1月17日（月）午後1時30分～（年間予定）

②調査項目の決定（案）

1. 公有地の有効活用について

2. 本市の入札制度について

3. 11月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて（4常任委員会合同）

日程：令和3年12月27日（水）18:30～20:45

会場：総合会館8階 視聴覚室

4. 2月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

（案）

日程：令和4年3月29日（火）18:30～20:45

会場：八郷地区市民センター または、県地区市民センター（仮予約）

5. 行政視察について

日程：令和4年1月24日（月）～1月26日（水）

＜会議用システム内のフォルダ＞

07_12月定例月議会-04_総務常任委員会-01_令和3年12月13日

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和3年12月23日（木）

第1委員会室

財政経営部

1. 議案第71号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第10号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

補正予算書(3)P12～

＜今後の予定＞

令和4年1月24日（月）～26日（水） 行政視察（仙台市、釜石市）

（案）令和4年1月28日（金）13時30分～ 所管事務調査

＜会議用システム内のフォルダ＞

05_8月定例月議会 -04_総務常任委員会

-01_本会議

-02_予算常任委員会

総務常任委員会事項書

令和4年1月28日（金）13:30～

（所管事務調査）

1. 本市の入札制度について

（所管事務調査）

2. 公有地の有効活用について

（その他）

3. 2月定例月議会の議会報告会、シティミーティングについて

令和4年3月29日（火）18時30分～20時45分

・シティミーティングのテーマについて

＜今後の予定＞

令和4年2月4日（金）午前10時～ 議案聴取会（委員会別）

令和4年3月1日（火）～4日（金）午前10時～

　　総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会

令和4年3月29日（火）午後6時30分～ 議会報告会（八郷地区市民センター）

令和4年4月18日（月）午後1時30分～（年間予定）

＜会議用システム内のフォルダ＞

○事項書、資料

08_休会中(12～2月) - 04_総務常任委員会

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和4年2月9日（水）

第1委員会室

財政経営部

1. 議案第72号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第11号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

補正予算書P12～

<会議用システム内のフォルダ>

09_2月定例月議会 -04_総務常任委員会

-01_本会議

-02_予算常任委員会

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和4年3月1日(火)

10:00～ 第1委員会室

政策推進部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中秘書国際課、東京事務所、

新型コロナウイルス感染症対策室関係部分 …予算書P84～

第8目 企画費

…予算書P94～

第11目 國際化推進費中秘書国際課、政策推進課関係部分

…予算書P98～

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

第4目 予防費中新型コロナウイルス感染症対策室関係部分

…予算書P154～

第8款 土木費

第5項 港湾費

…予算書P206～

第2条 債務負担行為（関係部分）

…予算書P15～

2. 議案第106号 令和3年度一般会計補正予算（第12号）

第1条 歳入歳出予算の補正

第8款 土木費

第5項 港湾費

…補正予算書(2)P54～

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

…補正予算書(2)P11, 12

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

…補正予算書(2)P15

【総務常任委員会】

3. 議案第103号 訴えの提起について

…議案書P81～

シティプロモーション部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中広報マーケティング課関係部分 …予算書P84～
第4目 文書広報費中広報マーケティング課関係部分 …予算書P88～
第21目 体育振興費中観光交流課関係部分 …予算書P110～

第7款 商工費

第1項 商工費

〔第3目 観光費 …予算書P192～〕

2. 議案第106号 令和3年度一般会計補正予算（第12号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

〔第3目 観光費 …補正予算書(2)P50～〕

消防本部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

第1目 常備消防費 …予算書P218～
第2目 非常備消防費 …予算書P220～
第3目 消防施設費 …予算書P222～

2. 議案第106号 令和3年度一般会計補正予算（第12号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

第1目 常備消防費 …補正予算書(2)P56～
第2目 非常備消防費 …補正予算書(2)P56～
第3目 消防施設費 …補正予算書(2)P56～

【総務常任委員会】

- | | |
|--|--------------------|
| 3. 議案第92号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について | …議案書P81～ |
| 4. 議案第104号 物損事故に関する和解について | …議案書P85～ |
| 5. 議案第124号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について | …議案書(2月28日上程分)P25～ |

危機管理監

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|---------------------------|------------|
| 1. 議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算 | |
| 第1条 歳入歳出予算 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 〔第14目 防災対策費 | …予算書P100～〕 |
| 第9款 消防費 | |
| 第1項 消防費 | |
| 〔第4目 水防費 | …予算書P222～〕 |

2. 議案第106号 令和3年度一般会計補正予算(第12号)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 〔第14目 防災対策費 | …補正予算書(2)P34～〕 |
| 第2条 繰越明許費の補正(関係部分) | …補正予算書(2)P11～ |

3. 議案第114号 令和4年度一般会計補正予算(第1号)

- | | |
|---------------|----------------|
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 〔第14目 防災対策費 | …補正予算書(3)P16～〕 |

総務部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分	…予算書P84～
第2目 人事管理費	…予算書P88
第3目 恩給及び退職年金費	…予算書P88
第4目 文書広報費中総務課関係部分	…予算書P88～
第9目 計算記録管理費	…予算書P96～
第15目 人権推進費	…予算書P102～
第23目 諸費中総務課関係部分	…予算書P112～
第4項 選挙費	…予算書P118～
第5項 統計調査費	…予算書P124～
第2条 債務負担行為（関係部分）	…予算書P15～

2. 議案第106号 令和3年度一般会計補正予算（第12号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中人事課関係部分	…補正予算書(2)P32～
第2目 人事管理費	…補正予算書(2)P32～
第9目 計算記録管理費	…補正予算書(2)P32～
第15目 人権推進費	…補正予算書(2)P34～
第4項 選挙費	…補正予算書(2)P38～
第2条 繰越明許費の補正（関係部分）	…補正予算書(2)P11

3. 議案第114号 令和4年度一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第9目 計算記録管理費	…補正予算書(3)P16
-------------	--------------

【総務常任委員会】

- | | |
|--|--------------------|
| 4. 議案第85号 四日市市個人情報保護条例の一部改正について | …議案書P81～ |
| 5. 議案第86号 四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | …議案書P81～ |
| 6. 議案第116号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | …議案書(2月28日上程分)P5～ |
| 7. 議案第117号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について | …議案書(2月28日上程分)P7～ |
| 8. 議案第118号 四日市市職員給与条例の一部改正について | …議案書(2月28日上程分)P9～ |
| 9. 議案第119号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について | …議案書(2月28日上程分)P13～ |
| 10. 議案第120号 四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | …議案書(2月28日上程分)P15～ |
| 11. 議案第125号 四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正について | …議案書(2月28日上程分)P27～ |

【報告】

- | |
|-----------------------|
| 12. 「四日市市情報化実行計画」について |
|-----------------------|

【所管事務調査】

- | |
|----------------------------------|
| 13. 人権施策推進懇話会報告及び同和行政推進審議会報告について |
|----------------------------------|

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1. 議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算 | |
| 第1条 歳入歳出予算 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 第1目 一般管理費中管財課関係部分 | …予算書P84～ |
| 第5目 財政管理費 | …予算書P90～ |
| 第7目 財産管理費 | …予算書P92～ |
| 第23目 諸費中収納推進課、財政課関係部分 | …予算書P112～ |
| 第2項 徴税費 | …予算書P114～ |
| 第4款 衛生費 | |
| 第4項 病院費 | …予算書P172～ |
| 第8款 土木費 | |
| 第7項 下水道費 | …予算書P216～ |

第11款 公債費	…予算書P248～
第12款 予備費	…予算書P248～
第2条 債務負担行為（関係部分）	…予算書P15～
第5条 歳出予算の流用	…予算書P7
2. 議案第84号 令和4年度四日市市桜財産区予算	…予算書（特別会計・財産区） P211～
3. 議案第106号 令和3年度一般会計補正予算（第12号）	
第1条 歳入歳出予算の補正	
歳出第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
第7目 財産管理費	…補正予算書P32～33
第23目 諸費	…補正予算書P36～37
第2項 徴税費	…補正予算書P36～37
第11款 公債費	…補正予算書P64～65
第2条 繰越明許費の補正（関係部分）	…補正予算書P11

【協議会】

4. 公共施設適正化に係る関係者説明について

財政経営部・会計管理室

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算	
第1条 歳入歳出予算	
歳入全般	…予算書P22～
第3条 地方債	…予算書P17
第4条 一時借入金	…予算書P7
2. 議案第106号 令和3年度一般会計補正予算（第12号）	
第1条 歳入歳出予算の補正	
歳入全般	…補正予算書(2)P20～
第4条 地方債の補正	…補正予算書(2)P16
3. 議案第114号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第1号）	
第1条 歳入歳出予算の補正	
歳入全般	…補正予算書(3)P12～
第2条 地方債の補正	…補正予算書(3)P8

会計管理室

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

[第6目 会計管理費

…予算書P92～]

監査事務局

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

…予算書P126～

議会事務局

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第1款 議会費

…予算書P84～

その他

1. 2月定例月議会中の所管事務調査について

2. 2月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングの進行・役割について

日 時：令和4年3月29日（火）午後6時30分～

会 場：八郷地区市民センター

3. 中長期テーマに基づく所管事務調査の取扱いについて

①今後の調査について

②中間報告書の作成について

③継続審査の申し出について

4. 4常任委員会報告会について

日 時：4月28日（金）13:00から

5. 年間白書の作成について

<会議用システム内のフォルダ>

09_2月定例月議会-04_総務常任委員会
-01_本会議
-02_予算常任委員会

<今後の予定>

令和4年3月29日（火）午後6時30分～ 議会報告会
(八郷地区市民センター)

令和4年4月18日（月）午後1時30分～（年間予定）

総務常任委員会事項書

令和4年4月18日（月）13:30～

（所管事務調査）

1. 公有地の有効活用について

2. その他

※配付資料

＜会議用システム内のフォルダ＞

○事項書、資料

10_休会中（3月～5月）-04_総務常任委員会-令和3年4月18日

3. 委員長報告等

総務常任委員長報告（令和3年6月定例月議会）

総務常任委員会に付託されました6議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第3号 四日市市税条例等の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第8号 工事請負契約の締結について、及び、議案第9号 工事請負契約の締結につきましては、南消防署庁舎改築にかかる建築工事及び建築電気設備工事について、工事請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、自家発電設備の出力と稼働時間、電力供給の優先順位について質疑があり、理事者からは、定格出力は78.5キロボルトアンペアであり、消防署の燃料を使用して約86時間稼働し、消防署の機能として十分な能力である。また、電力供給は、消防職員の事務所と、自家給油設備等を優先している、との答弁がありました。

また、他の委員からは、スマートシティの考え方から、電気自動車の普及を見据えた仕様にすべきであり、50年、60年にわたり使用できるよう、今後の技術革新を見据えて必要な設備を設置することができる仕様にすべきではないかとの質疑があり、理事者からは、今後、必要に応じて電気自動車用の急速充電器の導入等の対応をしていきたい。また、将来を見越した新しい設備についても、今後、視野に入れて検

討したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、落札業者の技術評価についての質疑があり、理事者からは、技術力を評価する項目として、コンクリート打設の技術と、現庁舎を使いながら、国道に隣接した狭い敷地で工事を行うため、周辺環境に対する配慮という2点を示しているとの答弁がありました。

議案第13号 動産の取得につきましては、消防ポンプ自動車を取得しようとするものであります。

委員からは、消防車の価格が数年前からかなり上がっているが、何か消防車の機能が向上したのかとの質疑があり、理事者からは、自動車排出ガス規制の対策機器や衝突軽減ブレーキ等の設置によりベース車両自体の価格が100万円～200万円上昇しているほか、ドライブレコーダーやデジタル無線などの積載品の追加や、それに伴う取り付け費用もあり価格が高くなっているが、他都市の実績と比較しても適正な範囲の価格であると考えているとの答弁がありました。

これを受け、委員からは、現在使用するベースが3トンの車では中型免許が必要となるが、普通免許でも運転できる同程度の機能を持つ車両について、今後、購入を検討すべきとの意見がありました。

議案第16号 個人情報保護条例の一部改正、及び、議案第17号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条

例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 6 議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

総務常任委員会委員長報告（令和3年6月定例月議会）

【請願（審査の経過と結果）】

総務常任委員会に付託されました請願第2号　 笹川地区内の避難所確保を求めるにつきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から請願趣旨説明の申し出がありました。これに対し、当委員会では、6月18日に委員会を開催し、請願者の趣旨説明の機会を設けることといたしました。

審査におきましては、請願者から次のような請願趣旨の説明がありました。

旧 笹川西小学校の校舎解体に伴い、近隣の避難所がなくなることについて、地元説明や住民との意見交換がなされておらず、地域住民は不信感を抱いている。

また、校舎解体後、新施設が完成するまでの間、収容人数303名の避難所がなくなることに対する住民の不安は大きいが、市から具体的な代替避難所は明示されていない。

以上のような理由から、 笹川地区内に避難基準に適合した避難施設を確保すること、また、避難所等に関する住民説明会を開き、十分に意見交換・協議を行うことをお願いしたい、とのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、請願趣旨の 笹川地区という記述について、四郷地区と読み替えて差し支えないかと確認する質疑があり、請願者からは、四郷地

区と考えて問題ないとの説明がありました。

また、他の委員からは、請願者が代表を務める会の名前が今回の請願の趣旨とは異なっているが、請願事項は、あくまでこの請願文書に記載されている内容のとおりと理解してよいかと確認する質疑があり、請願者からは、記載のとおりであるとの説明がありました。

また、他の委員からは、昨年度、都市・環境常任委員会で、旧 笹川西小学校解体工事に係る審査を行った。住民説明をしつかり行い、地域の理解を得たうえで進めること、という議論をした経緯があるが、市の説明が全くなかったという理解でよいかとの質疑があり、請願者からは、令和3年1月13日の自治会長等に対する説明で初めて内容を知った。一般の住民には、回覧板で4月1日に周知された。校舎解体についての住民説明会が5月30日に開催される予定であったが、新型コロナウィルス感染症の影響により延期となった、との説明がありました。

また、他の委員からは、例えば南海トラフ地震が発生した場合は、沿岸部の市民が内陸部に避難してくることが想定されるが、こうした避難者の受け入れも念頭に入れることは今回の願意に含まれているのか、との質疑があり、請願者からは、当然、地区外からの避難者の受け入れも必要である、との説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、人数、面積等の避難所の設置基準について確認する質疑があり、理事者からは、指定避難所の設置については、法律で定められているものの、人数、面積等の具体的な設置基準はないとの

答弁がありました。

また、委員からは、旧 笹川西小学校を解体すると 笹川周辺の避難所が減ることになるが、それに対する代替案は用意しているのか、との質疑があり、理事者からは、基本的に代替案は持ち合わせていないものの、現在、指定避難所となっている他の学校の体育館だけでなく、特別教室等も活用して充足していく必要があると考えている、との答弁がありました。

また、他の委員からは、現在、旧 笹川西小学校跡地は 303名を収容できる避難所となっているが、今後この避難所が解体された後は、どのように対応するのかとの質疑があり、理事者からは、旧 笹川西小学校の解体が決定した際には、避難所としての指定の取り消しを行うが、指定避難所の収容人員については、地区ごとではなく、市全体で一定数を確保していくこととしており、先日も他の地区で指定避難所を一つ増やしたところであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、請願者から市に提出された質問書に対する回答をすべきではないか、また、この請願が採択された場合に、本市から地元住民に対して説明をすることができるのか、との質疑があり、理事者からは、質問書は都市整備部を通じて危機管理室に届いている。5月に開催予定だった都市整備部の住民説明会が7月4日に開催されるので、危機管理室も同席し、避難所について、しっかり説明をする考えである、との答弁がありました。

これを受け委員からは、地域住民との信頼関係が大切であり、説明会が延期になった際の対応や文書への回答など丁寧

な対応を行い信頼回復に努めてほしい、との意見がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、本請願につきましては、全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和3年6月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第2号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）について

【危機管理監・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

『歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費』

【コミュニティ助成事業費補助金について】

Q. 可搬式消防ポンプは、現在の自主防災組織の前身である市民防災隊に配備されていたが、現在では老朽化に伴って廃止するところや、更新しないところが多い。今回、コミュニティ助成事業費補助金を使って海蔵地区防災会が可搬式消防ポンプを購入するにあたり、購入後の維持費や訓練に係る費用等はどこが負担するのか。

A. 維持費等については、四日市市地区防災組織活動補助金等を活用して海蔵地区防災会が負担することになる。

Q. 本市の防災の一翼を担う市民団体に対して、機材購入に補助を行うだけでは乱暴に感じる。配備した後の運用面についても、市が使用基準を示すなど、フォローする必要があるのではないか。

A. 今回の補正予算は、地区から要望があったものについて、一般財団法人自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成のうち、地域防災組織育成助成事業を活用して補助を行うものであり、地区が購入する物品に対し、市として使用の条件を付けることはない。

Q. 可搬式消防ポンプは火災出動に使用されるものであり、扱い方を間違うとけがや命の危険にもつながりかねない機材である。扱い慣れている消防本部に確認したうえで、使用基準を示す義務が市にはあると考えるがどうか。

A. 現在、可搬式消防ポンプの使用基準等はないが、火災発生時にしっかりと使えるようにする必要があり、消防本部と連携しながら、機会をとらえて訓練、指導をしていきたい。

Q. 地区には消防団がある中、実際の火災で使用することが少ない可搬式消防ポンプを購入することに違和感があるが、今回の購入は地区の要望か。

A. 海蔵地区防災会は以前から、この可搬式消防ポンプで当補助金の申請を行っており、今回、ようやく申請が通ったものである。

(意見) 地区の団体が希望した機材であるなら反対するものではないが、近年では使用する機会が少なくなってしまっており、違和感を覚えた。危機管理監や消防本部と地区の自主防災組織とで十分に情報共有するようにしてほしい。

Q. 地域防災組織育成助成事業の実績を見ると、毎年申請している実施団体もあるが、このことについて説明を求める。

A. 申請した事業の採択・不採択は一般財団法人自治総合センターが決める。不採択となった場合は翌年度に再度申請し、数年がかりで助成決定がある。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第12款 予備費》

予備費について

Q. 新型コロナワイルスワクチン接種体制を強化するために予備費の増額を行うとのことだが、増強した接種会場に対して予約が追い付かず、余剰ワクチンを保育園や幼稚園、小・中学校の職員に優先接種していると聞く。この方針に反対するものではないが、現場では日々変わる状況に混乱しているという話も聞く。ワクチン接種事業について、財政経営部としてどのように捉えているのか。

A. 部長会議や予算ヒアリング等の機会を通じて、対応に追われる現場の様子を日々感じている。

(意見) 予備費として計上するにあたり、接種の現場のきめ細かなところにきちんと対応できるようにしてほしい。

《歳入全般》

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第15号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第4号）について

て

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和3年8月定例月議会）

総務常任委員会に付託されました4議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第30号動産の取得については、大型化学消防ポンプ自動車1台を取得しようとするものであり、議案第31号動産の取得については、泡原液搬送車1台を取得しようとするものであります。

委員からは、契約相手方の事業者について質疑があり、理事者からは、消防車の製造において約6割のシェアを占める事業者の系列の企業であり、地元企業にも入札の指名を行っているところであるが、大型化学消防車、泡原液搬送車のような特殊な消防車については、シェアの大きい企業が落札することが多いとの答弁がありました。

また、他の委員からは、大型化学消防ポンプ自動車の性能について、大規模災害やコンビナート災害の際にも十分な能力を有しているのかとの質疑があり、理事者からは、石油コンビナート等災害防止法の規定や消防庁の基準に沿って取得するものであり、能力的には大規模災害、コンビナート災害の対応において十分であると認識しているとの答弁がありました。

議案第32号及び議案第33号は、いずれも公有水面の埋立てに係る意見についてであり、議案第32号は、四日市港管理組合から提出された公有水面埋立承認申請に関し、議案第33

号は、国土交通省中部地方整備局から提出された公有水面埋立承認申請に関し、それぞれ四日市港港湾管理者から意見を求めるこことに対して、異議のない旨を回答しようとするものであります。

委員からは、現在と比較してより大型の船が着岸できるようになるのかとの質疑があり、理事者からは、今後の岸壁の改良などにより、現在より大型の船が着岸できるようになる可能性があるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、より大型の船が着岸できるよう水深の確保も行っていくべきではないかとの質疑があり、理事者からは、港の機能を十分に發揮するため、しゅんせつについても四日市港管理組合にて適切に対応している旨の答弁がありました。

また、他の委員からは、エネルギー関連貨物の取扱いバスを拡張することについて、カーボンニュートラルを推進する国の方針と逆行するのではないかとの質疑があり、理事者からは、短期的な課題として、バルク貨物の需要に対して、港の機能整備を行うことで貨物の取扱の効率化を図るものであり、中長期の課題としてのカーボンニュートラルについても企業等とともに四日市港として検討していくものである。また、バルク貨物の中にはバイオマス発電用原料の輸入量増加への対応も含まれているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました4議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべ

きものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります
が、四日市大学運営協議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会総務分科会長報告(令和3年8月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 21 号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【政策推進部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

シティプロモーション推進事業費について

Q. 新宿アルタビジョンでシティプロモーション映像を放映した成果を確認したい。

A. 「続・必見 四日市」等のPR動画や工場夜景、泗水の里モンドセレクション金賞受賞等の映像を放映したものであり、決算額は27万5000円である。新宿の東西を結ぶ通路が完成する時期と重なったことから多くの人の目に留まることを期待していたが、新型コロナウイルスの影響で人出は少なかった。ただし、放映期間中のYouTubeの再生回数の増加から推測すると、シティプロモーションには一定の効果があったものと分析している。

(意見) 市の施策が市民に伝わっていないなど、本市の広報には物足りなさを感じる。費用対効果の良いプロモーション活動であると考えるので、県下最大の都市という自信を持って取り組んでほしい。

Q. コロナ禍において、本市にゆかりのある企業への訪問を実施したことだが、いつ実施したのか。

A. 10月から12月にかけて集中的に実施した。コロナ禍を踏まえ、事前に電話連絡し、訪問先の了解はいただいている。

Q. 東京事務所の人員体制を確認したい。

A. 東京事務所長と正職員2名、さらに会計年度任用職員1名を加えた4名体制であり、令和3年度も引き続き同様の体制である。

Q. 令和2年度から現在に至るまで、首都圏は新型コロナウイルスの影響を大きく受けている。そのような状況下において、東京事務所に職員を配置したことは正しかったのか。

A. 職員を本市に戻すことも考えた時期もあったが、当時は首都圏で感染が拡大しており、県をまたいだ移動は控え、体制を維持した。時差出勤等の取組により感染リスクの低減に努めている。企業訪問等の活動は減少しているが、人流の抑制が求められる中、東京事務所は首都圏における拠点としての重要性を増している。業務を継続するためには、今より規模縮小することはできないと考える。

Q. 他自治体の東京事務所等で規模縮小している事例はあるか。

A. 1名減となった事例があるが、ほとんどの事務所はそのままの体制で、テレワーク

などを駆使してコロナ禍に対応している。

(意見) 職員の健康を考え、規模を縮小することも検討すべきである。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

中心市街地拠点施設整備について

Q. 新図書館整備に向けて地権者と市が基本計画の策定を進めるとあるが、スターアイランド跡地には駐車場が整備されている。事業の進捗を確認したい。

A. 新図書館整備に向けては、基本計画の策定後も、地権者と市とで、事業化に向けた協議が必要であり、実際に建物の工事に着手するまでには、一定期間が必要であることから、その間の暫定的な措置として駐車場を整備したことである。現在は基本計画の策定を進めているところだが、近鉄グループの社内検討に時間を要していることであり、市からも早急に議論を進められるよう働きかけているところである。

Q. 令和3年2月定例月議会における代表質問では2027年の完成を目指すと答弁しているが、この目標に変更はないか。

A. 現時点では2027年の完成を目標としている。

Q. 決算額168万3000円はどのような経費か確認したい。

A. 新図書館を含む複合施設の整備に関する調査研究にかかる費用である。

Q. バスタ事業との整合性を図る必要があるが、このことは近鉄グループも承知しているのか。

A. バスタ事業をはじめとする中央通り再編や近鉄四日市駅再編に関しては近鉄グループが強くかかわりながら、都市整備部において協議が進められている。再編が進む立地においてどのような建物を建てるのか、近鉄グループも重要な問題として認識しており、当然、整合性を図っていくものである。

(意見) 中心市街地拠点施設整備はバスタ事業との関わりも深く、本市が国との連携を強くすることで近鉄グループとの協議もスムーズに進むのではないか。

Q. 仮に地権者との協議が難航する場合、タイムリミットを設けて次の候補地での計画を検討することも考えられるのではないか。

A. 近鉄グループとしても、駅前の再編が進む中、スターアイランド跡地活用の重要性は認識しており、象徴的な建物を建てたいという強固な姿勢を持っている。近鉄グループが当該跡地活用の重要性を認識していることから、前に向かって協議を進めていくものと考えている。

(意見) 事業の推進は地権者の意向に大きく左右されるが、新型コロナウイルスの影響による経済の冷え込みが影響し、事業が長期化する可能性も考えられる。新図書館についてはこれまで長年議論されてきた経緯があり、市としても代替案を検討したり、タイムリミットを意識して取り組むべきである。

市政施行123周年記念事業費について

Q. 実施された市民企画イベント一覧のうち、実施主体の構成メンバーのあり方が適当かどうか疑問に感じる団体もあるが、市としてはどう対応しているか。

A. 当該団体に限らず、事前相談から丁寧に聞き取りを行った上で、申請をいただきイ

ベント内容を精査している。議員のご懸念については、そのイベントの実行委員会が郷土を盛り上げるという目的のために集められたものであり、それ以外の活動を行っていない旨、当日もイベント会場にて実査し確認をしている。

Q. 令和2年度は新型コロナウイルスの影響で中止となったイベントも多かったが、このコロナ禍の先行きが見通せない中にありながら、令和4年度にもまた125周年事業を実施しようと考えているのか。

A. そういうことは考えていない。

土地開発公社清算事業費について

Q. 新保々工業用地の開発について、障壁のひとつである希少猛禽類が絶滅危惧種から外れたと聞いているが、現状を確認したい。

A. 当該猛禽類は準絶滅危惧種となったが、依然として注意すべき位置付けであり、引き続き営巣の確認を行っている。

Q. 開発を行う区域について、土地開発公社からどのように引き継がれているのか。

A. 希少猛禽類の生息が開発区域の範囲内に及ぶと、そのエリアも開発ができなくなる可能性があるため、公社時代から引き続き注視しているところである。同じ巣を使って営巣するようになれば、生息エリアが安定すると聞いており、開発区域まで及ばないように取り組んでいる。

Q. 工業用地として売却しようとしている土地は北ゾーン、南ゾーンを合わせた19.6haということか。

A. 土地開発公社が所有していた土地全体はもっと広いが、そのうち、現実的に工業用地として売却できると考えている土地が北ゾーン、南ゾーン及び南北に通じる道路である。

Q. 売却時期について、どのように考えているのか。

A. 売却に向けて、土地の名義を整理しているところである。中には名義変更の目途が立っていない土地もあり、完了時期が見通せないが、売却に向けて早めに進めていきたいと考えている。

Q. 区域図からは、一部へこんだ形状となっているところがあるが、地権者との交渉がうまくいかず、入手できなかった土地か。

A. 土地開発公社が入手できなかった範囲が、このような形状となっている。

Q. 売手が造成したうえで売却するよりも、買手が自由に造成できるような販売方法のほうが良いのではないかという議論があったと記憶しているが、どのように販売していくのか。

A. 買手の裁量で造成できるよう、素地売却としているが、道路整備は条件づけていく。現状の区画で買手がつかない場合は次の手を考えていく必要がある。

Q. 業種によって土地の利用方法が異なるため、素地売却が望ましいと考えるが、コロナ禍の経済への影響もあり、買手が付きやすいように柔軟な対応や条件付けが必要ではないか。

A. 地元からの要望もあり、道路の整備は必要であるが、場合によっては市が先行して道路整備を行うことも考えられる。区画割等についてもある程度の自由度を持って対

応していきたい。

(意見) 土地を求めている事業者に情報が届くように、しっかりと広報してほしい。

Q. 区域内に整備される道路は市道になるのか。

A. 開発行為の中で道路を整備していただき、その後市に帰属いただくことになる。売却に当たっては、地区計画や開発許可等についてもフォローしていくので、道路の構造等については問題ないものと認識している。

Q. 土地の面積の正確な測量はできていないものと推察する。素地売却ということで、正確な面積が分からなくてもある程度はやむを得ないとは思うが、売却にあたってトラブルになりかねないのではないか。

A. 境界は確定していないが、外周測量は行っており大きなずれはないものと考えている。また、今回は素地売却に向けた概要図として示したものであり、道路整備の計画によっても面積は若干前後することが予想される。売却の段階では、鑑定評価等も行う。

(意見) 資料として作成する上では、できる限り正しい面積を記載すべきである。しかしながら、測量に多大な経費がかかるようでは意味がない。

Q. 土地開発公社が民間から土地を購入した際の契約内容を確認すれば、面積を算出することができるのではないか。

A. 公簿の面積が詳細な測量に基づくものかどうかが不明であり、正確な面積である保証はない。

(意見) G P S を使うことで比較的精度の高い測量を行うことができるので、参考にしてほしい。

Q. 土地開発公社の土地の評価は購入当時に簿価であったものが、その後時価に代わり、地価は下落している。当初の計画より売却する面積は半分程度となり、さらに、道路整備の条件も付いているが、いくらで売却する想定なのか。

A. 鑑定評価等に基づき、今後価格を設定していく。事業者が求める土地や条件がどのようなものか、経済動向等も注視しながら戦略を練っていきたい。

(意見) 羽津古新田等でも地価は下がっているので、情勢を踏まえて売却していく必要がある。

Q. 比較的売却が現実的だと考えられる北ゾーンや南ゾーンが売却できた場合、それ以外の土地は残地として残ってしまうのか。

A. 将来的な需要の高まりは予測できないが、現状では工業用地等の活用は現実的ではないと考えており、保全エリアや緑地ゾーンのようなものになると想定している。

Q. 土地の管理にも費用が必要であると考えるが、全体の土地面積はどの程度か。

A. 新保々工業用地全体で 38~39ha である。土地の保全に係る費用は必要経費であると考えている。土地を管理しながら、少しでも売却を進めていきたい。

北勢バイパス整備の際に購入した土地の残地について

Q. 北勢バイパス整備の際に土地開発公社が関与した土地の残地の扱いについて考えを確認する。

A. 土地開発公社においても、地権者の不利益とならないよう努力していたと聞いているが、北勢バイパスの道路用地から外れた残地については個人の所有地であり、市と

しても経緯や状況を把握している。

(意見) もともと土地開発公社が所有していた土地を個人に売却した経緯を踏まえると、市としてしっかりとフォローする必要があると考える。

中核市移行推進事業費について

Q. 資料には、中核市移行に際して、懸案となっている産業廃棄物不適正処理事案として大矢知・平津事案があげられているのみだが、市は産業廃棄物不適正処理事案を重く受け止めるべきであり、他の産廃事案についても併記すべきではないか。

A. 当時、中核市移行を見合わせることとなった際の産業廃棄物不適正処理事案としては、大矢知・平津事案、内山事案、下海老事案といった事案を指している。その経緯を踏まえ、現在、大矢知・平津事案の対策工事が進められている旨を記載したものである。それら以外の事案を軽視しているものではなく、それぞれ県の権限でしっかりと進めさせていただいているものである。

(意見) 産業廃棄物不適正処理事案は本市の大きな問題であり、全ての事案についてしっかりと対応してほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

友好都市天津市との交流事業について

Q. 天津市は非常に大きい都市であり、交流事業を行うにしても、本市と比較して都市の規模が違いすぎるのではないか。

A. お互いに都市の規模の違いは認めたうえで友好都市になったと認識している。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で多くの事業が実施できなかつたが、市民文化部の郷土が誇る芸能大会へのビデオ出演やオンラインでの交流等を実施した。また、令和元年度に中国で新型コロナウイルスの感染が拡大していることを受け、本市から医療用手袋を寄贈したところ、令和2年度に天津市からサージカルマスクや防護服を寄贈いただいた。これは価格に換算すると何倍もの額になるものであった。もちろん、見返りを求めて実施したものではなかつたが、両市がお互いを思いやる気持ちが通じたものと捉えている。

(意見) 都市の規模の違いも意識したうえで、国際交流事業を進めてほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第24目特別定額給付金費》

特別定額給付金事務費について

Q. 特別定額給付金に係る業務委託先はどのように決定したのか。

A. 特別定額給付金については迅速に対応する必要があり、国からも随意契約を締結しても良いという方針が示された。本市では、臨時福祉給付金やプレミアム商品券の交付業務に携わった実績のある事業者に委託した。

Q. 申請書の郵送料や給付金の振込手数料の単価を確認したい。

A. 市から発送する郵便については、料金後納郵便で1通あたり57円、返信用は99円であった。また、銀行の手数料は110円であった。取扱件数が14万件以上であることから割引が適応されている。

Q. 時間外手当として新型コロナウイルス感染症対策室の職員分と他課からの応援職員分が計上されているが、どちらも全額国の補助金対象か。

A. いずれも、全額国の補助金の対象である。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

特段の質疑はなかった。

《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

負担金について

Q. 以前から本市と県の負担金の割合について議論があるが、現在の進捗を確認したい。

A. 港の整備について、本市の意思が反映しづらいのではないかとのことから負担割合の議論をしてきたと認識している。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で、顔を合わせての協議の場がなかなか設けられていないが、四日市みなとまちづくりプラン策定費用などには十分な予算がつけられており、県市負担金の割合による支障は出でていないと考えている。

Q. 過去には本市と県の負担割合が50:50になっていたり、管理者を市長と知事が交代で担っていた時期もある。その後、スーパー中枢港湾や国際コンテナ戦略港湾の事業等、国とのつながりを重視して県主導の運営になっていった経緯があると認識しているが、霞4号幹線の整備も完了し、背後地である本市主導の施策を進める時期にあると考える。新型コロナウイルスの影響で県との協議はなかなか進んでいないことだが、そのような状況の今こそ、庁内での結束を高め、本市の求める港づくりに向けて取り組みを進めるべきと考えるがどうか。

A. 市民のためになる港づくりを進めていけるよう、継続して取り組んでいきたい。

市民に親しまれる港づくりについて

Q. 港まつりについては、今後も四日市地区で開催するのか。

A. 開催地を霞ヶ浦地区から四日市地区に移した経緯があり、現在はコロナ禍で中止となつたが、今後も四日市地区で開催する方針である。

Q. 四日市地区は歩行者の導線が悪い。特に、JR関西本線や国道23号を横断して人流を呼び込むことに課題があると考えるが、課題解決に向けた取り組み状況や考えを確認したい。

A. 都市整備部では、中央通りの再編に合わせてJR四日市駅から東側にアクセスできる構想や国道164号においてはJR線を高架で越えるような自動車導線の向上などを検討している。将来的に四日市地区を市民に親しまれる港としていきたい。

(意見) アクセスするルートについては様々な可能性が考えられるが、さらに、徒歩、自転車、車の導線をそれぞれ考える必要があり、難しい検討を要する。四日市みなとまちづくりプランとの整合性を図りながら取り組んでほしい。

【財政経営部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

公用車管理システムについて

Q. A.I.を活用したシステムを導入することで、車検切れや冬用タイヤへの交換忘れ等のリスク軽減につながると考えるので、アンテナを張って調査をすべきと考えるがどうか。

A. A.I.機能搭載の配車システムは、現在、配達業務向けのシステムはあるが、公用車向けの配車システムに関する情報は得ていないので、今後のシステムの開発状況についても十分留意しながら情報収集していきたい。

本町プラザの駐車スペースについて

Q. 本町プラザの駐車場を廃止したことで大幅に経費を削減できた一方で、隣接する宝くじ売り場を利用するため路上駐車をする事例が散見されるので、安全対策について検証すべきと考えるがどうか。

A. 宝くじ売り場の販売員から来客に対して新丁ひろば駐車場の利用を促したり、路上駐車禁止看板も設置するなどの対策をとっていただいているが、路上駐車は見られるので、宝くじの販売元にも話をするなど対応をとっていきたい。

Q. 本町プラザ駐車施設跡地の活用状況はどうか。

A. 跡地にはおもいやり駐車場が2台分設置されている。

Q. おもいやり駐車場の利用状況もしっかりと把握しながら、今後の効果的な活用に反映すべきと考えるがどうか。

A. 利用状況の調査を行い、その結果も踏まえつつ、今後のより効果的な活用についても検討したい。

普通財産の活用について

[貸付状況について]

Q. 市の普通財産を自治会等で活用することに問題はないが、貸付状況が市内の地区によって偏りがある。この状況をどのようにとらえているか。

A. 市として活用しなくなった土地等を普通財産として貸し付けていため、どうしても偏りが生じてしまう。

Q. 地区によって活用できる普通財産に差がある事情も理解するが、地区間で格差があることについては疑問を持つ。例えば地域から公会所建設のための土地について相談があった際には柔軟に検討すべきではないか。

A. 地区のニーズを一番把握している市民文化部と、どのような対応ができるのか協議していきたい。

Q. 普通財産を貸し付けているものは有償か。

A. 無償である。

Q. 貸付期限はあるのか。

A. 最長30年である。

Q. 自治会の法人化が進めば、普通財産を無償で貸し付けている状況を解消していくということか。

A. 自治会の法人化は市民文化部が携わっており、自治会が法人化に至った場合には、当該自治会に譲渡などについて検討を行うことになる。

Q. 自治会の要望を受けて市が土地を取得し、自治会に貸し付けている事例はあるか。

A. 管財課では、行政財産として使用しなくなった普通財産を貸し付けており、把握している範囲ではそのような事例は承知していない。

Q. 公会所等の建物は貸付の対象ではないのか。

A. 建物は地元の所有である。

(意見) 公会所の建物は地元の所有である一方で、土地は市による貸付である。それぞれの管理をはっきりさせておかないと、後々問題になることも想像できる。市民文化部等ともしっかりと連携して対応してほしい。

〔普通財産の実査について〕

Q. 公図をもとに地積を算出している場合、実際と異なる場合もあるが、普通財産の実査一覧のうち、現地で実際に測量したものはどのくらいあるのか。

A. 管財課所有の普通財産の中には実測していないものもあり、必要に応じて順次測量を進めている。

(意見) 正確な測量ができていないと、売却や貸し付けもできない。市の財産を管理する部局としてしっかりと取り組むよう要望する。

Q. 普通財産の実測については、隣地の売買や譲渡等に伴う境界立ち合いのタイミングも活用しながら測量を進めているものと考えるが、境界が確定した土地については、測量も完了していると捉えてよいのか。

A. 隣地で何らかの動きがあれば、境界立ち合いを行うが、それですべて測量が完了したかどうかについては確認が必要である。

(意見) いざというときに地積や境界が不明確であったことが原因でトラブルにならないよう、準備を進めてほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

光熱水費について

Q. 令和元年度と比較して料金が減額となっていることは評価するが、庁舎の空調の設定温度を下げたため電気・ガスの使用量は増加している。使用量が増加したことと職場の環境向上に効果があったことに関して、市として総合的な評価を確認したい。

A. 令和2年度の光熱水費が抑えられた原因是、原油等の価格変動によって燃料調整費が下がったことによるものである。職場環境は良くなつたという声は聞いているので、財政面も考慮しながら、今後も職場環境向上に努めていきたい。

Q. 空調の運用方法の変更による光熱水費の推移を実績として示し、全庁的に共有し、評価する必要があると考えるがどうか。

A. 空調の設定温度の変更は、職場環境もさることながら、コロナ禍における健康管理に配慮した取り組みであり、コロナ収束後に改めて評価したい。

(意見) 最終的な評価をいずれかのタイミングでは行う必要がある。

Q. 節電など市の努力によってではなく、入札結果や燃料調整費が下がったことにより光熱水費が抑えられたことについて、市としてどう考えているのか。

A. 今回は光熱水費を抑えることができたが、入札結果によっては料金が嵩む可能性もあるので、使用量等にも注視して庁舎管理に努めていきたい。

(意見) 今回は良い結果になったが、リスクもしっかりと把握しておくべきである。

Q. コロナ禍での換気の必要性等から空調の運用方法を変更したことだが、毎週水曜日のノー残業デーなどの時間外は空調が停止した中で仕事をしている職員がいる。このことについてどのように認識しているのか。水曜日の延長は考えていないのか。

A. 水曜日の午後5時以降に冷房運転を行っていないのは、働き方改革の取組の中で、休日やノー残業デーは家で体を休めてもらうことを基本としているためである。

Q. コロナ禍において、どうしても時間外勤務が必要となる場合もある。働き方改革等の取組の中でも、時間外勤務をせざるを得ない職員の執務環境を整えることも考えなくてはならないのではないか。

A. 職員の執務環境や福利厚生について所管する人事課と十分に連携し、人事課において、コロナ禍でのノー残業デーの見直しなどの必要性が示されれば財政経営部としても対応したい。

Q. 総合会館の保健所の空調はどのように運用しているのか。

A. 総合会館は貸館を行っているため、午後9時までは空調を運転しているが、日曜日については午後5時まである。

(意見) コロナ禍の中、保健所の職員は夜中まで冷房のない中働いている。光熱水費の削減と職員の執務環境のバランスを見ながら、いずれにもしっかりと取り組んでほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》 及び

《歳出第2款総務費 第2項徴税費》

感染対策の物品購入について

Q. 市税収納率向上の経費としてフェイスシールドや消毒ジェルの購入費が計上されているが、微細な額ながら、県支出金として計上されている理由を確認したい。

A. 県支出金とは県税徴収取扱費委託金であり、それを充当している累積滞納者対策事業費や収納推進課にかかる一般経費等を活用し、新型コロナウイルス感染症対策として購入したものを記載している。

Q. 感染対策にかかる備品は各課が購入するのか。

A. 各課で必要なものは各々の所属で購入するが、例えば庁舎出入り口に設置している消毒器や各課の窓口に設置しているアクリル板等、全庁的に使うものは管財課が用意している。なお、寄付を受けた消毒液等については危機管理室が管理し、必要な所属に配布している。

Q. 各課が購入した感染対策の物品については、それぞれの決算額として計上されることがあるのか。

A. 各課の感染対策の物品の購入については、それぞれ対応することとしており、主要

施策実績報告書に記載することとしている。

《歳出第2款総務費 第2項徴税費》

市税の収納率向上について

Q. 新型コロナウイルスの影響に伴う徴収猶予の特例があり、市税の収納率が下がったとのことだが、収納率が低下した理由は徴収猶予の特例によるものだけか。

A. 1年間の徴収猶予の特例によって令和2年度中に収納できなかった額は収納率を低下させることとなったが、これが令和2年度中に収納できていたと仮定した場合、収納率は前年度を上回る結果となることから、徴収猶予の特例だけが収納率低下の原因ではないと考える。

《その他》

新型コロナウイルス感染症対策に係る決算額及び財源について

(意見) 新型コロナウイルス感染症対策として本市独自の緊急支援策に多額の経費を執行したものの、市の取り組み内容が市民にうまく伝わっておらず、市民の不満につながっているように感じる。市の単独事業としてどのような取り組みを実施してきたのか、わかりやすく市民に伝える努力も必要である。

令和2年度決算の総括について

Q. 国の特別定額給付金という特別なものを含めない場合、令和2年度決算概要をどのように評価するか。

A. 特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金等、新型コロナウイルス感染症による特別なものを除くと、中期財政収支見通しでは、令和2年度の決算額が1,200億円を下回ると見込んでいたが、新型コロナウイルス感染症に対する本市独自の緊急支援対策などによって実際の決算額は1,200億円を上回る規模となっている。

Q. 前年度と比較して地方消費税交付金が大きく増加しているが、このことについては想定の範囲内か。

A. 地方消費税交付金は国から地方に配分されるまでタイムラグがあり、消費税率の引き上げの影響が反映するまでそのタイムラグも含めて増加は予測していた。

【財政経営部・会計管理室・経過】

《歳入全般》

ふるさと応援寄附金について

Q. ふるさと応援寄附金の寄附受入額と個人市民税の税額控除額について、この差額がそのまま本市の赤字になっているが、本市としてこの状況に対して何かできることはあるのか。

A. 財政経営部では、寄附金の受け入れ事務や返礼品の支出の事務等を行っている。ふるさと納税制度を活用し、他の地方公共団体に寄附することは市民の意思であり難しい部分であるが、寄附の受け入れを増やすため、シティプロモーション部を中心に魅力ある返礼品のメニューを検討しており、財政経営部としてはその下支えできるところ

ろを協力していく。

Q. 対策が返礼品の拡充くらいしかできず、制度自体に問題があるのではないかと考えているが、特に地方交付税不交付団体はふるさと応援寄附金による赤字の影響を受けやすいため、共同で国に対して制度の改善を求めるなどしていくべきではないか。

A. 返礼品等の本市でできることについては府内で協議している。制度の改正については、交付税措置は不交付団体には不利な内容であり、地方特例交付金等により公平に補填すべきであること、また、減収額の75%が普通交付税上算定されるが残りの25%も算定すべきであること、さらに、税の控除に関する手続きの簡素化により、本来所得税で控除すべきところを住民税から控除される仕組みについて改めることなど、市長会や税務関係団体を通じ要望を行っている。

Q. 返礼品についてはすべてシティプロモーション部が担っているのか。

A. 返礼品のメニュー調整はシティプロモーション部が行っており、財政経営部としては、返礼品のポータルサイトへの掲載に関する契約業務などを担っている。

霊園使用料について

Q. 全体的に変動があることは読み取れるが、長期的に見ると歳入としては増えているのか、減っているのか。

A. 区画の販売が伸びれば歳入は増えるが、一方で手放す方もおり、販売に力を入れている分若干伸びているが、伸びていく一方というものではないため、横ばいであると考えている。

(意見) 安定した歳入が見込めるよう、環境部と連携して取り組んでいってほしい。

市税収入について

Q. 国民一人当たり10万円の特別定額給付金がなかった場合、歳入のなかで市税収入の占める割合はどのくらいになるのか。

A. 特別定額給付金に係る312億円を差し引いた状態で計算すると57%となり、令和元年度と比べると近い数値になる。なお、平成29年度から令和元年度は特殊要因などもあり通常よりも多く市税収入を記録した年であるので、特に高い割合であったと捉えている。

歳入全般について

Q. 主要施策実績報告書の歳入部分について、前年度に対して減収となつたが予算現額に対しては上回ったという旨の記載が散見されるが、予算編成の精度はもっと上げられないのか。

A. それぞれの税目の担当課では過去の実績推移を踏まえたこれまでのやり方を踏襲しつつ税制改正などの最新情報を織り込みながら来年度の予測をして税の見込みを立てている。その中で精度を上げる努力はしているが、コロナ禍での景気悪化が見込まれる状況で、歳入欠陥という最悪の事態を防ぐために安全を見て予算編成を行つた結果と考えている。

Q. 地方消費税交付金の見込みの立て方について、国から地方に配分されるタイムラグについても予測できていたとのことだが、大幅な増収があり予算現額を上回つた要因がほかにあるのか。

A. 地方消費税交付金の見込みについては国税から地方に配分されるまで約6か月間のタイムラグがあるが、消費税率の引き上げによる増加は見込んでいた。他の要因として、例えば、原油にかかる消費税額が原油価格や円高・円安によって変動することもあり、全体の消費動向を読み切ることが難しく、ある程度のものは生じるものと考えている。

【会計管理室・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》

【職員用机・椅子の管理について】

Q. 人事異動等により年度末に各所属の分を取りまとめて一元的に管理する必要があることはわかるが、これをすることにより各課でのこれらの物品に対するコスト意識は薄っていくのではないか。これだけのコストがかかっているという意識付けが必要と考えるがどうか。

A. 会計管理室においてはコスト意識を強く持っております、計画的に更新を行っているが、更新に際しては、各所属を調査した上で、著しい破損や使用継続が困難なものしか交換しないとして厳しく対応している。こうしたことで各課にもコスト意識を持ってもらうことを念頭に置いて職務に当たっている。

【消防本部・経過】

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目常備消防費》

【オゾンガス発生器について】

Q. 資料にはオゾンガスによる「除染」との記載があるが、オゾンの有効性に関する学術論文によると、「除染」ではなく、「不活化」とのことである。どちらが正しいのか。

A. 論文では「不活化」という表現が使われていることを確認しているが、論文発表前からオゾンガス発生器を導入している他市町の消防本部においては、「除染」とされていたことから、今回は「除染」という表現を使っている。

Q. 可搬式と救急車設置型でオゾン発生量に50倍ほどの差がある。救急車設置型は人体への影響を考慮してオゾンガスの発生量を抑えているものと推察するが、効果はどれくらいあるのか。

A. 救急車設置型のウイルスの不活化率は、30分で46%、60分で92.9%となっている。

Q. オゾン以外にも、光触媒を使ったウイルスの不活化等の方法もあるが、他の様々な方法についても研究しているのか。

A. 救急隊員の消毒については、消防庁の示している救急隊の感染防止対策マニュアルに基づき、アルコールでしっかりと消毒することを基本としており、それに加えて本市においてはオゾンガス発生器を導入したものである。現時点では認識している手法は、オゾンと光触媒を使ったものの2種類のみである。

Q. プラズマクラスター等の空気清浄システムもあるのではないか。様々な方法を組み合わせて、ウイルスの不活化率を高めていくべきと考えるがどうか。

A. 様々な消毒方法を研究していきたい。

(意見) 救急隊員の身を守ることが傷病者を守ることにつながる。研究を重ね、効果的に搬送できるよう努めてほしい。

Q. 救急車内のオゾン濃度はどのくらいか。

A. 0.1ppm 未満になるようになっている。オゾンガス発生器は常に電源を入れた状態だが、オゾンの濃度が 0.1ppm に達すると自動停止する機能がついている。

Q. オゾン濃度が 0.1ppm になると鼻やのどに影響が出るとされているが、救急隊員はその環境で何時間程度勤務することになるのか。

A. 1回の出動が 30 分から 1 時間程度であり、連続して何時間も車内で活動することはない。

Q. 医療機関では UV-C (深紫外線) を使った消毒を採用している。UV-C (深紫外線) を使った装置についても比較、検討したのか。

A. 導入当時は検討していない。

(意見) 今後、一度検討してほしい。

消防救急体制について

Q. 新型コロナウイルスの影響で搬送に支障をきたした事例はあったか。

A. 令和3年7月までのコロナに関連する搬送困難事例、いわゆる病院選定回数が4回以上、かつ現場滞在時間が30分以上は0件であり、本市において大きな問題は起こっていない。

Q. 救急救命士の2名乗車を目指して救急救命士の養成を行っているが、令和2年度の取り組みを確認したい。

A. 例年、3名の救急救命士の養成を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で2名の養成にとどまった。その2名は資格を取得し、救急救命士として活躍している。また、今年度の養成に令和2年度に減となった1名を加え、4名の救急救命士を養成中である。

Q. 救急救命士は追加の講習を受講することで、行える応急処置が拡大する。本市の救急救命士がどのような処置をすることが認められているのか、現状を確認したい。

A. 本市には国家試験に合格した救急救命士が85名おり、そのうち、気管挿管の処置を認定されている者が19名、平成26年に認められた処置拡大を認定されている者が79名である。救急救命士の処置拡大には追加の講習等が必要であり、人数制限もあるため、すぐに全員が認定を受けることはできないが、さらなる処置拡大に向けて救急救命士の養成を続けていきたい。

(意見) すべての救急車に救急救命士の2名乗車を実現し、安全な搬送を実現できるよう努力してほしい。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

AEDについて

Q. AED 3台の購入額が 626 万 1255 円となっているが、一般的なAEDより高額な理由を確認したい。

A. 救急車積載用のAEDであり、救急隊員が心電図を確認するためのモニター等がついていることなどから高額になっている。以前は救急車の更新時に併せて購入していたが、AEDの耐用年数が変更となり、救急車の更新時期とずれが生じたことから、AED単体で購入するようになったものである。

Q. 3台購入したこと、AEDをすべての救急車に積載できるようになったのか。

A. 予備の救急車を含め、14台の救急車すべてに載せている。

Q. リース契約は検討しなかったのか。

A. 耐用年数である6年の減価償却や保守点検等の費用を含めてもリースの方がコストがかかると判断し、購入することとした。

分署への救急車の配備について

Q. 南北の分署に救急車が1台ずつ配備されているが、配備台数は十分だったか。

A. 分署の救急車が出動中に他の緊急出動が重複した場合は、直近の救急車で対応する運用としており、現在のところ大きな問題は起こっていない。

(意見) 消防本部は8分消防5分救急を命題として、これまで努力し続けてきた。コロナ禍において厳しい状況もあるかと思うが、市民の命を守るために必要なことがあれば協力したい。

【危機管理監・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目 防災対策費》

本部員会議の開催と市民への情報発信について

Q. 新型コロナウイルス等について、国から県を通じて本市に届くべき情報が、先にマスコミから発信されるというケースがある。マスコミの情報については正確さについての懸念もあるため、市からの確かな情報発信が迅速に行われることが重要であると考えるがどうか。

A. 県の本部員会議の中で情報を知るというのが流れであり、なるべく早く意思決定をし、ホームページ等で市民への周知を行っている。マスコミの情報は国の動向などを知るための参考としている。

Q. 国から保健所政令市である本市に直接情報が入ってくることもあるのか。

A. 国の決定事項等の情報については、国から県を通して本市に伝達される。

地区防災組織への高額資機材等購入補助について

Q. 高額資機材購入補助の予算額300万円に対して決算額は366万円と超過しているがこれについての見解はどうか。

A. なるべく多くの防災組織にデジタル無線機を購入していただきたいという思いから、既決予算を流用し当初予算よりも多くの補助を行った。

Q. 高額資機材購入補助制度は地区からの要望に対する補助なのか。

A. 地区防災組織が購入したものに対してその費用の一部を補助するものである。

Q. デジタル無線機の購入補助について、1台当たりの金額が地区防災組織によって差

が生じている。市として一定の仕様等を地区に示さずに補助を行うのはおかしいのではないか。

A. この補助金の目的は地区防災組織の自主的な活動を支援するものであり、それぞれの地区防災組織の状況や活動の実態、財政状況に合った資機材等の購入について補助を行うものであり、危機管理監で仕様等を示すことは適当ではないと考える。

Q. 市で物品を購入する際には入札等を行い、適切な手順で購入されるものと考えるが、地区によってそれぞれ金額に差が生じてしまうのは、やはり仕様を示していないことが原因なのではないか。ある程度の仕様を示したうえで購入を行えばこれほどの差はなかつたと考える。

A. 地域が必要と判断して購入した資機材に対する補助金であり、市が物品を購入する場合とは異なるので、ご理解いただきたい。

Q. それぞれの地区で購入したデジタル無線機について、特に安価なものは機種によっては最大出力が低いものもあるのではないか。

A. 最大出力はすべて5ワットのものである。地区によっては、型式が最新ではないものを購入しており安価で購入できたものと考えている。

Q. 高額資機材購入補助の補助率は2分の1であり、かつ、50万円以上の購入に対する補助であるため、地区防災組織によっては予算の都合で購入できないため制度の活用ができないというような事態にならないか。

A. 高額資機材購入補助制度を使わなくても、活動補助金を活用して少ない台数でデジタル無線機を購入することも可能である。令和2年度に各地区防災組織に聞き取りを行ったところ、3つの地区防災組織が高額資機材購入補助制度を活用する予定がないとのことであり、今後、本当に資機材の購入の必要がないのかどうか再度確認を行う。

Q. デジタル無線機を各地区防災組織に強制的に配備させるものではないとのことだが、デジタル無線機を配備しない地区防災組織が存在することにより、それぞれの危機管理能力の差が生じる危険性があるのではないか。

A. 情報伝達ツールの一つとしてデジタル無線機の有効性を認識しているが、他の方法で情報伝達ができるのでデジタル無線機が必要ないというのも一つの考え方であると捉えている。各地区において情報通信網を整理しており、各地区において組織内の連絡体制は取れていると認識している。スマートフォン等を用いたデジタル通信による情報伝達については、過去の大規模震災等の状況からも使用できることが報告されており、そうした選択肢もあるものとして各地区の防災組織と意見交換をしている。

Q. 海蔵地区防災組織が購入した防災倉庫は山手中学校の敷地内に設置されているとのことだが、使用目的は何か。また、中学校の敷地内であり配慮が必要と考えるが学校側の了解は得られたのか。

A. 地区が保有する資機材を格納するために必要ということで購入されたものである。また、地区防災組織が教育委員会と協議を行い、使用許可を得ている。

Q. 川島地区において、どのような経緯でデジタル無線機の中継器を購入したのか。また、中継器については補助の対象外なのか。

A. 中継器は高額資機材の補助対象であるが、高額資機材購入補助を利用してデジタル無線機を購入した後に、無線が飛ばない地域があることがわかり、地区防災組織で活

動補助金を用いて新たに中継器を購入した。

(意見) 委員会資料の高額資機材に関する記述が不十分と考える。議会にしっかりと情報をお伝えするという意思を持って委員会に臨んでいただきたい。

避難所運営におけるマイナンバーカードの活用について

別紙「論点整理シート」に記載。

応急給水栓の配備について

Q. 応急給水栓を活用した訓練はしているのか。

A. 令和2年度は1地区で応急給水栓を活用した訓練をしている。

Q. 地区が自主的に応急給水栓を活用して訓練したのか。危機管理室から依頼したのか。

A. 令和元年度の応急給水栓の配備の際に危機管理室からお願いをしており、令和2年度に地区が自主的に訓練に盛り込んだものである。

Q. 資機材を導入したのであれば、今後は訓練についても併せて積極的にお願いしていくべきと考えるがどうか。

A. 機会をとらえて訓練をするように啓発をしていきたい。

指定避難所の考え方について

Q. 指定避難所の収容人員は市全体の総数でとらえるという危機管理監の考え方について、それぞれの地区ごとに日ごろから気を使いながら訓練を行い、それぞれの住民が近くの避難所にどのくらいの収容能力があるというのを把握しており、簡単に市全体で考えていると言ってしまうと、市民の誤解を招く危険性があると考えるがどうか。

A. 指定避難所の収容人員は市全体でとらえているが、避難所の運営や訓練はそれぞれの地区で行っていただいているが、原則は近くの避難所へということで、その地域に住む市民を多く受け入れることは想定していると認識している。

Q. 原則は近くの避難所へ避難するということを、しっかりと市民に啓発をしていくべきと考えるがどうか。

A. 必ずしも地区内の避難所に行かなければならないわけではなく、近くの安全な場所に避難するということを広く市民に情報を伝えていきたい。

総合防災拠点について

Q. マンホールトイレは何基設置しているのか。また、災害時のみ使えるものなの。

A. マンホールトイレは5基設置しており、現在はここにトイレがあると示すために、使用はできないが1基だけ常に設置している。平時は使用できず災害時に使うものである。

Q. 駐車場の収容台数は何台か。また、駐車場の白線の引き方を工夫すればより多くの台数を駐車できるように見受けられるがどうか。

A. 駐車区画は90台程度である。駐車場の真ん中の通路に沿って白線を引いており、設計上これが最も有効と考える。

Q. 出入り口は何か所あるのか。

A. 3か所である。

(意見) 最大限有効活用できるような工夫をしてほしい

緊急輸送道路に係る対応について

※令和2年度の提言シートの取り扱いについて

(意見) 無電柱化、液状化対策以外の部分については終了としてよいと考える。無電柱化、液状化対策の部分が残ると、危機管理監の所管を外れていくと考える。全庁的な議論を今後進めていくということであれば終了として、無電柱化、液状化対策について今後議論をしていくのであれば都市・環境常任委員会に議論の場を移しても良いのではないか。

(意見) 液状化対策は永遠の課題であり、どのようにまとめていくのかが非常に難しい。市の単独でできるものではないと考えるが、課題は残っているためその部分だけ留意して一旦終了しても良いと考える。

Q. 液状化対策について、現状確認されている有効な対策はあるのか。

A. 液状化を防ぐ確固たる方法は現在のところ確認されていない。そのうえで、本市でできることとしては、液状化した際に液状化した道路を車両が通れるようにすることなど、後の対策を行うことがメインになる

Q. 今後の無電柱化、液状化対策についてどのように考えているのか。

A. 無電柱化、液状化対策について、国土強靭化計画の脆弱性評価を進める中で、全庁的に取り組んでいきたい。

以上の経過により、無電柱化、液状化対策については今後の課題としてしっかりととらえ、取り組んでいくことを確認し、危機管理監への提言としては終了と整理した。

【シティプロモーション部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目 一般管理費》

ふるさと応援寄附金について

Q. シティプロモーション部でふるさと応援寄附金の返礼メニューの拡大に努めているとのことだが、人気のある返礼品はどのようなものか。

A. 最も人気があるのは地元企業のごま油セットであり、IH対応の萬古焼の土鍋なども人気である。

Q. お墓の掃除代行という返礼メニューはユニークでよいと思うが現在もメニューにあるのか。また、寄附金額はどのくらいで設定しているのか。

A. 現在もメニューにあり、お墓参り代行は3万円以上の寄附金額になっている。

Q. もう少し安価な寄附金額に設定し、やれる範囲の代行にすれば寄附しやすくなると考えるがどうか。

A. 国の指導で、返礼品の額は寄附額の3割以内とされており、返礼品を加える際には、バランス感覚を持って検討していきたい。

Q. 寄附金額から返礼品に係るコストを差し引いて最終的に市への実質的な収入となる

のはどのくらいなのか。

A. 返礼品の額は寄附金額の3割以内となっており、その他発送等の経費を加えると寄附金額の45%程度が経費となるため、寄附金額の5割強ほどが実質的な収入となる。

シティプロモーション番組の制作費について

Q. シティプロモーション番組の制作費について、三重テレビで放送する「旬感☆Mie」と、CTY、CTY-FMで放送する「四日市GU・RU・ME！」を比較すると制作費は「旬感☆Mie」の方が安いように見えるが、番組制作の方法によるものか。

A. 番組の単価、値段の違いは、制作内容、放送回数の違いによるものと認識している。

「旬感☆Mie」は番組内的一部を使用し、職員がスタジオに出向いて話すものであり、制作費がそれほどかからないが、「四日市GU・RU・ME！」は、ロケに1日以上費やしたり、人がたくさん動くなど制作費を要するため、費用に差が生じる。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目 文書広報費》

インターネットアンケート「市政ごいんばん」について

Q. 各部局からの依頼によりモニターに対してアンケートを行っているとのことだが、自ら登録しているモニターに対して、アンケート回数が年間3回では物足りないと感じるのではないか。

A. 課として回数の減少について懸念しているが、一方で過剰に年間本数を増やすとモニターへの負担がかかってしまうため、バランスを考慮するとおおよそ2カ月に1回程度までが適当と考える。施策への評価を反応よく返していただける手段なので活用するよう庁内に周知を図っていきたい。

Q. アンケート内容について議員に報告をもらっていた時期もあったが、いつの間にか報告がなくなっている。情報提供できないものなのかな。

A. モニターには市職員や議員は登録できない制度となっている。アンケート結果については、市のホームページでも公開しており、積極的にお知らせするべきと考えたため適時適切に情報開示をしていきたい。

行政情報の広報について

(意見) 新型コロナウイルス感染症による経済対策として水道基本料金の半年間無料化をしたが、広報が不十分であったために無料期間終了後に市民から水道料金を値上げしたのかとの声を聞く。広報を効果的に行うことで市民の満足度を高められた機会だったと考えるため、全庁的に一丸となって行政情報の広報についてもしっかり考えるべきである。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第3目観光費》

メディアへの掲載について

Q. 本市について取り上げているテレビ番組等について、事前に情報を得ているのであれば、市民に対してもっと広く広報していくべきではないか。

A. 番組の情報について公開しても良い番組については、市のSNSやホームページに掲載しており、職員向けにも庁内掲示板で周知している。撮影が終了していても、番組によっては内容が事前に公開されてはいけないものなどがあり、制作者から広報しないよう指示があることが多い。また、放送時期についての連絡がないことも多く、課としても番組をチェックしながら広報をしている状況である。

(意見) 市民から見たかったという声があとから聞こえてくることも多いため、なるべく情報を把握するよう努め、広報してほしい。

Q. 放送後に本市について取り上げられたことを知った場合に、市としてPRするため、後から見るような方法はないのか。

A. 市民からはそのような要望もあるが、再放送やインターネットでの視聴ができるものについては広報していくことや、市が録画するなどして観ていただく対応が可能かどうか、制作者との調整など検討が必要と考えている。

(意見) 行政の立場だからできることもあると思うのでホームページでの公開などについて検討してほしい。

レジャー施設事業費について

Q. 伊坂・山村ダム周辺緑地管理等委託、伊坂ダム休憩施設管理運営業務委託について、どこに委託しており、委託料はどのような用途に使われるのか。

A. どちらも四日市市文化まちづくり財団に委託している。伊坂・山村ダム周辺緑地管理等委託については、周辺の管理道路の除草や木の伐採、パトロールなどを伊坂・山村ダムの周辺の緑地の管理をしていくものであり、伊坂ダム休憩施設管理運営業務委託については、休憩施設やシャワー設備等の管理を行い、利用者数の把握等を行っている。

Q. 委託内容が適切に執行できているのかを確認したうえで委託料の支払いをしているのか。

A. 執行状況を確認して委託料の支払いをしている。

客船誘致協議会負担金について

Q. 客船誘致協議会負担金はコロナ禍で事業ができなくても負担するのか。また、客船誘致協議会とはどのような組織であるのか。

A. 毎年基本的に150万円を本市の負担金として支出しているが、令和3年度の負担金額は、令和2年度にコロナ禍で事業ができなかつたため30万円となった。四日市客船誘致協議会の事務局は商工会議所が担っており、客船を誘致するため外国船の船会社との意見交換に参加したり、船会社への訪問をするなどして客船の誘致をしている団体である。実際に客船が来た際にはおもてなしのブースを設けて地元商品のアピール等を行っている。

東海道おもてなし事業について

Q. 新たに設置したトイレはどの施設に設置したのか。常時使用できるものなのか。

A. うつべ町かど博物館の屋外にトイレを新設しており、誰でも常時使用できる。

シティプロモーションの今後の方針について

Q. 「認知から来訪につながる機会の創出」とあるが、コロナ禍において「来訪につながる」という書き方をしてしまうことに疑問を感じる。

A. アフターコロナでの来訪を促すような意味合いで記載しており、コロナ禍ではなかなか誘客活動はできないが、観光交流課の任務は誘客であり、まずは広報活動を行い、コロナ禍が収束した後の誘客につなげたいという思いである。

実行委員会形式事業の在り方の検討について

※令和2年度の提言シートの取り扱いについて

コロナ禍において実行委員会が開催されなかつたという報告はあったが、取り組み内容を見届ける必要があることから、継続とした。

文化財関連事業の見直しについて

※令和元年度の提言シートの取り扱いについて

令和4年度の組織の見直しについて、社会教育・文化財課の文化財業務および文化振興課の業務は、観光交流課の所属するシティプロモーション部に移管することとなつたため、終了とした。

【総務部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

職員の時間外勤務について

Q. 上司からの命令があつて初めて時間外勤務ができるが、どのような手法で時間外勤務の管理を行っているのか。

A. 市長部局については、行政内部システムに職員が時間外勤務の職務内容、予定時間を入力し、所属長が内容を確認の上承認する仕組みとなっている。実績については、翌日に実際の時間外勤務の時間を入力し再度所属長が承認する。入力されたデータは蓄積されていく。

職員の定年延長について

Q. 本市職員の定年延長についてどのように考えているか。

A. 定年延長については、現時点では国からの指針が示されていないため、指針が示され次第、職員組合と交渉して進めていきたい。制度としては国が示したものと同様の制度になるとを考えている。

(意見) 国からの指針を待つばかりではなく、より市民のためになるような本市独自の制度設計についても検討してほしい。

入札制度について

Q. 舗装工事に係る総合評価方式一般競争入札の結果を見ると、平成28年、平成29年に落札した実績のある2社しか落札できていない状態が続いている。多くの入札が技術評価点によって落札者が決まっており、過去に同種工事、類似工事を行った実績の有無により技術評価点に差が生じることから、実績のある業者しか落札できず、公平な入札と言えないと考えるがどうか。

A. 同種工事、類似工事の実績は、技術評価点の一部であり、技術提案の項目にかかる配点を高くしている。今までの総合評価は、会社の実績、技術者の実績の項目があり、この項目で点数差がつくことはある。そこで、令和2年度より技術提案チャレンジ型を試行している。この方法では、技術者の実績の項目を除外し、会社の実績も配点を低くし、技術提案の配点をかなり高く設定することで、より良い技術提案を求めるものである。このような新しい手法を活用して、入札参加者を増やしていきたい。

(意見) より公平で安全に工事が行える入札になるよう、議会ともしっかりと議論しながら今後の入札方法について検討を進めてほしい。

Q. 救急車の入札について、総合評価方式のように値段だけではなく様々な視点で評価できるような入札方法を検討できないのか。

A. 高規格救急自動車を納品できる事業者は2社しかないが、車両の購入に際して、業者が技術提案をどのようにするのかについて検討が必要である。また、どのような車両を求めるのかという点についても、消防本部と協議して検討していきたい。

(意見) 市民が入札結果を見て不信感を抱くことのないよう入札の内容をしっかりと説明ができるよう、入札方法について検討をしていくべきである。

Q. インターネットでの公有財産の売却について、売却車両の写真では、赤色灯が設置されており、団体名称等の印字もされているがそのまま売却したのか。

A. 赤色灯や無線機などは取り外して、また、文字についても、はがせるものははがし、はがせないものについては、購入者が消去しそれがわかる写真を提出することとなっている。

工事検査について

Q. 評価する職員の感性によるものもあるので、事業者にとってはその評価の差によって大きな影響を受ける。そのため、だれがどのような評価をしたのか、公平な評価をしているのかを議会がチェックする必要があると考えるがどうか。

A. 個人情報、法人情報の保護の観点から、情報をすべて開示というわけにはいかないが、ある程度の情報を開示して議会で審議するということは可能と考える。

(意見) 公平な評価が行われているのかについて議会で審議できるような機会を設けるべきである。

Q. 事業者から不服申し立てがあった際に、市としてどのような対応をするかといった環境があることが重要と考える。職員の知識と事業者の知識に相違があるとの声も聞くが、事業者から不服申し立てがあった例はあるか。

A. 監督職員は考查評定基準に基づき、評価を行っているが、検査室としても評価について適正な評価がされているかについての確認は行っている。また、件数は少ないものの、事業者から不服申し立てがあった事例はある。その際には、市と事業者で協議

を行っており、場合によっては評価を修正した例もある。また、不服申し立てに対して評価についての説明を行い、納得する事業者もあった。双方が歩み寄って再度協議を行う場を設けている。

Q. 評価が低い場合には、不服の申し立てを行って解消できるが、実情よりも高い評価をつけた場合にその解消は難しいのではないか。評価が高すぎると、その後の入札において優良事業者として有利になり不公平が進むのではないか。

A. 監督職員の評価が高く、疑問があった場合、評価を行った工事担当課に対して検査室から再検討を求めた実績はある。

(意見) 評価に対する不信感から入札参加者が減ることがないようしっかりと評価を行い、不服の申し立ての正当性があった場合には点数の見直しもできる環境を整えてほしい。

Q. 工事成績評定書の評価項目には、素人では評価できない項目が並んでおり、監督職員として意見も記載する欄があるが、監督職員とはどのような職員で、どのような職務を行っているのか。

A. 例えば、土木工事の監督職員の場合は、必ずしも資格を持っているわけではないが、原則として土木系の高校や大学を卒業している専門の技師である。事業者とともに工事を作り上げる業務を行っており、その後に考查評定基準に基づいて工事の評価を行っている。

Q. 工事成績評定書は、毎日現場に足を運ばないと書けない内容だと思う。監督職員は工事の期間、毎日現場に常駐しているのか。

A. 毎日現場に足を運んでいるわけではないが、必要なところへは可能な限り現場に赴いて行って現場を見て評価している。

Q. 一度も現場に足を運ばなかつたような工事はないか。

A. 少額であり、短期間で終わる工事などは現場へ足を運べない間に工事が終わっていることはある。

(意見) 市の職員は限られている中、事業者の信頼を得る意味でも現場を見に行って評価ができるよう効率的に取り組んでほしい。

Q. 評価を行う職員によって点数の差が出るのを避けるため、誰が評価しても同程度の評価点がつくような基準が必要であると考えるがどうか。

A. 評価に差が生じないように考查評定基準を設けて、工事の評価を行っている。現実にある監督職員と検査職員との間での点数の差については評価の基準が違うため生じてしかるべきと考えるが、監督職員と検査職員のそれぞれの評価は基準に沿って行われるため、たとえ別の職員が行ったとしてもそれぞれの評価点に大きな差異は生じないと考えている。

文書集配業務について

Q. 宅配業者のトラック等が庁舎西側道路の横断歩道の直近で停車して荷物の積み下ろしをしているのを見受けることがある。本来利用すべき庁舎南側スロープの構造上、荷室が高く進入できない車両があることも関係すると思われるが、危険であり交通違反の可能性もあるため指導等を行うべきと考えるがどうか。

A. 様々な用務の車両が庁舎に出入りしているが、関係する部署と連携して交通安全対策を行っていきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

職員の健康管理について

(意見) 働き方改革のため時間内で業務を終了させることも重要だが、やむを得ず時間外に勤務をせざるを得ない業務もある。19時15分以降においても23%の職員が時間外勤務をしていることから、冷房運転を延長する等で職員の健康管理を行うことも重要であり、両面への配慮をお願いしたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目 計算記録管理費》

スマート自治体の実現について

Q. A I ・ R P A等の導入による職員の業務効率化について、削減された時間数については、各課に聞き取りを行ったのか。

A. 各課にヒヤリングを行いおよその削減時間を聞き取ったものである。

※令和2年度の提言シートの取り扱いについて

(意見) A I ・ R P A等の I C T 活用促進事業、情報システム最適化推進事業、マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化事業、官民データ利活用事業について、いずれも予算をつけ、進捗を図っているものと説明があり一旦終了としてよいと考える。

(意見) 公用車の配車管理へのA I の活用に関する調査をしっかりと行っていくのであれば終了としてよいと考える。

Q. 調査予算がついているものについて、総務常任委員会に対して、今後進捗状況の報告を行っていくのであれば終了としても良いと考えるがどうか。

A. スマート自治体の実現については総合計画に記載があり、I C T 戦略課としても重要な項目であるため進捗について報告を行っていく。

以上の経過により提言事項のチェック後の分類については、終了とすることとした。

《歳出第2款総務費 第4項 選挙費》

選挙事務について

Q. 投票所での受付時の氏名の読み上げについて、感染症対策の観点から、また、個人情報保護の観点から、省略すべきと考えるがどうか。

A. 本人確認のために必要な作業であるため、これまでと同様に行いたい。今年度の県知事選挙においては、感染症対策として、名簿対照を行う箇所では選挙従事者と選挙人の間に飛沫防止シートを設置することとしており、選挙人同士も一定の距離を保つようとするなどの工夫を行う。

Q. まずは商業施設を活用した期日前投票所の開設に向けた取り組みを進める方針であ

るとのことであるが、具体的にはどのくらいの時期に始めていく予定なのか。
A. 確定的なことは言えないが、来年度に向けてという思いは持っている。

【監査事務局・経過】

《歳出第2款総務費 第6項監査委員費》

決算審査の意見について

Q. 「令和2年度決算についての所見」について、決算等審査意見書の監査委員の意見をそのまま転載して所見として提出していることについて、監査事務局の所見はどうか。

A. 監査委員の合議により決定した意見であり、これまで同じように記載して提出していたが、このように所見としてそのまま掲載するはどうかということについては代表監査委員とも協議している。問題意識はあったものの、今回の決算においても例年と同様に作成した。

Q. 8月定例月議会の議案聴取会の際に代表監査委員から意見を述べるようになったのは、議会の方から、代表監査委員が出席し発言してはどうかとの意見があった経緯があると思うが、こうした発言の機会についてはどのように捉えているのか。

A. 年に一度議会に対して意見を述べる機会があるのは有意義なものと認識している。監査委員の合意の上で決算審査の意見を出しているため、代表監査委員個人の意見を述べるのがどうかということも含め、他市の事例を研究するなど今後の報告に活かしていきたいと考えている。

(意見) 時間を有効に使って有意義な場となるよう議会とも議論しながら検討を進めてほしい。

監査の種類と範囲について

Q. 監査の権限について、例えば行政と取引がある会社や、地域の団体などを監査する権限はないと理解してよいか。

A. 市から補助金、交付金が出ている事業について監査する場合もあり、また、監査の対象部局の事務が適正に行われているかの確認のために資料を請求することはありえるが、団体の運営などに対して直接監査を行うものではない。

Q. 監査委員が行う監査は内部監査という位置づけでよいか。

A. 行政内部の事務、予算の執行についての監査であり、内部監査という位置づけでよい。

Q. 監査委員は限られた時間の中で効率的な監査を行うため、定期監査などの際には発言時間に一定の制約があったと認識しているが、令和2年度においては定められた時間を越えて発言するようなことはなかったのか。また、特定の監査委員の発言時間が長かったために他の監査委員の発言時間に影響するようなことはなかったのか。

A. 少少の発言時間が前後する例はあったかもしれないが、おおむね定められた時間の中で監査を行っていただいた。監査委員の発言時間により他の監査委員の発言時間に影響したことはなかったと認識している。

定例以外の日程で実施した監査について

(都市整備部道路管理課に対して実施した監査について)

※特定の団体に関する部分の議論については秘密会を開催して行った。

※資料は 05_8月定例月議会 — 04_総務常任委員会 — 011_追加資料（監査事務局）を参照。

【議会事務局・経過】

《歳出第1款議会費》

市議会議員共済会退職年金及び遺族年金について

Q. 議員年金は 12 年間かけた実績により受給資格が得られるが、元楠町議会議員についても受給額は同じになるのか。

A. 退職からさかのぼって 12 年間の報酬額をもとに算出されるので、元楠町議会議員についても過去 12 年間の報酬額をもとに算出される。

新型コロナウイルス感染症の影響について

Q. 令和 2 年度は議会としてもできなかったことが多いが、職員の残業時間も減少したのか。

A. 令和 2 年度は月あたり平均 5.7 時間であり、令和元年度の平均 16.7 時間と比べて大幅に減少した。

Q. 議長が公務で移動する機会が減ったが議長交際費については減少しているのか。

A. 議長が出席する会議が書面会議になり、イベント等に来賓で出席する機会もほとんどない状況となるなど、議長車を使った移動が減少したため議長車の運転業務委託費が大きく減少した、また、県外への出張も減少しており、費用弁償も減少している。

【結果】

以上の経過により、議案第 21 号 令和 2 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定における当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートのとおりです。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和3年8月定例月議会 決算常任委員会総務分科会)

事業名	避難所運営におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究について			
事業概要				
政策提言に向けた論点について				
1. 質疑・答弁の要旨				
<p>Q. 以前から避難所での入退所受付においてマイナンバーカードを活用し受付の簡素化を図るべきではないかと指摘をしてきたが、なぜこれまで検討してこなかったのか。</p> <p>A. インターネット等で各自治体の取り組みは調査しており、新潟県三条市が先進的に行ってることは認識している。一方で、マイナンバーカードの普及が進んでいないこと、電源等のハード面での装備が整っていないことから、詳細な検討は行ってこなかった。</p> <p>Q. 総務省のホームページにもマイナンバーカードの活用による避難所での入退所管理について推奨されている。新型コロナウイルスの影響に関わらず、避難所の受付が煩雑であり混乱が生じていることは課題だと思うが、簡素化を図るつもりはないのか。</p> <p>A. スマートフォンでQRコードを読み取って非接触で入退所の管理ができる仕組みを取り入れている自治体もあると把握している。また、罹災証明、安否の確認などにおけるマイナンバーカードの活用も考えられるため、他の自治体の動向も見ながら今後検討しなければならないと考えている。</p> <p>Q. マイナンバーカードの普及促進について全庁的に検討するという点においても、危機管理監として考える必要があるが横断的にやる気はあるのか。</p> <p>A. 全庁的にマイナンバーカードの普及促進について検討を図っていることは理解するし、防災対策にデジタル技術を活用することは進めていくべきと考えるが、マイナンバーカードの普及促進のために防災対策を使うのは方向性が違うと考える。</p> <p>(意見) だからこそ避難所でのマイナンバーカード活用の有効性について調査研究をしてほしい。インターネットでの調査だけでは不十分と考える。しっかりとした調査研究を行って不要であると判断するのであれば理解するが、行政任せにしていては調査研究が一切進んでいかないことを質疑において理解した。</p>				
2. 議員間討議によって出された意見				
<ul style="list-style-type: none">・昨年度からの議会からの働きかけに対して、理事者の動きが見えないため、議会からの提言により調査研究に向けて導く方が理事者も動きやすいのではないかと考える。・理事者でより研究させるための後押しとして提言するのは有効であると考える。・理事者側に動きがほとんど感じられない。議会から積極的に進めていくべきである。・マイナンバーカードは危機管理監に直接必要ないよう見えるかもしれないが、すべてのところで				

活用できるところがあると考える。研究をする余地もあり、議会から促して調査研究を進めさせることは有効と考える。

- ・マイナンバーカードの普及促進も全庁的に進めていかなければならない中、その有効性についても発信していかなければいけないため、そのための体制を整備すべきと考える。
- ・調査研究についてはしていくべきと考えるが、理事者側で自主的に研究すべきと考える。議会からの後押しも分かるが、理事者側で自ら調査研究をさせることが第一義と考える。やる気があるのかわからない状態で議会から提言されたから理事者が動くという流れはあまり適当ではないよう思う。議会側からの提言により理事者が動きやすくなるというのであればいいと思う。
- ・理事者の調査研究は十分には進んでいない。あくまで避難所におけるマイナンバーカードの利活用がどのように行われているか、どのような課題があるのかについて、実質的な調査研究の入口づくりを議会から後押しするために提言を行いたい。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

(①廃止・縮小、②拡大、③改良・リニューアル、④新規事業の実施の提案、⑤継続)

④新規事業の実施の提案 … 8名

4. 全体会で審査するに当たっての論点

(1) 避難所運営におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究について

5. 政策提言素案

避難所におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究について

新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず、避難所運営においては、特に大規模の避難所において受付業務が非常に煩雑であり入退所に際して大きな混乱を招いていることが大きな課題である。

避難所運営において、入退所の受付業務の簡素化のため、マイナンバーカードを活用することについてかねてより提案をしているが、現時点では理事者はインターネット等を用いた他市事例の把握にとどまっており、活用に向けた調査研究が十分になされていない。

こうした状況に鑑み、マイナンバーカードを活用することが本市の避難所運営に対して適切であるかどうか、他に有効な手段はないかなども含めた調査研究を早急に開始すべきである。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和3年8月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第26号 令和3年度四日市市一般会計補正予算(第6号)について 【政策推進部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第5目財政管理費》

○第2条 債務負担行為の補正(関係部分)

○第3条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【総務部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

○第2条 債務負担行為の補正(関係部分)

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和3年8月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第35号 令和3年度四日市市一般会計補正予算(第7号)について 【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

Q. 財政調整基金の積立額は、決算剰余金の二分の一を下回らない額を積み立てることとなっており、今回の財政調整基金の積立額から逆算すると、決算剰余金は約45億円である。例年の決算剰余金はどのくらいか。また、決算剰余金が膨らんだ理由をどう分析しているのか。

A. 例年の決算剰余金は20億円程度であり、令和2年度は例年よりも多い金額である。新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校の工事が夏休みなどの期間に実施できなかったことや、新型コロナウイルス関連の補助制度について、年度末まで申請を受付できるよう、余裕をもって予算を確保していたことなどが積み重なった結果と分析している。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和3年11月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第67号 令和3年度四日市市一般会計補正予算(第9号)について

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

Q. 18歳以下の子供への10万円相当の給付については、先行して現金で5万円を給付し、その後、クーポンで残りの5万円を給付する方針が政府から示された。このことについて、クーポンで5万円を給付しようとすると、膨大な事務費がかかるとの批判もあるが、本市において給付事務費はどの程度かかる見込みか。

A. クーポンを紙媒体、電子媒体のどちらで配布するのか、利用できる対象店舗がどのように設定されるのかなどによって事務量は大きく変化すると思われるが、今回の現金5万円の給付にかかる事務費よりは経費がかさむと推測する。しかし、具体的な内容がまだ分からぬので、現時点では想定が難しい。

Q. 対象児童数は約46,000人となっているが、一方で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費は、23億30万円と端数がある。対象児童数の設定について確認したい。

A. これから生まれる児童数等の不確定要素を含めて対象児童数を46,006人として必要経費を積算している。また、端数の30万円を5万円で割ると6人となり、これは国が実施した所要額調査に対して報告した数字と一致している。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和3年11月定例月議会）

総務常任委員会に付託されました5議案について、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第50号 四日市市事務分掌条例の一部改正について、及び、議案第51号 四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正については、いずれも組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する議案であり、スポーツ課、文化振興課及び社会教育・文化財課のシティプロモーション部への編入等に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、市民文化部が市民生活部に改称するのであれば、例えば、行政窓口のワンストップ化など、市民サービスの向上も同時に検討すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、今回は文化関係の部門がシティプロモーション部に移管されることに伴う名称の変更であるが、窓口のサービスについては、市民文化部にも伝え、今後改めて検討していきたい、との答弁がありました。

また、他の委員からは、危機管理監が危機管理統括部になることで、実務上どのような変更があるのかとの質疑があり、理事者からは、内容は調整中だが、方向性としては、危機管理の本部機能と、各地域での防災訓練や災害発生時の地域対応等について、例えば担当するグループを設定し、事務を整理し機能強化を図るものであるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、コンビナート防災に関して、県の所管ではあるが、本市の危機管理として地域防災も含めた三重県等との連携が必要であり、国や県との人事交流も含めて検討すべきと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、国、県との人事交流については、実現するかどうかはわからないが、今後の課題の一つとしたいとの答弁がありました。

議案第52号 四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、及び、議案第53号 四日市市特別会計条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第62号 工事請負契約の締結につきましては、旧三重ソフトウェアセンター社屋解体工事について工事請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、解体後の跡地の利用について、周辺の土地と合わせて積極的に企業等を誘致することはできないのかとの質疑があり、理事者からは、解体にあたり、府内で土地の活用について議論してきたが、地盤がゆるいということもあり、現時点では跡地や周辺の土地の活用について明確なものではなく、現在検討中であるとの答弁がありました。これに対して委員からは、防災関連の施設を整備するのが良いと考えるため、土地の用途の変更も含めて検討してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、解体によって発生する鉄などの再利用可能な材料は、相場が大きく変動しているが、売却した際の業者の利益は工事費から差し引いて契約しているのかとの質疑があり、理事者からは、社屋を解体したときに発生する鉄骨や鉄筋について、あらかじめスクラップ量を積算し、8月時点の鉄の単価を掛け合わせた金額を工事費から差し引いている。また、鉄の単価に著しい変動が生じ、請負代金額が不適当となったときには、業者、市のどちらも請負代金額の変更を請求することができることになっているとの答弁がありました。これに対して委員からは、公共施設適正化の検討が進み、今後も施設の解体が想定される中で、市として明確なルールを決めておき、適正に取り組んでほしいとの意見がありました。

さらに、他の委員からは、請負代金額の変更を請求することができると契約書に記載するだけでなく、実際に請求を行わなければ意味がないが、実務上もしっかりと対応しているのかとの質疑があり、理事者からは、工事の規模等にもよるが一定の割合を設定して事業者と協議し、対応しているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました5議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和3年11月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）について

【政策推進部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第4目 予防費》

新型コロナワクチン接種体制確保事業費

新型コロナワクチン接種事業費について

Q. 集団接種会場の設定について、衆議院選挙の日程と重なったために、期日前投票所を開設できなかった会場があったが、3回目接種の考え方はどうか。

A. 直近の選挙の予定としては参議院議員選挙が想定されるが、集団接種会場5会場のうち、中消防署中央分署、ヘルスプラザが通常は期日前投票の会場となっている。国からはワクチン接種の事業期間が来年9月末までと示されており、こちらの希望としては、接種会場として継続利用していきたい。参議院議員の任期が7月までであるため、集団接種のニーズを見ながら6月頃には最終判断が必要と考えており、選挙管理委員会と調整をしているところである。

Q. 最終判断は6月頃とのことだが、もっと早く決定する必要があるのではないか。

A. ワクチン接種の状況を見ながら、別の会場の可能性や個別接種での対応も含めて、早期に判断できるよう選挙管理委員会と協議を進めていきたい。

(意見) 集団接種会場の設定について、選挙管理委員会と早期に協議をすすめ、可能な限り早く判断をしてほしい。

Q. 北部に集団接種会場が設定されていないのはなぜか。

A. 接種会場を常設できる施設等がなく、集団接種会場の設置がない北部エリアについては、規模が大きな医療機関から個別接種の協力の申し出があり、集団接種と個別接種の両面でエリアをカバーしていきたい。

(意見) 予約が一か所に集中しないよう接種会場等についての広報をしっかりと行うべきである。

Q. 集団接種に従事する医療従事者への報償費は、例えば医師の場合、単価14,000円があるが、これは1時間当たりの金額なのか。

A. 1時間当たりの金額であり、それぞれ応急診療所で従事する際の単価を参考している。看護師についてはワクチン接種を担当していることもあり、医師会とも協議しリスク等を考慮して1時間当たりの単価を通常より高めに設定している。

Q. 歯科医師にもワクチン接種の医療スタッフとしての従事を事前に依頼していたが、実際には市から何も依頼がなかったと聞いている。歯科医師への対応はどうなってい

るのか。

A. 1回目、2回目の接種については、医療スタッフの不足の懸念があったため、当初から国が歯科医師もワクチン接種を行ってもよいとの方向性を示しており、本市でも研修は受けさせていただいた。概ね医師会の医師で対応できたため歯科医師の実績はなかった。しかし、今後、ワクチン接種の回数や予約枠、接種会場を増やし、医師会のみで対応できない場合には改めて歯科医師会にも依頼をしていきたい。

(意見) 今後、依頼しない場合でも丁寧な対応をするよう求める。

Q. 市民に、どの会場がどのワクチンを使用するかという情報は示されるのか。

A. 予約の段階でどのワクチンの接種なのかがあらかじめ分かるように広報していくたい。当面は、現在国から示されているワクチン配分量の兼ね合いと、モデルナ社製ワクチンが個別医療機関では取り扱いにくいことなどを考慮して、モデルナ社製を集団接種で、ファイザー社製を個別接種で使用することを想定しているが、今後のワクチンの入荷状況によって柔軟に対応していきたい。

Q. ワクチンの接種証明について、どのように行う予定なのか。

A. 国から12月中にデジタルによる接種証明についての説明が予定されているが、現時点では通知がないので、想定できていない。

(意見) 持ち歩くことも考えるとデジタルの方が便利と考えるので迅速に対応してほしい。

《歳出第8款 土木費 第5項 港湾費 第1目 港湾総務費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費 第7目 財産管理費・第23目 諸費》

《歳入全般》

別段の質疑、及び意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

公用車管理システム更新委託費について

Q. 地下公用車駐車場で、これまで荷物の積み下ろし用であったスペースが、現在は新型コロナウイルスワクチン搬送用として使われている。そのため、公用車は一時的に他のスペースに駐車せざるを得なくなり、駐車場を出入りする車と接触する場面が見られ危険であるが、どのように考えているか。

A. 庁内掲示板にて、新型コロナウイルスワクチンの搬送を行わない日は職員がこれま

でどおり使用できることを周知するとともに、運転や積み下ろしの作業などの際には十分気をつけるよう注意喚起している。

Q. 事故が起こってからでは遅いため、市長車や議長車の駐車場所を変えるなどスペースを確保する工夫をしてもらいたいがどうか。

A. 公用車使用時の安全対策については、これまでも全庁的に注意喚起してきているが、荷物の積み下ろし用スペースを確保することも含め安全対策について検討したい。

本庁舎（北館を含む）及び総合会館総合管理業務委託費について

Q. 本庁舎や総合会館では機械式換気を行っているが、いわゆるビル管理法が示す二酸化炭素濃度の基準を満たしていないエリアがある。本業務の中において、機械式換気の改良を行うなど新型コロナウイルス感染症対策は考えられているのか。

A. 本業務委託費は設備更新を行うものではなく、清掃や警備、その他機械の日常点検など総合的な管理を行うものであることから、毎日の施設消毒などについては本業務に含まれている。換気については、設備を抜本的に更新することは困難であるため、今年7月に二酸化炭素濃度測定器を購入し、基準を超えないよう換気を促すといったソフト対策を徹底してまいりたい。

○第4条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【消防本部・経過】

○第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

寝具取替え及び乾燥消毒業務委託について

Q. 交替勤務者が仮眠時に使用する寝具はどのくらいの期間で交換、乾燥するのか。また、消防隊員が洗濯、天日干しなどの作業を行うことはないのか。

A. 2週間に1回程度、業者によって布団、毛布等のカバー交換や乾燥が行われており、交替勤務は3日に1回なので回数としては十分と考える。また、消防隊員が天日干し等の作業を行うことはない。

Q. 布団を所有しているのは業者か。契約方法はリース契約なのか。

A. 布団は業者が所有しているものであるが、リース、レンタルという表現での契約はしていない。

Q. 救急車で患者を搬送する際に使用する毛布等の寝具は、別で予算があるのか。

A. 救急車で使用する毛布、カバー等は、適宜職員が洗濯しており、必要に応じてクリーニングできる予算を計上している。

【シティプロモーション部・経過】

○第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

広報よっかいち作成業務委託について

Q. 広報よっかいちの号外（魅力発信号）を他の号より 1000 部多く発行しているのはなぜか。

A. 号外は、それぞれの担当課の特集すべき内容について作成していることから、事業の P R のために担当課等で配布するものである。

外国語（ポルトガル語）版広報作成業務委託について

Q. 日本語版を読む市民からは日本語で意見などが届くが、外国語版を読む市民からの反応は得られているのか。

A. 過去に多文化共生サロン等で感想を聞いたことはあるが、最近は聞く機会がない。
(意見) 外国語版を読む市民がどのような情報を求めているかを把握して情報を届けるようにしてほしい。

インターネット自動翻訳サービス業務委託について

Q. 4 か国語から 6 か国語に増えたが、費用はどの程度増加したか。

A. 韓国語とベトナム語の 2 か国語分の翻訳代とそれに合わせたシステムの変更費用などが加算されており、令和 2 年度に約 5 万 8000 円増加した。

Q. 保育園で、外国人市民への対応の際に、言葉の行き違いによって誤って情報が伝わったことがあった。こうした一つの媒体で情報を伝えるだけでなく、相手に情報が伝わったかどうか、どうすれば正確に伝わるのかを研究し、他の部署でも活用できるよう庁内外に案内するべきと考えるがどうか。

A. 非常に重要な視点であり、ホームページの翻訳機能や広報紙の翻訳アプリケーション等のさまざまな場面での活用について、今後も研究していかなければならない。そういう観点を十分に持ちながら広報活動に努めていく。

【総務部・経過】

○第 3 条 債務負担行為の補正（関係部分）

職員定期健康診断等業務委託費について

Q. 胃部集団検診業務委託について、通常の健康診断とは別なのか。職員に費用負担は発生するのか。

A. 職員定期健康診断業務委託には胃部の検診は含まれておらず希望者のみ受診することとなっている。職員に費用の負担は発生しない。

Q. 前立腺がんの早期発見を目的として、血液検査に P S A 検査は含まれているのか。

A. 含まれていない。

【議会事務局・経過】

○第 3 条 債務負担行為の補正（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

人件費補正分について

議案第 41 号 令和 3 年度四日市市一般会計補正予算(第 8 号)

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

« 歳出第 1 款 議会費 ~ 第 10 款教育費 »

議案第 42 号 令和 3 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第 1 号)

議案第 43 号 令和 3 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

議案第 45 号 令和 3 年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)

議案第 46 号 令和 3 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

【総務部・経過】

【人件費の補正について】

Q. 人件費補正の概要について、特別職給に補正が生じている理由は何か。

A. 人事院勧告により 12 月の期末手当の支給月数の引き下げが行われる予定のもと補正予算の準備を進めていたが、12 月には引き下げを行わないこととなり、急遽、補正予算案をもう一度修正して提出する必要が生じた。引き下げ延期の方針決定から補正予算案修正までの時間的な制約もあり、全体額としては整合をとっているが、特別職給の修正分を一般職給に含めて修正を行ったために生じているものである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和3年11月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 71 号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第 10 号）について

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

別段の質疑及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和4年2月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 72 号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第 11 号）について

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

別段の質疑及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和4年2月定例月議会）

総務常任委員会に付託されました12議案について、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第85号 四日市市個人情報保護条例の一部改正について、議案第86号 四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、及び議案第92号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第103号 訴えの提起については、本市が土地開発公社から引き継いだ土地のうち、仮登記から所有権移転登記を行う手続きに応じていただけなかった土地について、所有権移転登記を求める訴えを提起しようとするものであります。

委員からは、土地開発公社が土地の取得を行った当時、国道365号の拡幅予定箇所にかかる部分だけではなく、一筆すべてを取得した理由は何かとの質疑があり、理事者からは、公社の当時の意図は分からぬが、国道365号の拡幅や他の事業に係る代替地確保等のために取得を行ったものと推測するとの答弁がありました。

また、他の委員からは、提訴に至るまでに弁護士とどのように相談したのかとの質疑があり、理事者からは、弁護士との相談の中で提訴以外の方法も含めて検討したが、土地開発公社が当該土地を取得していることは明白であり、登記手続

に関して相手方が応じていただけない膠着状態を打開するためには、訴えを起こすのはやむを得ないという結論に至ったとの答弁がありました。

議案第104号 物損事故に関する和解については、令和3年8月16日に発生した自動車事故に係る損害について、相手方と和解しようとするものであります。

委員からは、衝突被害軽減ブレーキ等の安全装置の導入により、今後、事故の軽減が図られることを期待するが、消防分団車は、普段消防車両に乗り慣れていない団員も運転することが想定され、安全装置が特に必要と考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、令和5年度以降に更新を予定している消防分団車への安全装置等の導入について、今後検討していきたいとの答弁がありました。

議案第116号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第117号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第118号 四日市市職員給与条例の一部改正について、及び議案第119号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第120号 四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員

パートタイムの令和4年6月の期末手当につき、令和3年度分の職員の減額調整の影響を受けないようにするため、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、国からの通知により規定を整備するもののかとの質疑があり、理事者からは、国からの通知はないが、三重県や近隣自治体でも、パートタイムの会計年度任用職員についてこのような取り扱いをしており、本市でも同様に規定の整備を行ったものであるとの答弁がありました。

また委員からは、会計年度任用職員パートタイムにも期末手当が支給されるようになり数年経過するが、扶養控除の範囲内で働くため勤務調整を行うようなことはないのかとの質疑があり、理事者からは、期末手当については基本的に社会保険に加入している職員が対象であり、そのような問題はないとの認識しているとの答弁がありました。

議案第124号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、及び議案第125号四日市市吏員退隠料、退職給付金、遺族扶助料支給条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました12議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務につい

てであります、令和3年度人権施策推進懇話会及び令和3年度同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和4年2月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第73号 令和4年度四日市市一般会計予算

【政策推進部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

首都圏におけるシティプロモーション推進事業費について

Q. 本市出身で首都圏在住の人のうち、ほとんどの人が東京事務所の存在を知らないと思うが、東京事務所の存在をPRすることについてどう考えるか。高校卒業時など、これから本市を出て上京する市民へのアプローチや、商工会議所を通じた情報発信ができないのか。

A. 本市出身で首都圏在住の人に対する情報発信について、SNSを活用した情報発信を行いたいと考えている。東京事務所の存在のPRは商工会議所等との連携も含めて可能であると考えており、その手法等について改めて今後検討していきたい。

(意見) 特にこれから本市を出ていく人に対しては、本市にいるうちにPRすべきであり、東京事務所だけが考える必要はない。他部署と連携して全庁的に検討を進めてほしい。

Q. 本市の関係人口増加のための事業とあるが、関係人口とは何か。人口増とは関係ないのか。

A. 関係人口とは、本市について認知している、ふるさと納税をしている、イベントに参加しているなど首都圏等から本市に関心を持ち関わる人であり、定住人口増という意味ではない。

Q. 三重テラスのイベントスペースを活用するとあるが、三重テラスが今後どうなっていくのか把握しているのか。

A. 県が将来的な三重テラスの存続について検討されているという情報は得ているが、三重テラスからイベント等活用の照会があるので、令和4年度中は活用できるものと認識している。

Q. 東京事務所ニュースを毎月発行しているが、紙媒体での発行部数はどのくらいか。また、ウェブでの閲覧はどのくらいあるのか。

A. 紙媒体では四霞クラブの会員約70名に毎月配付するとともに、東京事務所に来所される方を中心に配布している。デジタル媒体（ウェブ）での閲覧については、メールマガジン登録者及び東京事務所ニュース配布希望者5名に送付するとともに、SNSを用いて情報発信を行っている。

Q. 東京事務所ニュースの意義についてどうとらえるか。

A. 首都圏在住者に向けて、四日市市のトピックスを発信しているものであり、今後も東京事務所ニュースの閲覧者数を増やす取り組みを行い、四日市市に関わりを持つ機会を作っていくべきと考える。

(意見) 東京事務所ニュースについては改善を行い適切な執行に努めるべきである。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

新保々工業用地関連事業費について

Q. 新保々工業用地の素地売却に向けての進捗はどうか。

A. 素地売却の準備として、土地利用計画の検討や、土地の登記名義の整理を行っている段階である。

Q. 用地全体を開発する場合、国から譲渡された樋口池（上池）は調整池として活用できる広さなのか。

A. 樋口池の活用については、調整池として機能するのか等も含めて検討課題とし、調査を進めていきたい。

(意見) 企業が買いやすくなるような工夫を現段階から行っておき、企業の誘致につながるよう知恵を絞って取り組んでほしい。

Q. 猛禽類調査について、予算が前年度から20万円増額している要因は何か。

A. 労務単価の上昇による見直しである。

Q. 債務負担行為で示している新保々工業用地猛禽類調査業務委託費の総事業費が前年度から60万円増額になっている要因は何か。また、猛禽類調査委託費の総事業費と当初予算額の示し方に違いがあるのはなぜか。

A. 労務単価の上昇に加えて、猛禽類の営巣誘導の経費を見込んでおり、以前に営巣誘導のために別途追加作業が必要となったことを踏まえての措置である。なお、当初予算は当該年度の上半期と下半期に行う調査に関する経費となっているが、猛禽類の繁殖にかかる観察期間のサイクルが年度の下半期から翌年度の上半期にわたることから、令和5年度上半期分として240万円の債務負担行為を設定するものである。債務負担行為の総事業費として示した額は、令和4年度下半期分と令和5年度上半期分の合計である。

産学官連携事業推進費について

Q. 三重大学北勢サテライト補助金に300万円、産学官連携調査研究費に300万円それぞれ予算を計上しているが、この金額についての検証は行っているのか。本市としてはどのような効果を得られているのか。

A. 三重大学北勢サテライト補助金については、地元企業における産学官連携事業の研究や講座、セミナー等の活動に対する補助であり、毎年度活動の実績と経費についての報告を受けている。産学官連携調査研究費については、各年度に市が設定するテーマについての調査研究を委託しており、関係機関と結果を共有しながら取り組みを進めている。学術的な研究という性格上、速効性があるものではないが中長期的な視点

で本市の今後の取り組みに資するものと認識している。

Q. 調査研究をしていただき受けた報告について中長期的にどのような効果を期待できたのか。

A. 令和2年度の土地利活用方法に係る経年変化に関する研究は、港周辺の土地利用の変遷を踏まえるなど「みなとまちづくりプラン」の作成に生かされており、今後の港まちづくりにも生かされていくものと考えている。また、令和3年度の都市型産業の現状と課題に関する研究については、中心市街地における中央通りや駅前の再編を行う中で、都市型産業を誘致できる街でありたいという思いからテーマ設定をし、現在研究をまとめつつあるものであり、今後、都市の構造変化の中で活用していく知見を得られることを期待している。

Q. 研究報告は政策推進部できちんと読まれているのか。

A. 政策推進課長、産学官連携の担当者、政策推進部長が内容の確認をしている。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

国際交流事業について

Q. ベトナムハイフォン市など海外からの訪問を受ける際に、市内の事業者と来訪団体とで意見交換の機会を設けることで、企業の海外進出や販路拡大などにつなげるなど、有効な取り組みができるのではないか。

A. 歓迎会等の受け入れのための予算を計上しているものであるが、来訪団体と希望する事業者をつなげる取り組みを検討する必要があると考える。

Q. こうした訪問がある前に、市内の企業等のニーズを事前に把握しておけば、スムーズにつなぐことができるのではないか。

A. これまでベトナム等から訪問があった際には、商工農水部や商工会議所を通じて事業者と面談する機会を設けたり、市内の企業等を案内したこともある。今後もこれらの機会を上手に活用し、市内事業者の海外展開につながるよう取り組んでいきたい。

《歳出第4款総務費 第1項保健衛生費 第4目予防費》

新型コロナウイルスワクチン事業費について

Q. 基礎疾患のある人への接種券の発送がすぐにできず、2回目接種完了から6カ月経過し、かつ、予約枠も空いているのに予約できない状況があった。なるべく早く接種したいと考えている市民もいるため、今後素早く対応できるよう改善できないか。

A. ワクチン接種券の発送時期の前倒しが国から順次示され、可能な範囲でスケジュールの前倒しを調整したが、結果として、集団接種の予約枠に空きができてしまう日もあった。今後も可能な限り集団接種会場の予約枠の空きを少なくできるよう、接種券を発送していく。

(意見) 小さな自治体で、国から前倒し接種が示されてすぐに対応できたところもあるので、参考にして、今後に生かしてほしい。

Q. 一部のワクチンの有効期限が延長されており、本市も当該ワクチンを使用しているが、接種後に有効期限を延長したワクチンであると気づくと混乱を招くのではないか。

本市ではホームページで周知しているが、さらに周知を図るべきではないか。

A. ホームページ以外に、医療機関、集団接種会場などにおいてチラシを掲示して周知を行っている。市民が不安に思わないよう、当該ワクチンを接種する際に周知を行うなど、改めて医療機関等への周知を図っていきたい。

(意見) 市民が予約をする前に知ることができるような周知を行うよう要望する。

Q. 個別接種に使用するワクチンは各医療機関で管理しているが、適正に管理されているかチェックはしているのか。

A. 基本的には医療機関で適正に管理されているが、不具合等がある場合には逐一報告があり、交換等の対応をしている。

Q. ワクチンの入荷時期について周知は行うのか。

A. 国から県を通じて本市に提供されるワクチン入荷のスケジュール等の情報については適宜ホームページで案内していきたい。

Q. コールセンターに電話した場合の通話料は市が負担しているのか。

A. 市民から市役所につながった電話をコールセンターに転送する仕組みで運用しており、市役所からの転送分は市で負担しているが、市民から市役所への通話料については通話がつながっている間は通常通り発生している。

Q. 電話が込み合っているという旨のガイダンスが流れるようになっているが、ガイダンスにつながるよりも話し中として応答したほうが市民の負担は少ないのでないか。

A. コールセンターが、どういう状況であるかという情報提供も必要であるとの意見もあり、ガイダンスにつなぐようにしている。今後の対応は引き続き検討していきたい。

(意見) 1、2回目接種の当初は一人100回かけなければつながらないなどの状況もあったため、市民にとってより良い方法を検討してほしい。

(意見) 3回目のワクチン接種は1回目、2回目と同じ会場でないといけないと誤解している市民がいるのでしっかりと広報をして欲しい。

Q. デジタル版接種証明書について、3回目接種後に自動でアプリが更新されるわけではなく、更新作業が必要な点について、市民に対して丁寧に説明すべきと考えるがどうか。

A. 市民に分かりやすい案内をしていきたい。

Q. 予防接種証明書（ワクチンパスポート）の今後の活用についての考えはあるか。

A. 国の動向について各部局に情報提供しつつ、活用については各部局での検討を促していきたい。

《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

【みなとまちづくり協議会負担金について】

Q. 「みなとまちづくりプラン」が策定された後も令和3年度と同額の300万円が必要な理由は何か。

A. これまで、「みなとまちづくりプラン」策定に向けた作業や協議会のための負担金であったが、令和4年度からは、プランの実現に向けた取り組みのための協議会、会議、ワークショップ、啓発やイベントなどを行っていくための負担金として予算を計

上している。

四日市港管理組合負担金について

Q. 三重県と本市の負担割合について、現在 5 対 4 の割合となっており、本市の方が負担は少ないが、地方交付税交付団体である三重県と不交付団体の本市とでは実際に持ち出す負担額としての意味合いは違うのではないか。背後地である本市の方が港から受ける影響は大きいため、本市主導で事業や予算編成を行えるよう、部長等の役職に本市の職員を配置すべきと考えるが、本市の考えはどうか。

A. 副管理者や部長のような役職に就けないかという話は三重県とも行っているが、今後については引き続き三重県、四日市港管理組合と調整が必要と考える。

Q. 常勤の副管理者は長期にわたり三重県の職員が担っているが、そこに国からの人材を呼ぶなど手を加えていくべきと考えるがどうか。

A. 負担割合とのバランスも考慮しながら、引き続き交渉を行って行きたい。

(意見) 背後地である本市のことをよくわかっている本市の職員が主体的に事業等を進めていくのが自然な形であるし、本市は地方交付税不交付団体としてこの金額を負担していることもあるため、本市がしっかりと声を上げて三重県に働きかけを行っていくよう強く要望する。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【シティプロモーション部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

名古屋圏における四日市の魅力発信事業について

Q. 令和2年度からの事業だが、名古屋駅構内のデジタルサイネージで取り扱う映像について、「パパどこ」の内容だけではなく、工場夜景など本市の観光資源についての発信に切り替えたほうが良いのではないか。

A. 名古屋圏における魅力発信の予算については前年と同額で計上しているが、名古屋駅構内のデジタルサイネージを継続して活用するのかどうか、魅力発信の手法や内容についても新たな創意工夫や提案を募りながら、工夫して取り組みたいと考えている。

(意見) 最新の情報もつかみ横のつながりを大事にして、良い意味での遊び心を持って情報発信に努めてほしい。

女性による「四日市の魅力」プロデュースと情報発信事業について

Q. 令和2年から取り組んでいるが、進捗状況、手ごたえはどうか。

A. 今年度は30代、40代の女性に支持されるインスタグラムに関するセミナーを、初級編、中級編として2回開催し、どちらも200名を超える応募があり、インスタグラム

を使った情報発信の手法を学んでいただいた。令和4年度は、市民や来訪者が、本市の魅力について自ら情報発信ができるよう、人材育成に事業をシフトしていく考えである。

Q. 人材育成を行う対象となる市民とは、個人のことを指すのか。

A. 個人を対象に本市の魅力を発信できるような支援、育成に力を入れていく。将来的には、個人や団体と市がともに本市の魅力を発信することができればよいと考えている。

海外向けプロモーション事業について

Q. 国の訪日プロモーション事業に参画するとあるが、どのような事業に参画するのか。

A. インバウンドの旅行者を地方へ周遊させるために国と地域とが連携して地域資源を活用した情報発信を行うものであり、令和4年度は中部国際空港を拠点にレンタカーで日本の原風景を巡る旅という内容であり、本市の魅力をPRしていく。

Q. 観光協会のホームページの表記について、多言語での表示に対応するべきではないか。

A. 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語などの多言語で対応できるよう取り組んでいきたい。

ふるさと応援寄付金について

Q. 本市にふるさと納税をした場合の返礼品について、市民は返礼品を受け取れないが、市民にも広く広報することで、市外の知人に紹介してふるさと納税をしてもらうことにつながるのではないか。

A. 市外に対して返礼品の魅力を伝えるだけでなく、市民にもその魅力について知っていただく必要があると考える。SNS等を用いた情報発信に加え、テレビ、ラジオなどさまざまな媒体も必要に応じて活用しながら、市内外に積極的に発信していく。

Q. 本市のふるさと納税に関して、活用しているポータルサイトの数が少なすぎると感じるし、市外の方からそのような声を聞く。多数のポータルサイトを活用している自治体も多い中、本市は増やしてはいかないのか。

A. ふるさと納税の寄付者を募るツールとして、ポータルサイトを増やして露出度を上げることは非常に重要な手段であるが、現在依頼している事業者では、既存のルートがあるため、現時点では対応することができない状態にある。庁内の検討の中ではポータルサイトの増設は視野に入れており、そのような声があることを真摯に受け止めて検討を進めていきたい。

Q. 本市の税収の大きなマイナス要因になっていることを重く受け止め、複数のポータルサイトを扱える業者に変更することも含めて検討すべきである。本市への寄附を考えているが、ポータルサイトに登録されていないから寄附できないという声や、近隣の自治体の返礼品は検索すると出てくるが本市の返礼品は出てこないという声を聞いて寂しくならないのか。思い切って舵を切ってポータルサイトを増やすべきと考えるがどうか。

- A. 今年度もポータルサイトを増やす方向で検討を重ねていたが実現しなかった。来年度は引き続きさらに前向きにやっていきたい。
- Q. もっと真剣に向き合うべきと考えるがどうか。
- A. 真剣に増やしていくことを検討しており、結実するよう取り組んでいく。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

広報よっかいちの発行について

- Q. 『広報よっかいち』の入札結果について、契約単価等の増減の要因は何か。
- A. 紙、インク等の原材料の価格変動の影響や受注体制など総合的な要因があると考えている。
- Q. 令和2年度から令和3年度にかけて発行部数は増えているのに対して、契約金額が減っている。原材料の高騰という背景もある中で、事業者が過度に応札価格を下げて無理に競争することにより質の低下につながるがないように、一定の基準を設けて安定した供給が望めるような入札方法となるよう検討すべきと考えるがどうか。
- A. 予算額の見積もりの際には発行予定数量を特に意識していたが、今後については原材料費の変動なども十分視野に入れて検討していきたい。

本市を取り上げたテレビ番組の広報について

- Q. 決算審査の際に、本市を取り上げたテレビ番組について広報を行うよう指摘したが、3月2日に放送される番組についての広報は行うのか。
- A. 放送日が近づかないと入ってこない情報もあるため、情報を得たらすぐに広報しようと考えており、注意して情報収集しているが、今回は情報を得ていなかったため広報できていない。
- (意見) 庁内や関係機関との間でも情報共有して取り組むべきである。

工場夜景の日の広報について

- Q. 2月23日の工場夜景の日に関して、特に何も広報されていないようだが、何か取り組みはしていたのか。
- A. 当日ではないが、周南市で開催する予定だったサミットをオンライン上で行い、情報交換を行った。
- Q. 本市からの情報発信も行うべきと考えるがどうか。
- A. 今後、工場夜景の日に関する情報についてもPRできるよう努めていく。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第21目体育振興費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第3目観光費》

観光対策推進事業費について

- Q. 本市の観光大使は何名で、そのうち本市在住の観光大使は何名か。
- A. 現在は24組25名が観光大使になっており、本市在住の方は3組4名である。
- Q. 今後、観光大使を増やしていきたいと考えているのか。また、人数の目標はあるの

か。

A. 特に目標は設定していないが、時機に応じて影響力のある方を対象として選任している。

Q. プロモーションビデオに出演していただいた方や、フィルムコミッショングで本市を訪れていただいた方に観光大使を依頼することはあるのか。

A. プロモーションビデオに出演していただいた方は、本市のファンになっていただきたいと現在は関係人口の一人という位置づけであるが、今後も本市の事業に関わっていただきたいと考えている。また、フィルムコミッショングで本市を訪れていただいた方に対して現在は観光大使の依頼などは行っていない。

Q. 観光大使の一人が本市を訪れて試合を行う機会があったにもかかわらず、本市のPRはなかったが、本市を訪れるることは把握していたのか。

A. 情報は把握しており、広報も検討したが、コロナ禍の影響を考慮し控えた。

Q. フィルムコミッショングに関して、観光協会が撮影等の許可を取るのに苦慮している。市の施設や本市に関わる撮影場所について、スムーズに許可の手続きができるようサポートができないか。

A. 現在は、観光協会が撮影許可等を依頼する際に職員が同行しているが、今後はなるべく早い段階で依頼や情報提供を行うなどの支援もしていきたい。

(意見) 本市でのフィルムコミッショングの際に、訪れた方の本市に対する印象が決まり、その印象が業界内で広まることもあるので、行政の立場でできる支援をして欲しい。

観光施設整備事業費について

Q. 水沢もみじ谷周辺整備事業は長期にわたって行っているが、どのような目的で改修を行っているのか。

A. 水沢もみじ谷は高齢者も多く訪れていたり、しっかりと安全を確保するため、段差が大きな箇所や落下の危険がある箇所について、令和3年度に設計、令和4年度に工事を行うものである。

四日市花火大会事業費について

Q. 霞ヶ浦地区で打ち上げるのは令和4年が最後とのことだが、その後は花火大会は行わないつもりなのか。

A. 霞ヶ浦地区での打ち上げは最後だが、花火大会自体を終了するかどうかは実行委員会と協議を行い、今後の開催や代替地等の検討を進めていく。

Q. 終了するのか代替地で実施するのかを決定するのは実行委員会という理解でよいか。本市も開催について要望を行うのか。

A. 実行委員会で決めることになるが、本市としては、安全性やアクセス面などの課題もあるため代替地を探すことが困難であると考えており、代替地で開催する場合でも、これまでと同規模での開催は難しく、規模を縮小しての開催となるだろうと考えている。花火大会が終了、規模の縮小になる場合は、代替のイベントを考えていく必要があると考えている。

実行委員会形式の3事業について

別紙「四日市市議会提言シート」に記載。

【総務部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

機密公文書リサイクル事業費について

文書集配業務、文書集配室・印刷室管理業務費について

Q. 機密公文書リサイクル事業費は前年度から3000円減少しており、文書集配業務、文書集配室・印刷室管理業務費は8万円増加しているが、実績を見て積み上げた結果、差が生じているのか。

A. 機密公文書リサイクル事業は、原則前年とほぼ同額で計上しており、文書集配業務については、業務日数を単価と掛け合わせて算出している。両者とも、実績から積み上げたものである。

Q. 職員が郵便物を文書集配室へもっていく、あるいは、取りに行く際に宛名等の個人情報が見えてしまわないか懸念しているため、対応について検討してほしい。

A. 多くの職員が郵便物のやりとりに携わるなか、個人情報等に関する注意、留意点について周知を徹底していく。

郵便物運搬業務費について

Q. 郵便局による集荷の終了が見込まれる時期はいつか。

A. 正式な通知は来ていないが、以前から郵便局より集荷を終了したい旨の方針は示されており、本市は組織が大きく、集荷がなくなると混乱が予想されるため、9月から3月までの期間を仮に設定して予算を計上したものである。

Q. 本市にとって負担となる事業であり、積極的に進める必要はないと考えるが、近隣他市町への郵便局からの要請の状況は把握しているのか。

A. 全国的に郵便局として公共団体及び企業への集荷を終了していく方針であると聞いている。急に終了されても困るので予算は計上しているが、他市の状況も調査しながら、本市業務の負担についても十分に考慮して郵便局との調整、協議に努めていきた。

電子入札システム運用経費について

Q. 電子入札システムについて、人件費等の手間は削減されるとのことで期待するが、事業者にとって、電子入札を行うにあたり手間や経費は増えるのか。

A. 事業者が入札書を作成するところまでは同じだが、印刷、郵送等の手間が削減され、それにかかる経費も削減されると考えている。電子入札はパソコンを使用して行うが、ほとんどの事業者は既にパソコンを所有しているため、経費は減るものと考えている。

Q. 電子入札システムの抽選方法について、年間を通して同じ事業者が何度も落札するのを防ぐような、一抜け方式で入札を行うことはしないのか。機会均等の観点から一つの方法として検討はできないか。

A. 造園など、同じような業務内容の入札を同じ日に実施する場合には、同じ事業者が数多く落札しないように対応しているが、土木、建築の分野については行っていない。
(意見) 一度検討し、うまくいくようであれば導入してほしい。

Q. システム障害等の理由により入札ができないことも考えられるが、どのように対応するのか。

A. 電子入札においてシステム障害等が発生した場合には、書面による入札により対応できるようにしている。

Q. 書面で入札があった場合、電子くじはどのように対応するのか。

A. 応札者が作成したくじ入力番号を記載した書面により職員がシステムへ入力を行い、電子くじに参加することになる。

Q. 導入に係る経費を計上している前年と比較すると、大幅に増額しているのはなぜか。

A. 今回の予算は運用に係る経費を計上しているが、システム使用料が経費の大半を占める。入札件数に応じて、システム使用料が算定される仕組みになっている。

工事検査について

Q. 一般的に工事検査の職員の評価については公表されないため、職員がどのような評価を行ったのかについて、議会でチェックすべきと考えるが、その方法について検討できないか。

A. すべての検査結果をチェックすることは難しいかもしれないが、例えば総合評価方式のような大規模な工事などについては、委員会等の議会の場で協議いただくことは別段不可能ではないと考える。

Q. 議会や市民にとって、工事の安全管理は非常に重要であるため、評価について一度検討できるような仕組みを作るべきと考える。評価のポイント、配点は一定であり、評価を変更する機会がないため、議会でチェックし変更できるような機会を作つてほしいと考えるがどうか。

A. 安全管理の評価については現場を熟知した監督職員が一番適任であると考えているので、議会などの第三者が工事の評価をすることは難しいと思うが、本当に適正な評価なのか等の議論をすることは可能であると考える。

(意見) 職員が行った評価について議会の場で納得できるような説明を求めたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

人員配置について

Q. 危機管理監から危機管理統括部になることで人員増が必要と考えるが、総務部として増強していく考えはあるのか。

A. まだ確定したものではないが、令和3年度当初と比べて増員できる形で配置を考えていきたい。

(意見) 危機管理に関する事業が多岐にわたることや、コロナ禍の中で危機管理施策へ市民が注目していることも考慮して対応できるような体制にしてほしい。

Q. 一般行政職員が危機管理監に就任することがしばらく続いているが、例えば国等からの人材を呼んでくるようなことは考えられないのか。

A. 地元の方との調整が必要という側面もあり、現時点では一般行政職員を充てているが、様々な課題も含めて整理しながら、どのような職員が良いのか考えていきたい。

Q. これまで一般行政職員が危機管理監に就任しているが、国からの人材を迎える場合には、国や県とのつながりが期待できるため、一般行政職員に固執する必要はなく、人事的に組織をうまく回していく観点で検討すべきと考えるがどうか。

A. 国からの人材を否定するものではないが、本市が置かれている状況や、これまでの取り組み、本市の人員の状況などを総合的に判断して進めるべきものと考えている。

Q. 消防本部は、部長級の職員を消防長と副消防長の2名配置しているが、同程度の規模の組織を持つ上下水道局は部長級を3名配置している。過去には理事を配置していたことあったが、現在の体制で問題ないのか。

A. 第一義的には消防本部において体制についての検討をするものではあるが、現状でよいのかどうかについては消防本部と相談しながら体制について検討ていきたい。

働き方改革について

Q. 不妊治療のための有給休暇について、制度の実施に向けた進捗状況はどうか。

A. 令和4年4月から、不妊治療休暇として、特別休暇扱いで一般的には年5日間、通院が頻繁に必要であれば追加で5日間取得できる制度を導入する。

職員研修について

Q. 階層別研修費が2割程度の減額となっているのはなぜか。

A. 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度に実施できなかった研修を令和3年度に実施したために令和3年度の予算が多くなっていた。令和4年度は積み残しなく通常通りに戻るものである。

Q. 技術系職員研修費について、増額であるにもかかわらず、項目数は減っているのはなぜか。

A. 内容を見直す中で生じたものである。講師の旅費や人数等による違いなど、研修1件あたりの委託料は一定ではなく、項目の数と金額は比例しない。

職員の健康管理、安全衛生管理について

Q. 職員健康管理費、安全衛生管理費がそれぞれ少しずつ減額となっている要因は何か。

A. 健康診断や産業医への委託料が主な内容だが、実績に基づいて減額したものである。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第3目恩給及び退職年金費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

情報システム最適化事業について

Q. 情報セキュリティサーバー室で作業するとのことだが、室内が非常に煩雑化しているため、作業等が行いやすいように整理すべきではないか。

A. 昨年度の行政監査で指摘があり、サーバー室を改修するため、情報セキュリティ対策費として1870万円を予算として計上している。

官民データ利活用事業について

Q. 官民データ利活用事業とはどのような目的で何を行うのか。

A. 行政が持っている情報と、民間事業者が持っている情報を一つの大きなサーバー上に集め、有効な項目を抜き出して活用するものである。例えば、市民向けに気候や、施設の混雑状況等の情報を組み合わせることで、にぎわいの創出につなげるスマートフォンのアプリケーションを作成するというような考え方で取り組んでいる。

窓口支援システム保守運用経費について

行政内部のIT化事業について

行政内部のIT化基盤整備事業費について

行政サービスのIT化事業費について

Q. 前年度予算より増額になっている理由は何か。

A. 窓口支援システム保守運用経費は、今年の6月でインターネットエクスプローラのサービスが停止になるため、それに伴うシステム改修を行うための経費を含んでいる。行政内部のIT化事業には、行政内部システムの更新に係る令和4年度分の経費が計上されている。

行政内部のIT化基盤整備事業費については、サーバーのセキュリティ強化に係る経費が計上されている。

行政サービスのIT化事業費については、インターネットエクスプローラのサービス停止に伴い、本市のホームページを管理するシステムの改修費が主なものとして計上されている。

(意見) 増額の要因について資料に簡単に記入すべきである。

マイナンバーカードを活用した行政手続きのオンライン化事業について

Q. LINEアカウントを活用した行政手続きの周知等の記載があるが、本市の情報発信力が弱いと感じる。福岡市や都城市など人口の7割くらいがLINEの友達登録をしている自治体もある中で本市はどのくらいの市民に発信することを目標にしているのか。

A. 現在のお友達数は7000人程度であり、令和3年度中に1万人に到達することを見込んでいたが、今後も広報等を通じてお友達数を増やしていきたいと考えている。

Q. 本市であれば最低でも5万人を目指すくらいの意気込みを見せて欲しい。目標が1

万人というのは少ないのでないのではないか。

A. 今年度、LINEを活用していこうという矢先に、社会的に個人情報に関する懸念があった時期と重なったため躊躇した部分もあったが、ワクチン接種のプッシュ通知など徐々に内容の充実を図ってきたところである。友達登録の数を増やすのと同時に、LINEを活用したサービスの充実も図っていきたい。

スマート自治体の実現について

Q. ICT戦略課がDXを推進していくという理解でよいのか。

A. 国が示すDXというのは全所属が抱えるデジタル化を指すものである。今年度にICT戦略課が策定する四日市市情報化実行計画においては、どちらかというと、府内のシステム等をしっかりと固めていくことを進め、その中で行政手続きのオンライン化等の市民向けサービスも実施していくような内容となっている。

Q. 立ち上げ時が非常に重要であるため、十分検討しながら進めていくべきと考えるが、府内的にはICT戦略課が中心となって進めていくということで理解していいのか。

A. デジタル技術を活用して施策を進めていくことについては、ICT戦略課が中心となって旗振りをしていきたいと考えている。来年度はデジタル人材の育成に力を入れ、職員の意識改革を行い、各課から提案が上がってくるような機運の醸成を図っていきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第15目人権推進費》

大型共同作業所老朽度調査業務について

Q. 利活用の方向性について検討するとあるが、修繕や撤去の場合の積算しかされていない。利活用に向けてはどのような方向性を持っているのか。

A. 食肉加工工場として雇用の場となっていたが平成26年3月に事業者が撤退し、その後休止状態が続いている。企業誘致等について検討してきたが実現しないまま現在に至っている。今後の利活用について、再生して企業を誘致するのか、解体して土地利用の方法を探すのかなど、様々な方向性を探るために、まずは判断の基礎となる調査に係る経費を予算に計上している。

Q. 長年使っていない施設だが、行政としてこうしたいという意思はないのか。

A. 法令上可能な範囲で地元の意見も聴きながら方向性を探っていきたいと考えている。ただし、ほとんどの設備が事業者の撤退により撤去されており、8年間停止していたという現状があるため、再生となるとすべてを一から立ち上げる必要がある。このことから現状としては非常に厳しいと認識している。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第4項選挙費》

期日前投票所について

Q. 商業施設への期日前投票所の設置については賛同するところであるが、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場と重ならないように庁内での調整をしっかり行うべきと考えるがどうか。

A. 商業施設の候補として、ワクチン接種会場とは別の会場を考えており、競合するとはないと考えている。今回の参議院議員選挙については、期日がある程度わかつており、前回は期日前投票所として使用できなかった中消防署中央分署、ヘルスプラザについても、日程が重複しないよう調整を行っている。

《歳出第2款総務費 第5項統計調査費》

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【消防本部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目常備消防費》

救急活動について

Q. 北部分署、南部分署からの救急出動件数が当初想定していたよりも多く、人員配置を1隊から2隊に増強するなど対応しているが、救急隊の出動件数など想定とのずれに対応できているのか。

A. 令和3年12月から2隊での運用を始めたところであり、7人で勤務することによって消防車と救急車が同時に出動しやすくなったなどの声が出ているが、実際の出動については期間が短いため年度ごとの比較はできていない。令和4年の夏ごろには状況の変化等について報告したいと考えている。

Q. 特に南部分署は手狭だろうと推察するが、増築の予定はないのか、また、2隊で運用するための仮眠室や女性用の浴室、トイレなどの設備は検討しているのか。

A. 女性用の浴室、トイレは南部分署整備の際に設置済みであり、仮眠室も7,8名程度の勤務を想定していたため問題なく仮眠環境は整えられている。

(意見) 安全面や職員の疲労等に影響が出ないよう取り組んで欲しい。

消防指令センター共同運用事業費について

Q. 119番映像通報システムについて、本市の予算はどのくらいで、実績についてどのように評価しているのか。

A. 桑名市、菰野町と共同で運営する指令事務協議会の予算としては37万円であり、そのうち本市の負担分は20万円程度である。令和3年7月20日から運用しており、2月末までで通報者へ依頼した件数が215件、映像を受信したのが170件であった。うち100件程度が救急で使用している。件数は想定より多く、救命率の向上に寄与していると考えている。

Q. 火災の状況や事故の際の応急手当を想定したものと認識しているが、応急手当等の

指導はできたのか。

A. 現場にいるのが通報者一人の場合には、心臓マッサージの録画映像を指令センターから送信し、通報者がそれを見ながら心臓マッサージを実施してもらっている。また、現場に複数いる場合には、そのうちの一人に心臓マッサージ等の様子をスマートフォン等で撮影してもらい、指令センターで適正な方法かどうか確認し、必要に応じてアドバイスしている。

(意見) 引き続き周知と活用を期待している。

Q. 寝具乾燥消毒委託について、寝具は業者の持ち物であるとのことだが、寝具のリース契約というのを考えられないのか。

A. 契約期間中に現在の委託内容を踏まえてリース契約も検討したい。

(意見) リースであれば寝具もある程度新しいものに更新もできると思うので、仮眠であっても快適になるよう検討してほしい。

Q. 救急車の出動時に精神疾患や認知症の方が暴れてしまうことがあり、乗車できないケースが増えていると聞く。そうした際に救急車は戻ってくることになるが、対応に際しては救急車の出動が適切なのか判断する必要があると考える。通報があった時点で家族等の話を聞き、場合によっては民間等の搬送業者で対応いただくなどの役割分担も必要になるのではないか。

A. 家族から傷病者の様子や、ご家族で病院に連れていくか、救急車が必要かどうかの確認を行い、必要であれば出動し病院へ搬送することになる。

Q. 新型コロナウイルス感染症の患者の搬送用の車両はどこに何台用意しているのか。

A. 新型コロナウイルス感染症の患者搬送用には5台用意しており、北消防署、南消防署、中央分署にそれぞれ1台、中消防署に2台配備して運用している。

Q. 乗車する救急隊員は通常の搬送と、新型コロナウイルス感染症の患者の搬送を分けているのか。

A. 通常の勤務人員の中で車両を乗り換えて出動しており、人員の入れ替えは行っていない。

Q. 陽性者の搬送後の除菌作業に時間を要するが、5台の運用で患者の搬送に支障は出でないか。

A. 現在のところ5台での運用で除菌作業も行っているが支障は起こっていないと認識している。

Q. 除菌作業の方法は、アルコールによるふき取りの後、オゾンによる除菌を行うという手法で変わっていないか。

A. 特段の変更はない。

(意見) 除菌の方法も日々変わっているので、短時間でできるものがないかなど常に情報収集して取り入れられる手法は取り入れていってほしい。

外国語三者間同時通訳システムについて

Q. 外国語三者間同時通訳システムについて、何か国語に対応しているのか。また、活用実績はどのくらいか。

- A. 現在 20 か国語に対応している。令和 2 年度で 15 件の活用があり、119 番通報や救急現場、火災調査の際などの細かい通訳が必要となるときに活用している。
- Q. 日本語学校の学生など、このことについて知らない外国人市民も多いため機会をとらえてさらに周知していくべきと考えるがどうか。
- A. 日本語学校へも周知を行っており、今後も引き続き様々な媒体を通じて広報に努めていきたい。

救急ワークステーション事業について

- Q. 救急ワークステーションについて、休日・夜間の運用、24 時間体制など、さらなる充実をどのように考えているのか。
- A. 指導救命士を中心に研修内容の充実を図っているほか、病院の救命センター長指導の下、救急事案の検証等も行っており、今後も研修内容の充実を図っていきたい。また、休日・夜間、24 時間体制については、サイレンによる出動時の近隣への負担や、病院側でそうした体制に対応できるかどうかなどの課題もあり、市立四日市病院と連携して検討していく。
- Q. ドクターカーの導入について、消防本部としてはどのように考えているのか。
- A. ドクターカーの導入については、救命率向上につながるものとして一定の効果があるものと考えているが、市立四日市病院の救急医や看護師等のスタッフの確保が非常に重要であり、病院側の協力が必要であるため十分に協議していきたい。
- Q. 病院側の体制が整っていればドクターカーの導入を積極的に考えたいということか。
- A. 病院の協力が得られるのであればその方向性で取り組みたい。
- (意見) 患者の救命率や社会復帰率のさらなる向上のため、今後は救急車だけでなく、ドクターカーの導入を是非進めて欲しい。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

消防分団車庫整備事業費について

- Q. 楠分団車庫・詰所等について、利用用途の変遷に伴い整理するとあるが、築何年で整理するかなどの目途はあるのか。
- A. 各消防団の詰所を更新する場合は築 35 年を基準としているが、楠地区の車庫・詰所については、以前分団員だった方が大規模災害対応班等の詰所として活用しており、これらの方が活用している間は施設として残していきたいと考えている。
- Q. 大規模災害対応班の資機材倉庫についてはどのように考えているのか。
- A. 土嚢や水防資機材を保管しているが、他の施設に移転できるなど、利用がなくなるまで使用を継続していきたい。
- Q. 整理できるものは整理し、他の地区との公平性を保つべきである。築 35 年を経過している車庫について整理することで、他の車庫との統合を検討するようなことはないのか。

A. 楠分団車庫・詰所は築35年経過しており令和4年度に建て替えを予定している。また、指定避難所の資機材の備蓄もあることから危機管理室等と調整していく。大規模災害対応班は2班に分かれて、小倉、南川の2か所に詰めて活動している。そのうち1班が南消防署に詰めて活動することを計画しており、その際には小倉、南川いずれかの車庫・詰所について整理等の検討をする予定である。

Q. 楠地区の大規模災害対応班が2班に分かれるということは、班長を2名配置しているのか。

A. 楠地区の大規模災害対応班は班長が2名おり、2か所に分かれて詰めている。

Q. なぜ分かれて詰める必要があるのか。

A. 一級河川の鈴鹿川とその派川によって土地が分かれている楠地区の特徴から、南北に分かれて拠点を置いて活動をしている経緯がある。

(意見) 楠地区には、大規模災害対応班が使用する資機材搬送車が2台配備されているが、全市的に使用できるよう予算を認めた経緯があることは認識しておく必要がある。

Q. 大規模災害対応班が使用する資機材について、楠地区であれば水災害に特化したものを配備するなど地区の特徴にあった資機材を配備し、日頃から訓練する必要がある。例えば、楠地区にボートを配備するなど考えられないのか。

A. 楠分団には、繊維強化プラスチック製のボート1艇とゴムボート3艇を配備している。今後も日ごろからの訓練に活用していく。

Q. 資機材の老朽化具合も確認しながら適切に更新等も図ってほしいがどうか。

A. 再度老朽化について確認し、必要に応じて更新していきたい。

《その他》

Q. メディカルコントロール協議会の事務局は現在、健康福祉部が担っているが、消防本部が担ったほうが良いのではないか。

A. 救急搬送についての課題等を検討する場であり、医療的な知見が必要な分野であるため健康福祉部に引き続き担っていただきたい。

【危機管理監・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

防災備蓄倉庫の整備について

Q. それぞれの地区にある避難施設や装備について、地区の防災隊に対して意見聴取等を行いながら見直しをしているのか。

A. 指定避難所の倉庫については、指定避難所で使用するものを配備しており、地区で必要になるものについては、地区防災組織の補助金を使ってそれぞれの地区で備蓄倉庫を整備している。

Q. 指定避難所の中でも、津波避難区域にある指定避難所とそれ以外の場所では必要になる物品が異なると考えるが、どの指定避難所も同じような物品を以前と変わらず備蓄しているが、何か変わった部分はあるのか。

A. 指定避難所の備蓄品については、一部施設の2階部分などに備蓄場所を変えているところもある。

Q. 保管場所の話だけでなく、防災備蓄を行う物品についてもニーズ調査を行うべきであるが、調査を行う考えはあるか。

A. 昨年度もニーズを聴いて対応した、今後もニーズを聴き取って対応していきたい。

Q. 令和4年度は防災教育センターのリニューアルに向けての実施設計を行うだけであるが、防災教育センターの防災備蓄倉庫は、令和4年度に更新する必要があるのか。

A. 今後のリニューアル工事に向けてあらかじめ場所を移動しておくものである。

防災倉庫管理費について

Q. 防災倉庫点検業務委託は何か所について行っているのか。また、委託先はどこか。

A. 125か所の指定避難所の防災備蓄倉庫の点検を毎月依頼しており、地区防災組織に委託している。

Q. 委託料はどのように設定し、支払っているのか。

A. それぞれの地区にある倉庫の数に応じて倉庫1件あたり月額2,000円を支払っている。

Q. 総合防災拠点の低木剪定業務委託、除草委託、防草シート修繕業務委託について、それぞれの委託先としてはどこか。

A. 地元の近隣の事業者2者での比較としている。

防災倉庫備蓄品の整備について

Q. 備蓄品目にトイレットペーパーは含まれていないのか。

A. 仮設トイレ1セットにつきトイレットペーパー5個が含まれている。

(意見) 備蓄品目について、セットに含まれているといった説明をしなくても済むよう、分かりやすく記載するべきである。

Q. 生理用品の備蓄は考えていないのか。

A. 生理用品は拠点倉庫に40枚入りのパックを220個程度備蓄している。

(意見) 生理用品も5ヶ所の拠点倉庫ではなく、125か所の防災備蓄倉庫にそれぞれ配備するべきである。

Q. 水の備蓄について、どのように考えているのか。

A. アルファ米の調理用の水は拠点防災倉庫に集中備蓄している。

(意見) アルファ米は指定避難所に配備され、調理用の水は拠点倉庫だけに配備されていることだが、どちらも指定避難所に一緒にして備蓄すべきである。

Q. 飲料水も備蓄すべきではないか。

A. 飲料水は上下水道局の所管であるが、災害時には、給水タンク車3台で給水を行うとともに、5箇所の水源池、14箇所の緊急貯水槽からも、給水を行う事ができる。

また、専用水道を設置している事業所と協定を結んでいるほか、三重県の水道災害応援協定に基づき飲料水について応援を依頼できる体制ができておらず、飲料水の各地区への備蓄については今のところ検討していない。

Q. 大規模災害時には、液状化などで道路等の寸断や、水道管の破裂、濁水の発生などにより応急給水ができるまで時間を要する可能性も想定しなければならない。上下水道局に頼るばかりではなく、発災した直後のしばらくの間は維持できる程度の飲料水を危機管理監として指定避難所に配備すべきと考えるがどうか。

A. 発災直後の飲料水は非常持ち出しとして自助で賄うというのが現在の考え方であるが、上下水道局の応急給水や、災害協定を活用して飲料水の確保を進める。水の備蓄は課題もあると認識しているが、県内の各市町においては水道事業者の応急給水で賄うという計画であり、各市町でも行っていないことから、県の考え方との整合を保ちながら検討していきたい。

Q. 飲料水が自助の範囲であったとしても、全ての市民が非常時に持ち出せるわけではない。県や他市町が備蓄していないから本市でも行わないという考え方はおかしい。本市独自でも市民に寄り添って備蓄計画を立てるべきではないか。

A. 今年度策定した備蓄調達計画を今後必要に応じて見直していくが、その際の検討課題としたい。

Q. 防災倉庫の中は、夏場にどのくらいの温度になると想定しているのか。

A. 推測ではあるが、50～60度程度になるものと想定している。

Q. カセットコンロ用のガスボンベは40度以下で保管する必要がある商品もあるため、危険がないか確認すべきではないか。また、備蓄品のゴムやビニールなどの部分が熱により劣化する恐れがあるため、換気も含めて倉庫内部の熱対策を検討すべきと考えるがどうか。

A. 温度がどのくらい上がるのかを調査しながら検討していきたい。

指定避難所におけるWi-Fiの整備について

Q. 指定避難所等に設置する公衆Wi-Fiの常時接続回線数や通信容量はどの程度を想定しているのか。

A. ギガスクール構想の中で設置されている市内小中学校の体育館のルーターは1ヶ所につき100台程度が限界だらうと聞いている。使用に際しては緊急の情報を取得する程度にとどめ、動画の視聴等は控えていただこうと考えている。

Q. Wi-Fiルーターは常時通電していると3～5年で寿命を迎えると言われているが、どのような運用を考えているのか。

A. 地区市民センターや小中学校で使用するものは常時使用しているが、新たに導入予定のルーターの運用については検討したい。

(意見) 災害時につながらないという状態にならないよう取り組んでほしい。

(意見) 指定避難所で一度も通電せず箱に入ったまま保管されているのもどうかと考える。災害が起きて初めて箱から出したということがないようにすべきである。

緊急告知ラジオについて

Q. 以前は電波の届く範囲が広いFM三重の電波を用いたものであったが、令和3年10月からCTY-FMの電波を用いたものに変更した理由は何であったか。

A. 全国瞬時警報システム（Jアラート）に自動で切り替わること、本市独自の情報を流すことができること、また、市役所危機管理室から直接情報を流すことができること、という利点がありCTY-FMを採用した。

Q. 令和3年度は予算より購入台数が少なく減額補正となつたが、令和4年度に442万円もの予算を計上しているのは適正なのか。一般市民が自己負担額4,800円を支払って購入するとは考えにくい。販売価格や自己負担額の設定を見直すべきではないか。

A. 当初は年間700個の購入があると想定して令和3年10月から開始したが、今年度は半年で100個程度の実績と見込んでおり、当初の想定は甘かったと捉えている。購入数が低調な理由として、他の情報ツールとして「四日市Sアラート」という無料のアプリケーションを用いたシステムのニーズも高く、そちらの利用が多いと考えられる。令和4年度は、1年間で最低200個の購入はあると推測しており、さらにつこれから広報を行っていくことも考えて400個分の予算を計上している。避難行動要支援者以外の個人、団体からのニーズもあり、実際に問い合わせもあるため、ニーズがある以上はこの制度で継続しようと考えている。

Q. 発注の数が減れば仕入れの価格も上昇するのではないか。また、在庫が増えた場合に在庫を抱えるのは販売業者なのか。

A. 販売業者には一定数の在庫を確保していただいていると聞いているが、受注生産をしてもらっている状態である。自己負担額が一般的なラジオに比べて高額であることは認識しているが、価格交渉の結果でありこれ以上の値下げは難しいと感じている。今後も継続して価格交渉は行っていきたい。

(意見) 市民に喜んで使ってもらうことが望ましいと考えるので、想定よりも利用が少ないということは受け止めて、せっかくいいものを提供するのであれば、市民がしっかりと利用できるような工夫をして欲しい。

Q. 前回緊急告知ラジオの問題点として、試験用の電波を受信したすべてのラジオが最大音量で起動してしまうという問題点があったが、改善されたのか。

A. 新しい緊急告知ラジオには通常音量と最大音量どちらでも起動できる機能を備えた。現在は最大ではなく通常音量で起動する試験電波でテストを行っている。

(意見) 改善点についての広報をしっかりと行い、必要な市民の手に届くよう努めるべきである。

地区防災組織の活動について

Q. 危機管理統括部になり、新たに地域防災支援グループを設置するが、コロナ禍により地区全体の訓練の実施が難しくなっている状況の中どのように取り組んでいくのか。

A. コロナ禍であっても訓練は工夫して実施するように要請をしているところであるが、手法は各地区に任せている。コロナ禍でのマニュアルも作成しているため、参考にしながら継続して実施していただこうと考えている。

Q. 各地区での感染症対策や避難所等の運営マニュアル、防災マップ、資機材、人材リストなどの整備について、今後は各地区での整備が進むよう、さらに強力に取り組んでいくべきと考えるがどうか。

A. 今後も積極的に作っていただくよう周知をしていきたい。

防災救急エコバック配布啓発事業について

Q. 5300 個を作成、配布することだが、どこにどのくらいの数量を配付する予定なのか。

A. 防災関係団体の代表で自治会長、民生委員、消防団員等へ 2100 個、環境活動関係者等へ 100 個、新生児のいる子育て世帯へ 2500 個、定期普通救命講習の参加者へ 500 個、防災講座の受講者へ 100 個それぞれ配布することを見込んで作成する予定である。

Q. 環境活動関係者とはどのような対象を想定しているのか。

A. エコバックということで、環境活動との関連を考慮し、四日市公害と環境未来館の解説員やその養成講座の登録者、地球環境塾への参加者、エコパートナー事業という環境に関する取り組みに参加する団体などを想定している。

Q. 数量を 5300 個とした理由は何か。

A. 事業者と調整を行う中で素材の単価の高騰もあり 5000 個以上でなければ作成に踏み切れないという事情もあり今回の数量となった。

Q. 良い取り組みであるので本市の全世帯に配布することも検討すべきではないか。職員政策提案の時点でこうした限定的な配付の仕方を前提としていたのか。

A. 職員政策提案時の目的は、子育て世帯、子どもが生まれた家庭に防災について考えるよう促すものであった。全世帯となると金額が大きすぎるため、まずは 5000 個以上の数量から始めて反響を見ていこうと考えている。

Q. 職員の政策提案に対して、管理職からの後押しなかったのか。

A. 子育て世帯を取り込んでいくという政策提案時の着眼点であり、そのポイントに絞って今回事業として進めるものであり、今後、全世帯に必要なものについては別途検討していくべきと考えている。

Q. 市民からエコバックを購入したいという要望があれば応えていくのか。

A. 事業者の方で販売する可能性も考慮して検討していきたいと考えている。

津波避難ビルの指定について

Q. 津波避難ビルの指定について、指定している建物の形態の変化や、新しく建てられるビル等に合わせて見直しが必要だと考えることに加え、地区によっては津波避難ビルの指定が不十分であるところもあると考えるが、来年度はこれらの検討や対策についての予算は計上されていないのか。

A. 125か所を指定している津波避難ビルについては一定の確保ができていると考えている。今後、増強する必要があれば、民間の建物や公共施設について指定を進めていきたいと考えているが、予算としては特に計上していない。

Q. 立て看板が劣化したり、指定のシールがはがれている津波避難ビルもあり、指定している津波避難ビルの状況を把握していくべきと考えるが、指定後に実際に現地を訪れているのか。

A. すべての津波避難ビルを訪れているわけではないため調査等を実施していきたい。
(意見) 調査を実施すると方向性も見えてくると考える。そのうえで必要な予算については計上するようにしてほしい。

家族防災手帳について

Q. 家族防災手帳の予算は今回計上されていないがなぜか。

A. 令和4年度はリニューアルに向けて危機管理課内で検討を進める予定であるが、予算としては特に計上していない。

(意見) 家族の環境の変化や、新たに本市に来た市民などへの配慮をしながら継続して取り組んで欲しい。

新型コロナウイルス感染症対策について

Q. 危機管理監のコロナ対策として、どのような取り組みを行っているのか。

A. 避難所の環境整備とコロナ対策事業として、パーテイションテントやファミリーテントを購入するとともに、分散避難に関する啓発も行っていく。

避難所におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究について

別紙「四日市市議会提言シート」に記載。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第4目水防費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《その他》

組織・機構の見直しについて

Q. 令和4年度から危機管理統括部に名称変更するが、どのような経緯で変更に至ったのか。また、変わる組織の責任者である危機管理監から決意を述べてほしい。

A. 危機管理監が組織名称なのか役職名なのか分かりにくいことから名称変更を提案し、市全体としても組織の見直しを検討しているとの考えであったことから名称変更をすることとなった。災害対応のみならず他の危機に関しても、さらに府内全体を統括していくような対応ができるよう施策に取り組んでいく。

Q. 危機管理統括部になり、人員配置等の体制は強化されるのか。

A. 危機管理室を危機管理課とし、その中に、全体を担う危機管理企画グループ、地域防災を支援する地域防災支援グループという2つのグループを設置し、それぞれが役

割分担しながらしっかりと進めていく。人員については、人事異動の内示前なので把握はしていないが、増員の配置要求をしている。

【感染症、バイオテロ等の対策について】

Q. 強烈な感染症や、バイオテロなどの対策というのは特に検討は行われていないのか。

A. 危機管理室としては、国民保護法といった観点から検討、対策を行っているが、個別の対応については消防本部の化学隊などが対応することとなっている。

【会計管理室・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》

【備品購入費について】

Q. 机といすの購入費について、500万円も必要なのか。

A. 人事異動による机、いすの必要数と、令和3年度から3年計画で老朽化したものに入れ替えを行っているが、令和4年度は、片袖机53台、脇机2台、回転いす194脚の購入を予定している。令和3年度との差額約20万円については、多機能FAXの保守契約が延長できなくなったため、新たに購入するものである。

Q. 委託料が430万円増額している要因は何か。

A. 令和3年度の途中から、本庁舎1階の支払窓口業務と3階の正職員の口座振替業務を三十三銀行に委託しており、令和4年度は1年間の委託費を計上しているため増額となっている。また、令和5年度の行政内部システムの更新に向けて、新たな帳票データの登録をする必要があり、その委託費用が増額となっている。

Q. 支払窓口業務を委託することによって職員の空いた時間は活用するのか。

A. 1階に配置していた臨時職員1名、再任用職員1名をそれぞれ減員し、人事コストを引き下げた。

【財政経営部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第5目財政管理費》

【窓口キャッシュレス決済試行導入について】

Q. 最初は試行的に行っていくしかないと思うが、どのような計画で導入を図っていく予定なのか。

A. 2年間で導入を進めていく予定であり、まずは、試行導入として2つの地区市民セ

ンターへの専用機器設置を想定している。令和4年度の前半にマニュアルの作成や運用方法の検討を行い、令和5年度には、すべての地区市民センターや、本庁1、2階などの手数料や使用料に関する現金取り扱いがある窓口に展開していきたいと考えている。

Q. 地区市民センターよりも、本庁での取り扱いが多いように感じるが、本庁での試行については考えていないのか。

A. 住民票や税証明などを取り扱う本庁の窓口についても、担当課と調整したい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

一元管理車両の安全装置について

Q. ドライバーの視認性向上のため、ドライブレコーダーを搭載したルームミラーの導入について提案するが、市の考え方はどうか。

A. 一元管理車両には全てドライブレコーダーは設置しているため、今後は、バックモニターとカーナビゲーションシステムの設置を進めていきたいと考えている。安全装置については、技術が日々進化しており標準で装備していくものもある一方、車種によっては装備できないものもあることから、今後仕様書を見直す中で必要なものを検討していきたい。

Q. 現在カーナビゲーションシステムが装備されている車両には後付けでバックモニターを設置し、その他の車両については、ルームミラーと一体型のバックモニターを設置してはどうか。

A. 安全装置の機能など調査しながら検討していきたい。

Q. プラグインハイブリッド車は1回の充電で何キロ走行できるものか。

A. 1回の充電で約60キロ走行可能なものを考えている。

Q. 自動車のリース契約の形態に残価設定型という新しい手法が出てきたが、市の公用車に活用できないのか。

A. 1、2年で全損の事故を起こした場合に残りの金額を一括で返済するというリスクもあり、複数の職員が使用する公用車に適用することは難しいと考えている。

(意見) リース契約には経費で見ることができるというメリットもあり、法人で導入することもある。残価設定については一度検討して欲しい。

Q. リース会社が残価設定を自社で行うため、その残価設定によってリース価格が変動するものであり、市側で残価設定やリース価格について指定することはできないものと認識しているがどうか。

A. 残価設定型は2年程度の短期間で残価を設定するため、通常の本市が行っているような車体価格を払い終えることを想定したファイナンスリースという形態とはタイプが異なると考える。残価設定によって市が有利になる可能性もあるため、残価設定型のリース契約の可能性については研究していきたい。

市庁舎等E S C O事業導入検討業務委託費について

Q. 導入の実績がある市立四日市病院では、あまり明確なメリットが出ていないと聞い

ているが、導入による効果等について確認は行ったか。

A. 市立四日市病院には確認をしており、事業者とも検討を進める中で一定のメリットは見込めると考え、本事業の導入について検討したい。

Q. 本庁舎には熱源となるものが空調くらいしかないとと思うがどうか。

A. 空調設備の冷温水発生器が熱源の一つになると想えており、また、市庁舎内の照明のLED化も一部図られていない箇所があるため、どの程度効果が見込まれるか検討していきたい。

(意見) 光熱費の基準をどの時点に設定するのかによって効果も変わってくるので、気を付けて取り組んでほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

《歳出第2款総務費 第2項徴税費》

《歳出第4款衛生費 第4項病院費》

《歳出第8款土木費 第7項下水道費》

《歳出第11款公債費》

《歳出第12款予備費》

第2条 債務負担行為の補正

第5条 岁出予算の流用

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部、会計管理室・経過】

第1条 岁入歳出予算

《歳入全般》

石油貯蔵施設立地対策等交付金について

Q. 実績を見ると令和3年度は消防車の購入のみに充てるなど他の年度もほとんどが消防本部に関する事業に充てているが、用途が限定されているものではないため、教育や道路などの分野にも充当できるものと理解しているが、どのように考えているのか。

A. 法律上は広く使える交付金となっているが、運用上は、申請する際に石油コンビナートとの関連性や、その用途に充当する理由を厳しく求められるものである。他の事業にもコンビナートとの関連性を説明できる事業には充当しているが、消防自動車の購入などは説明がしやすいという側面もあり、消防本部関連の設備が多くなっている。

Q. この交付金は、使い道に地元の意向を反映するような性格のものではないのか。

A. この交付金があるから、特別にどこかの地区で事業を考えるというものではなく、行政で使い道を決めて交付金の交付を受けるものである。地元の意向については通常の要望として上げていただき一般財源の中で検討をしていくという考え方になる。

Q. 四日市公害から50年の節目であるので、この交付金を活用して行政と市民とで話し合いを行う機会を設けてはどうか。

- A. 公害判決 50 年に向けて、各課から予算要求が上がってき、石油貯蔵施設立地対策等交付金の充当が適当なものがあれば考えていきたい。

第3条 地方債

第4条 一時借入金

別段の質疑、及び意見はなかった。

【監査事務局・経過】

《歳出第2款総務費 第6項監査委員費》

I C T監査について

Q. I C T監査という文言は令和4年度の監査計画の中に入れる性質のものではないと解釈してよいか。

A. I C T監査と特別に記載はしていないが、財務監査、行政監査に含まれるものとして記載している。

音声ファイル反訳委託料について

Q. 全庁的に使用しているA I 音声認識ツールがうまく使えていないという現状について、活用の方法を検証する予定はあるのか。

A. I C T戦略課と相談しているが、I C T戦略課において、マイクの設備を導入し、貸し出しことも検討していると聞いているため、そのようなマイク設備を活用するなど、方法を検討して、A I 音声認識ツールを有効に活用したい。

Q. 議会事務局でこのA I 音声認識ツールを使用するとかなりの精度でテキストデータ化されるとのことだが、監査事務局で使用した場合どれくらいの精度でテキストデータ化されるのか。

A. 監査事務局では、I C レコーダーで録音した音声をA I 音声認識ツールにかけていはるが、その精度はかなり低かった。音質により精度が大きく変わると聞いているため、方法を試しながらうまく活用していきたい。

(意見) 少しでも活用できるよう努力してほしい。

非常勤監査専門委員について

Q. 新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から監査専門委員の来県が困難であったため中止になったとのことだがそれで問題はないのか。

A. 工事監査については隨時監査として行うものである。令和3年度は、監査委員と協議しやむを得ず中止とした。

Q. 大阪府から来県予定であったとのことだが、本市にはこのような監査ができる人はいないということか。

A. 本市にそうした人材がいるのかどうかは把握していないが、こうした工事監査については、他の自治体においても技術分野で専門性のある人材に依頼している事例が多く、大阪府でそのような技術士の組合を組織しているところに依頼している。

Q. 工事監査の専門委員について、何か特定の資格が必要なのか。

- A. 技術士という資格を有する方にお願いしている。土木工事など専門分野に応じて工事監査に協力していただいている。
- Q. 技術士とはどのような資格なのか。工事監査のための資格なのか。
- A. 工事監査のための資格ではなく、建設業等の企業に勤めている方が所持していたり、資格を持つ人が民間企業に助言を行うこともある。建設工事や設計、施工管理など専門的な知識や経験を持っていて技術士の試験に合格した人が持つ資格である。

【議会事務局・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第1款議会費》

会議録作成関係経費について

- Q. 会議録作成関係経費はどのような業務に使われるのか。
- A. 本会議の会議録、委員会の会議録の作成を行うものであり、本会議の会議録については印刷して冊子にする費用も含まれている。会議録の作成に当たっては反訳業務の委託をしており、その経費も含んでいる。
- Q. I C T 戦略課で行っているA I 音声認識ツールについてはどのように活用しているのか。
- A. 議会だよりの原稿作成、委員会の分科会長報告、委員長報告の作成のもとになる資料として文字起こしを行っている。短時間でテキストデータ化されて帰ってくるためそれをもとに事務局職員が整文している。
- Q. 一般質問後に質問原稿を求められるが必要なのか。
- A. A I 音声認識ツールでも確認はできるが、できるだけ早く処理を行うために、可能な場合にはお願いしているものである。

議長、副議長の公務について

- Q. 令和2年度、令和3年度はコロナ禍の影響で公務に旅費、交際費等の執行はかなり少なかつたが、令和4年度はコロナ禍の影響はどの程度考えて予算を計上しているのか。
- A. 令和4年度はコロナ禍前の状態で通常通り会議等も開催される見込みで予算を計上している。令和3年度も当初予算としては通常通り開催される見込みで計上しており、会議の主催者も当初は開催する前提で進め、状況によって書面会議に切り替えるパターンがほとんどであった。
- Q. 職員についても同様に出張経費等はコロナ禍前の従前どおりの予算が計上されているのか。
- A. 議会事務局の予算をもとに説明すると、職員の研修などは行ける前提で予算を計上している。
- (意見) 議会だけ特別に予算がついているのではないのであれば了とする。

新型コロナウイルス感染症対策について

Q. P C R 検査までは難しいかもしれないが、抗原検査キットなど、簡単に検査ができるものを議会費で購入できないか。

A. 議会事務局内で検討したが、検討時点では研究用のものが市販されており、信頼性に欠けるという当時の判断があり、そうした検査キットについては用意しないという判断に至った。

Q. 精度が高いものが市販されるようになれば、今後検討するということでよいか。

A. 現状では購入していないという状況であるが、今後検討したい。

テレビ放送中継事業委託について

Q. 一般質問を C T Y で放送する際に、番組表では本会議の初めから終了まで通して一つの番組として表示されており、録画しようと思うと、すべてまとめて録画することになってしまう。分割することはできないのか。

A. 一般質問の予定はある程度決まっているが、関連質問や、予定時間よりも早く終了する場合などがあり、通常のテレビのようにはっきりと時刻が決まっているものではないため現在の形になっているものと推測する。対応が可能かどうかも含めて事業者に確認は行うが、現状の対応としては録画 D V D の貸し出しによって対応していくたい。

議案第 84 号 令和 4 年度四日市市桜財産区予算

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 106 号 令和 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 12 号）

【政策推進部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 8 款土木費 第 5 項港湾費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第 2 条 繰越明許費の補正

中心市街地拠点施設整備事業について

Q. 令和 3 年度予算を今回の補正予算で繰り越すのみで、令和 4 年度当初予算に中心市街地拠点施設整備事業についての予算は上がっていないが、予算編成についてはどのように考えているのか。

A. 令和 3 年度に予定していた業務が終了しなかったため、繰り越した予算を使って、令和 4 年度も引き続き中心市街地拠点施設の基本計画の策定に取り組んでいくことになる。年度途中になるが、基本計画がまとまった段階で、市議会に報告を行ったうえで補正予算を計上したいと考えている。

Q. 当初予算を計上せず、繰り越した事業を報告した後に補正予算で計上していくという方法は適正なのか。

A. 現在の進捗では、当初予算に盛り込むことは見送らざるを得ないと判断した。基本計画の策定を終えたら、次は基本設計に着手するというように、一つひとつ熟度を上げ、その都度理解を得ながら、次の段階の予算を上程していくものと考えている。

第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【総務部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

【退職手当について】

Q. 今年度の普通退職が過去と比べて多い要因は何か。

A. 令和3年12月で国体に関する業務に携わる任期付き職員20名ほどが退職となったため多くなっている。20名を差し引くと例年に近い数字になる。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第15目人権推進費》

《歳出第2款総務費 第4項選挙費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【消防本部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目常備消防費》

【朝日、川越二町消防事務受託費について】

Q. コロナ禍による材料の不足や価格の高騰等により入札不調になったのではないか。

入札予定価格を現状に即したものとするなど、入札の条件を変更して対応すべきと考えるがどうか。

A. 不調になった2回の入札のうち、1回目は市内の事業者を対象にしていたが、2回目は市内要件を外した。入札を行った時期が工事の多い時期であり現場監督者の不在による不調が多かったと聞いている。今回の工事に関する予算は、令和4年度の当初予算に計上されているため、次回は比較的工事の少ない時期に入札を行うことで対応しようと考えている。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

【南消防署整備事業費について】

Q. 7,000万円もの入札差金が生じ、減額補正を行うとのことだが、令和3年度当初予算の見積もりが甘かったのではないか。材料費の高騰も見込んで予算を立てたのか。

A. 工事を行う時期の材料費も見込んで予算計上できるよう担当課に積算を依頼しているが、令和3年度については、2か年にわたる事業の1年目であり大きな差が生じたと認識している。今後も担当部局と十分協議してしっかりと状況を注視していきたい。

【危機管理監・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

【地区防災組織資機材等整備補助金について】

Q. 高額資機材等の購入費補助金について、それぞれの地区でどのような申請があつて予算減額の見込みを出したのか。

A. 令和3年度の申請について、13団体から申請がありその合計金額の見込が840万円であり、予算額1200万円から減額するものである。

Q. デジタル簡易無線機の価格の差や、半額の補助であるために資機材を購入できない地域があるのではないかという決算審査の際の指摘についてはどうであったか。

A. デジタル簡易無線機を購入したのは8団体、防災倉庫を購入したのが3団体、可搬式消防ポンプや浄水器などを購入した団体があり、金額としては各地区に応じた金額となっている。1回目の募集時には申請の数が少なく、二次募集を行って13団体の申請があった。

【市民総ぐるみ総合防災訓練について】

Q. 新型コロナウイルス感染症の影響で訓練を中止したとのことだが、コロナ禍でも起こりうる災害に対応するため、それぞれの避難所等に対して避難行動に関するマニュアルを作成することなどが必要と考えるがどうか。

A. 各地区において、避難所運営マニュアルを作成済みであり、それに加える形で、新型コロナウイルス感染症に向けて避難所運営のガイドラインを作成し、これをもとに各地区においてマニュアルを作成していただくようお願いしているところである。今後も周知啓発を図っていきたい。

(意見) 各地区へ丸投げするがないように取り組んでほしい。

【財政経営部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第2項徴税費》

市税還付加算金について

Q. 市税還付加算金の利率は現在何%が適用されているのか。

A. 令和4年1月1日から12月31日までが0.9%、令和3年1月1日から12月31日までが1.0%、令和2年1月1日から12月31日までが1.6%となっている。

Q. 一般の銀行の金利から考えると非常に高いが、実態に合わせることはできないのか。

A. 法令で定められており、財務大臣が毎年告示する金利割合で、銀行短期貸出平均金利をベースに0.5%を足して設定することになっている。市場金利に合わせて令和2年度に法令が改正され、令和3年は0.5%下がっている。

軽自動車税賦課事務費について

Q. 軽自動車税に関してどのようなシステムを導入するのか。

A. 車検証や税申告等手続きのワンストップサービスとしてOSSシステム、車検時に軽自動車税の納付確認ができる軽JNKSシステムをそれぞれ導入する予定である。

(意見) 車検業者などが確認のために毎回本庁に訪れて確認等を行うことが非常に負担であるという声を聞くので、当初予算にあったeLTAXも含めて、税に関する負担軽減につながるシステムを早期に導入して欲しい。

《歳出第12款公債費》

第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部、会計管理室・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

教育振興費寄附金について

Q. 図書のための寄附金があったが、1000万円の寄附金が送られた場合、その分の図書を単年度で一度に購入するのか。

A. 寄附金額が少額であれば、単年度で図書の購入に充てる予算を増額し、図書の入れ替え分を増額しているが、今回のように金額が多い場合は、図書館の司書が購入して図書の入れ替えを行う作業量に限界がある。そのため、複数年度にわたって購入費をある程度増額する方法で図書の購入に充てていく予定である。

Q. 教育振興費寄附金の会計はあるのか。

A. 特別な会計は存在しないが、寄附金額を覚えておき、その分の図書館の予算を増や

す形で運用する予定である。

第4条 地方債の補正

地方債の年度末現在高について

Q. 全会計合計の 1452 億 1222 万円というのが市の持っているすべての債務という理解でよいのか。

A. この額は、一般会計、特別会計、企業会計のすべての会計を含めた借入金の残高を指しており、市の債務となると、これに債務負担行為などを設定している金額を加算した金額になる。

議案第 114 号 令和 4 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）

【総務部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部、会計管理室・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

第2条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【危機管理監・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、第1条歳入歳出予算 歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目常備消防費のうち、救急関係事業活動費に関して、救急ワークステーションにおけるドクターカーの導入の検討につきまして、複数の分科会に係る事項として、全体会において審査すべき

との意見があり、これを諮ったところ、全会一致で全体会に送ることと決しました。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和4年2月定例月議会 予算常任委員会)

N o. 1

事業名	避難所運営におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究について	
事業概要		
次年度予算への提言		

＜提言＞ 避難所におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究について

新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず、避難所運営においては、特に大規模の避難所において受付業務が非常に煩雑であり入退所に際して大きな混乱を招いていることが大きな課題である。

避難所運営において、入退所の受付業務の簡素化のため、マイナンバーカードを活用することについてかねてより提案をしているが、現時点では理事者はインターネット等を用いた他市事例の把握にとどまっており、活用に向けた調査研究が十分になされていない。

こうした状況に鑑み、マイナンバーカードを活用することが本市の避難所運営に対して適切であるかどうか、他に有効な手段はないかなども含めた調査研究を早急に開始すべきである。

※参考 事業実施に関する意見 ④新規事業の実施

【当初予算案への反映状況 ／ 理事者からの報告】

[危機管理室]

東日本大震災以降、大規模な避難所運営において入退所にかかる受付業務の煩雑さが指摘されている。また、新型コロナウイルス感染症を考慮した分散避難の推奨により、避難所外避難者の状況把握や情報発信が課題となっている。

このような避難所運営や被災者支援等における課題解決に対する調査研究を実施する。

(1) 避難所運営等におけるデジタル技術活用事例の調査

- ・避難所運営におけるデジタル技術活用事例の調査（有効性と課題の整理）

（例）マイナンバーカードを活用した避難所の入退所にかかる受付業務の簡素化、避難所外避難者の状況把握など

- ・被災者支援におけるデジタル技術活用事例の調査（有効性と課題の整理）

（例）マイナンバーカードを活用した罹災証明書の発行、支援金の給付など

(2) 避難所運営等へのデジタル技術活用の検討

【令和4年度当初予算】 1, 000千円 (前年度当初予算：－)

【当初予算案への反映状況 ／ 分科会での確認】

1. 主な意見

(意見) 議会からの提言を受けて、予算として計上しており、新規事業の実施として評価できる。マイナンバーカードの普及啓発のために避難所での活用を検討するの方針として適切でないという提言時の危機管理監の意見もあったが、場合によっては、試行的にマイナンバーカードを活用した避難所運営の訓練を行うことで結果としてマイナンバーカードを携帯することの意識づけにもつながると考える。また、発災直後のとにかく避難しなければならない場面では、マイナンバーカードを自宅へ取りに行くことが適切でないかもしれないが、例えば、長期の避難生活を余儀なくされた場合に、保険証やお薬手帳としての活用も期待されるマイナンバーカードの活用という側面でも研究を進めていただきたいと考える。

(意見) 災害時の一時的な混乱を少しでも低減させるため、書面での受付と比べてスムーズに行えるよう活用を検討するべきであり、その結果マイナンバーカード普及につながることは好ましいことと捉える。

(意見) 実際にどのような活用ができるのか様々な角度から調査をして欲しい。

Q. マイナンバーカードの普及が進んでいない中どのように調査研究を進めていくのか。

A. マイナンバーカードを活用してどのようなことができるのかという視点で調査研究をしていきたいと考えている。

Q. 例えば、避難所訓練を行う場合に、どの地区でどのように行うのか。例えば、マイナンバーカードを持ってきてくださいと周知してから行うのか。

A. 具体的な避難所運営の方法についてはこれから調査研究を行っていくが、マイナンバーカードを所持していない方が避難してくることは当然念頭に入れて避難所運営を円滑化するにはどうすればいいか検討をしていく。

Q. 調査を進めていくうえで、実際に避難所運営に関する訓練を行うつもりがあるのか。

A. 先進地の事例をしっかりと研究したうえで、使える手法については試行的に行ってみることを考えている

(意見) マイナンバーカードを取得していても、日常的に携帯していない人が多いことも課題になると考るるので、この点も含めた調査研究をして欲しい。

Q. マイナンバーカードの普及率は上がっており、活用も広がっている。避難所での活用が見込まれることについての情報発信も重要と考えるがどうか。

A. マイナンバーカードを所持していないと避難できないということにはならないように取り組んでいきたい。持つて逃げることができない方が多数いることを前提として取り組みたい。

2. 反映状況

分類	備考
①廃止	
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	次年度事業費予算に関連するもの
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和4年2月定例月議会 予算常任委員会)

(継続) N o. 1

事業名	実行委員会形式の3事業について			
事業概要	「第56回文化都市四日市を創る大四日市まつり」、「第32回四日市花火大会」、「四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル（全国ジュニア自転車競技大会）」について、いずれも市長を会長（名誉会長）とする実行委員会形式により運営されており、市は、その開催に要する経費の一部を四日市市補助金等交付規則に基づき補助している。			
決算額				
次年度予算への提言				
＜提言＞ 実行委員会形式事業の在り方の検討について				
<p>実行委員会形式で実施されている事業について、市は開催に係る経費の一部を補助しているが、実行委員会は、いずれも会長（名誉会長）を市長が、実行委員長を副市長が務めていることをはじめ、他にも複数の市職員が公務として参画していることから、法に反しないとはいえ、補助金の流れとしては不適切ではないかと感じられる。</p> <p>加えて、各種団体の実行委員会への参画はあるものの、事業全体に深く携わることが難しいため、調整業務等の多くを事務局が担当することとなり、市職員への負担が大きくなっていることも大きな課題である。</p> <p>こうした状況に鑑み、現在の実行委員会による事業の運営や、それに対する補助金支出という手法が果たして適当であるのかを改めて検証し、民間委託等も含めた将来的な事業のあり方について全庁的な議論を開始すべきである。</p> <p>今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大四日市まつり、四日市花火大会、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバルはいずれも中止となり、実行委員会が開催されないことから実行委員会の在り方等の議論は進んでいないことであるが、四日市花火大会においては例年同じ業者が企画運営業務を行うなど、改善の余地もみられるため、補助金等を支出する市の立場から最適な在り方を模索すべきである。</p> <p>そのための手法として本市の観光協会や文化協会等が各種イベントを担うことも考えられるが、現時点ではイベントの運営に携わるほどの体制とはなっていない。観光協会をはじめとする各種団体とともに本市のシティプロモーションを推進していくよう、適切な財政的、人的支援を検討すべきである。</p> <p>なお、運営手法の検討に当たっては、リスク管理の観点はもちろんのこと、効果的なシティプロモーションの観点も持ち、イベントをこれまで以上に市内外から注目され、市民の誇りにつながるものとすべく取り組むべきである。</p>				

※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（事業実施手法の見直し など）

【当初予算案への反映状況 ／ 理事者からの報告】

【観光交流課】

令和3年度の3事業において、「大四日市まつり」「四日市花火大会」の開催については、令和3年2月の各実行委員会で中止が決定された。また、実施予定であった「四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル」についても、新型コロナウイルスによる来場者等の安全・安心面の確保やさらなる感染症拡大防止の観点から、三重県発出の「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた指針」などを踏まえ、令和3年9月に中止が決定された。

令和4年度の「大四日市まつり」「四日市花火大会」「四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル」については、新型コロナウイルス感染防止の基本であるマスクの着用、手指消毒等の実施や感染防止の注意喚起を行うなど、感染対策を行いながら開催する方向で当初予算計上を行った。また、これまで同様に実行委員会形式での開催を予定しているが、提言チェックシートでご指摘いただいた内容については各実行委員会と協議を進めており、「大四日市まつり」「四日市花火大会」については、イベント運営の担い手として観光協会が事務局を担う方向で調整し、「四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル」については、日本自転車競技連盟との連携強化を図る方向で調整を進めている。

このほか、各イベントの実施については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針」等において、参加者の把握が困難な事業について中止を検討するなどの方針が出された場合や、感染者数増大の状況から開催が困難であると判断された場合は、各実行委員会において、中止または規模縮小などの対応を検討する。

今後も各実行委員会において、コロナ禍におけるイベント事業実施の是非や事業運営の方向性を協議しながら進めていきたい。

【令和4年度当初予算】

- (1) 大四日市まつり：36,600千円（前年度当初予算：計上なし）
- (2) 四日市花火大会：34,300千円（前年度当初予算：計上なし）
- (3) 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル
：28,600千円（前年度当初予算：34,600千円【中止】）

【当初予算案への反映状況 ／ 分科会での確認】

1. 主な意見

Q. 使途が限定される補助金を出すのではなく、市民に対して自由度を認めるため、包括委託という形に切り替え、本市のイベントを盛り上げてもらうべきではないか。

A. 本市としては、大四日市まつり、四日市花火大会については住民主体の事業であると認識していることから補助金を支出する形をとっているが、委託という手法をとると本市の事業という位置づけになってしまう。

(意見) 市民が参加しやすい環境づくりが必要と考える。イベントについての専門的な知見を持った事業者が行うべき仕事、行政の立場で行うべき仕事のすみ分けを行い、補助金を出している市の意向に縛られて実行委員会が身動きできない状態にならないようにすべきである。そのためには包括委託で自由度を持たせる必要がある。

(意見) 四日市花火大会が終了する場合には、別のイベントを考えなければならないと市は考え

ているが、行政ではなく、住民主体で実施すべきと考える。市民の楽しみのためのイベントなのか、交流人口を増やすための施策なのか、事業の目的を明白にして進めるべきである。

Q. 大四日市まつりについて、当初予算の議決がないとイベントの日程の公表ができず、4月にならないと祭りの担い手への周知や呼びかけを行うことすらできない状態にあるのは、市民が参加しやすいイベントにするためには適切でないのではないか。

A. 今後の課題として実行委員会と協議していく。

・反映状況についての意見

(意見) 「大四日市まつり」「四日市花火大会」については、イベント運営の担い手として観光協会が事務局を担う方向で調整し、「四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル」については、日本自転車競技連盟との連携強化を図る方向で調整を進めているとの記載があり、事務局を担うための経費も予算として計上しているため、③拡大と評価する。

(意見) ③拡大と評価するが、指摘した課題が解消されているわけではないため、引き続き事業手法の見直しも含めた検討をしていくべきであり、所管の事務として見守っていきたい。

2. 反映状況

分類	備考
①廃止	
②縮小	
③拡大	次年度事業費予算に関連するもの
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

4. 所管事務調查報告書

○ 8分消防 5分救急の現状及び消防隊・救急隊の活動について

1. はじめに

本市消防については、消防隊が出動指令を受け、概ね8分で放水開始ができ、救急隊が出動指令を受け、概ね5分で現場に到着できる体制を確保する、いわゆる「8分消防 5分救急」の実現に向けて各消防署所の整備を行ってきました。令和3年度においても、南消防署庁舎の改築工事を開始し、消防・救急のさらなる機能強化が期待されるところであります。

消防救急体制については、過去にも当委員会において所管事務調査を行ってきました。市民からは、現在も消防隊が到着後すぐに放水しないのはなぜか、消火活動は適切に行われていたのか、などの不安や疑問の声も聞かれるところであります。また、令和2年には中心市街地でのビル火災も発生しており、市民の疑問や不安感の解消が求められます。そこで、当委員会といたしましては、8分消防 5分救急という観点からの調査に加えて、消防車や救急車が現場に到着したその後の消防隊・救急隊の活動について所管事務調査を行うことといたしました。

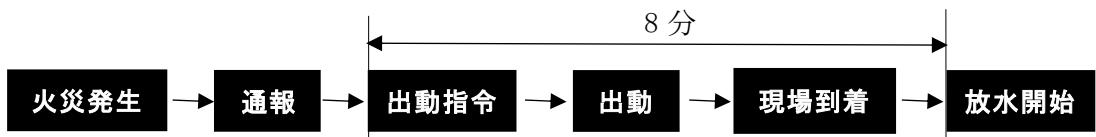
また、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等によって救急搬送の件数は減少したものの、救急患者を受け入れる医療機関との調整が円滑に進まずに患者を乗せた救急車が現場からなかなか出発できないという事例も報道されているところであります。このような点についても併せて確認をしていくことといたしました。

2 8分消防 5分救急の現状

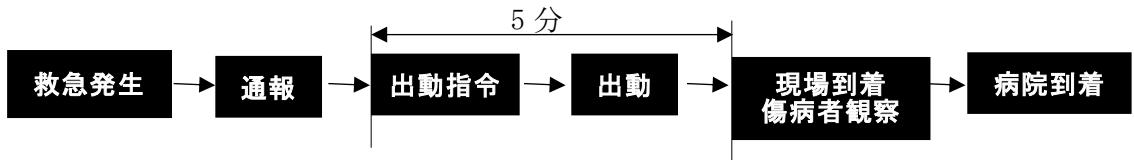
(1) 平成20年度以降の消防署所の整備状況

消防隊が出動指令を受け、概ね8分で放水開始ができ、救急隊が出動指令を受け、概ね5分で現場に到着できる体制を確保するため、平成20年度に中央分署を開署しました。さらに平成29年度に南部分署、平成30年度に北部分署を開署し、本年12月には両分署において消防隊と救急隊の2隊運用を開始します。

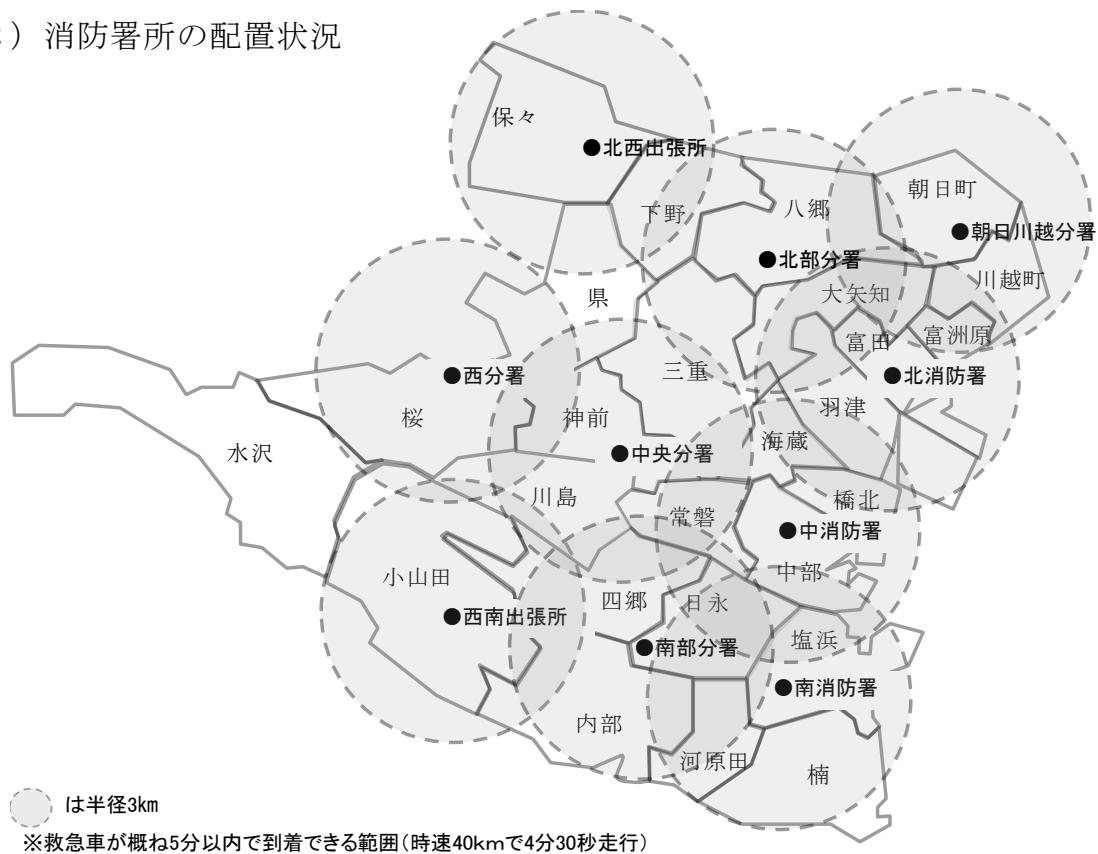
※消防隊が出動し放水開始するまでのプロセス



※救急隊が出動し傷病者を観察するまでのプロセス

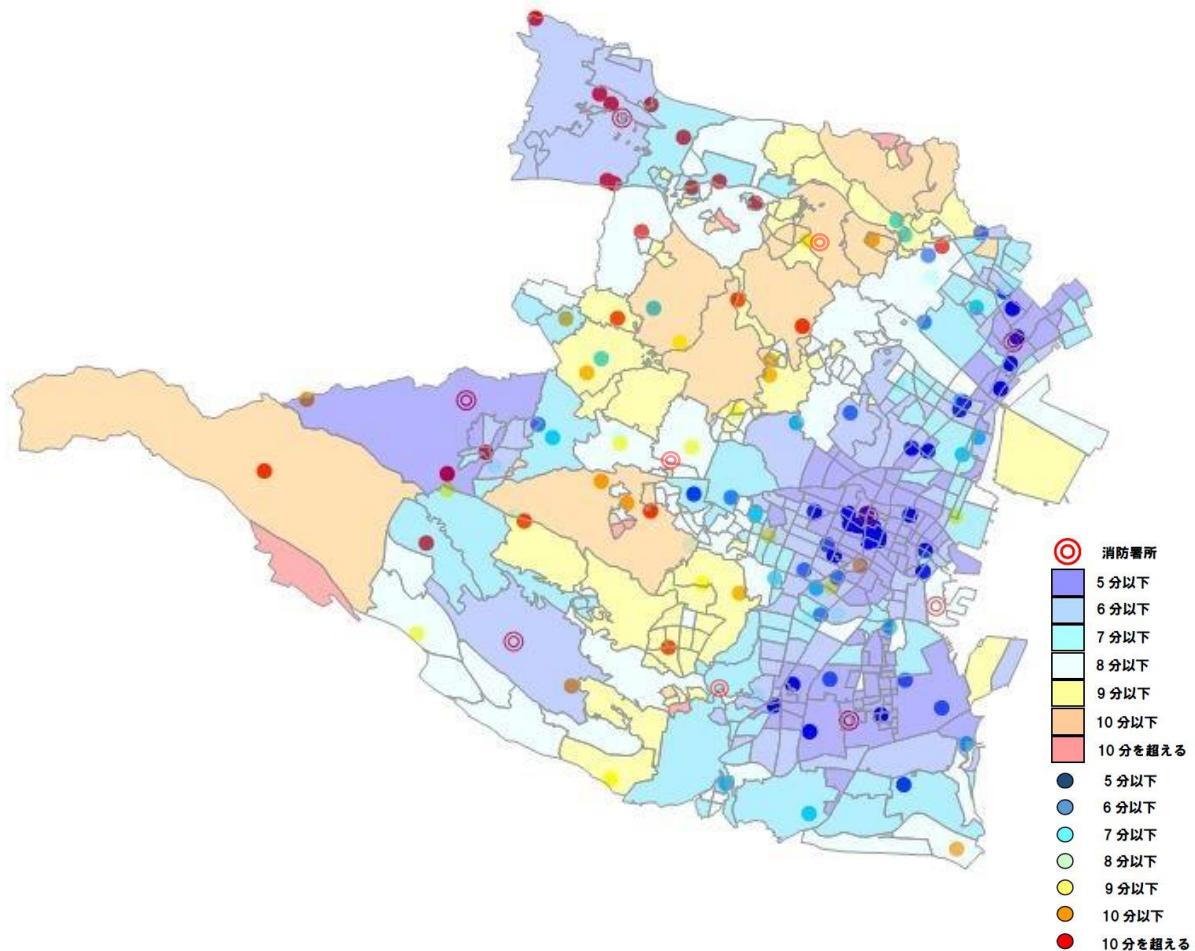


(2) 消防署所の配置状況

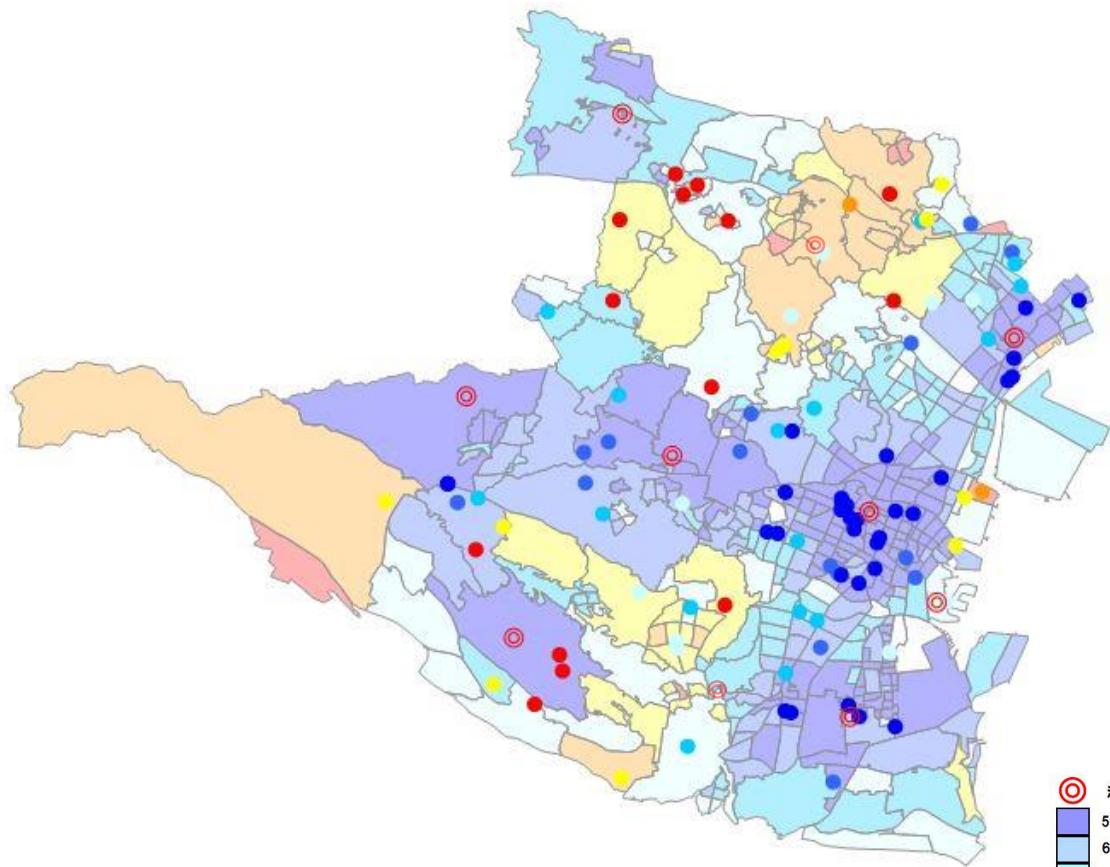


(3) 火災・救急出動にかかる放水開始・現場到着までの時間

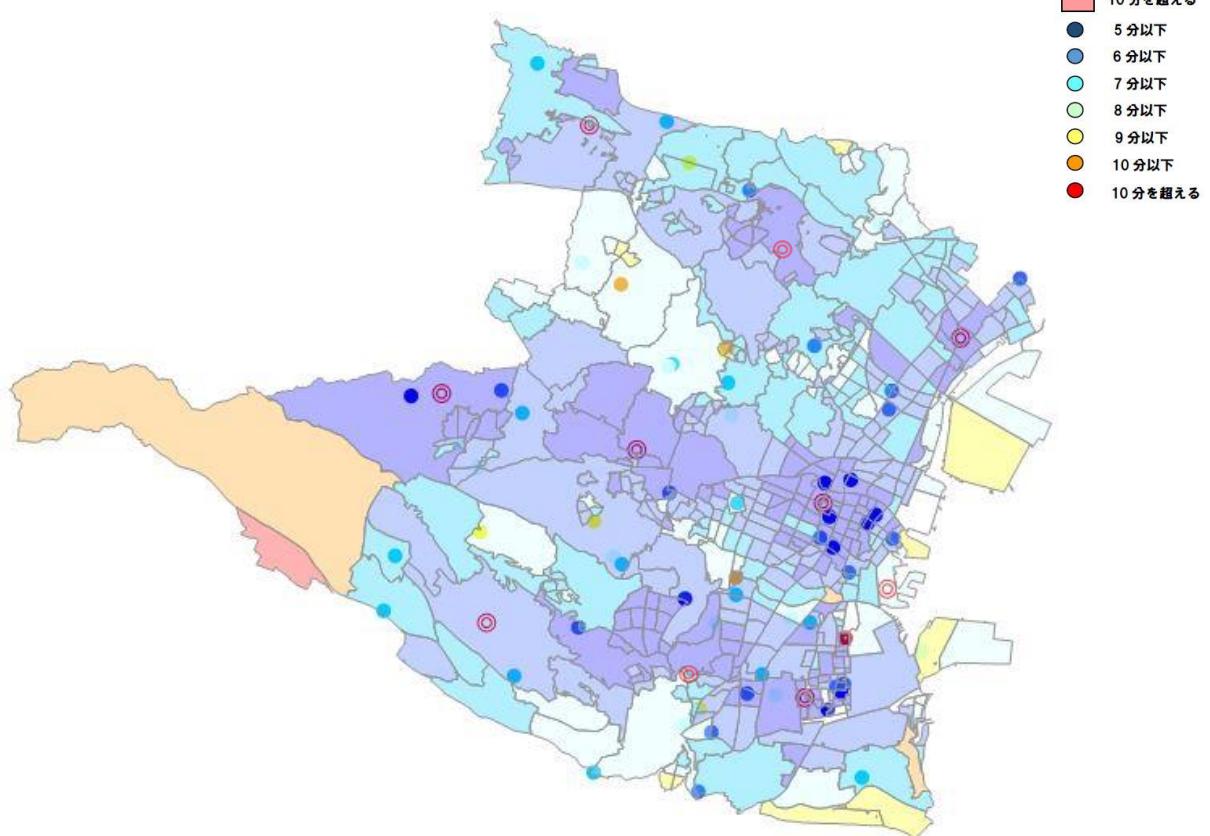
ア 中央分署開署前 (平成 19 年 4 月～平成 20 年 10 月)



イ 中央分署開署後（平成 21 年 1 月～平成 21 年 12 月）



ウ 南部・北部分署開署後（平成 31 年 1 月～令和元年 12 月）



(4) 出動指令から放水開始・現場到着までの時間

ア 消防隊の出動指令から放水開始までの時間

年別	H 30年	H 31/R元年	R 2年
時間	8分12秒	8分42秒	7分55秒

イ 救急隊の出動指令から現場到着までの時間

年別	H 30年	H 31/R元年	R 2年
時間	5分39秒	5分30秒	5分49秒

3 消防隊・救急隊の活動について

(1) 消防隊の活動について

現場活動は、人命の安全を最優先とし、優先順位は、①人命のための活動、②被害を拡大させないための活動、③財産を保護するための活動とする。

ア 活動内容について

出動指令から出動

- ① 災害現場の位置、経路を確認
- ② 住宅地図等により災害現場周辺にある消火栓等の位置を確認
- ③ 防火外とうの着装



出動から現場到着

- ① 車両を停車する位置の決定
- ② 使用する消火栓等を決定
- ③ 119番通報で聴取した逃げ遅れ者の有無などの情報共有



現場到着から放水開始

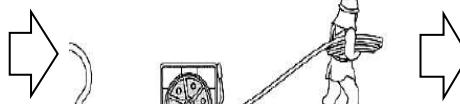
- ① 現場到着後、住民などに火災が発生している建物に住んでいる人数、安否情報などを聴取
- ② 災害現場の状況、活動内容など消防無線を使用して指令センターへ報告
- ③ 玄関、出入口、窓などから逃げ遅れ者の有無を確認
- ④ 逃げ遅れ者がいる場合、安否情報が不明な場合は、人命検索活動を最優先に実施
- ⑤ 速やかにホース延長し、放水隊形を整えて安全確保（空気呼吸器の着装）をした上で放水活動を実施

※現場到着から放水開始までの平均時間 1分45秒（令和2年中の建物火災）

【活動イメージ】



情報収集



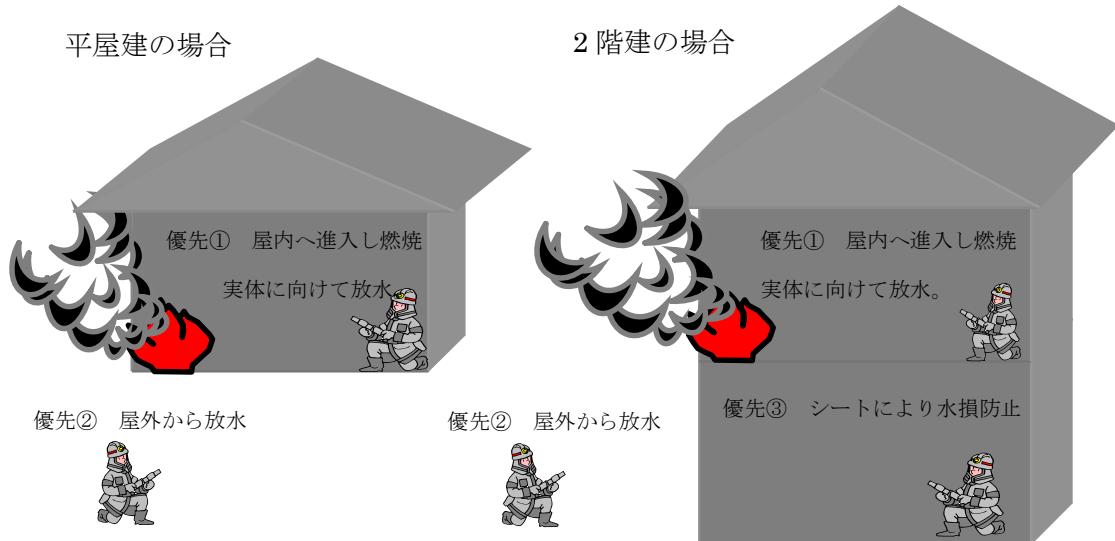
ホース延長



放水開始

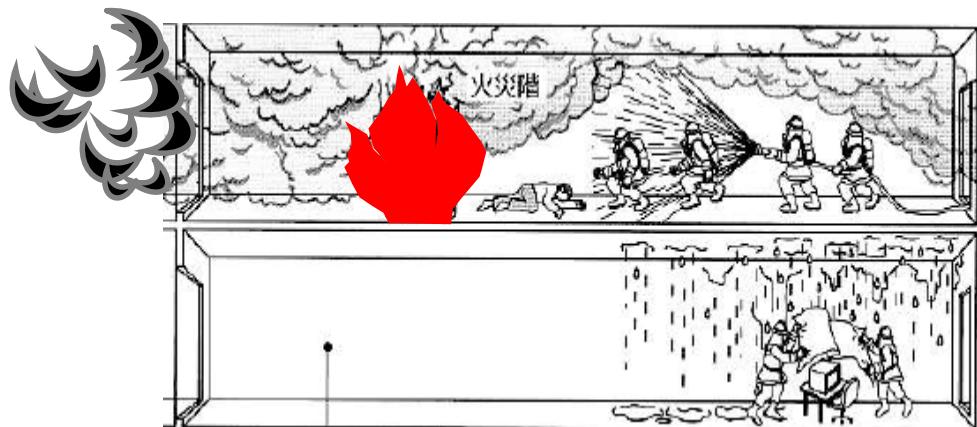
イ 放水活動時的一般原則

(ア) 建物の内部へ進入し、できる限り燃焼実体に接近し放水する。



(イ) 炎上している火災では、延焼防止を主眼に決定し、延焼危険が高い方面から順次、火災を包囲する隊形をとる。【風のある日は、風下を優先】

(ウ) 逃げ遅れ者の検索、救助活動のための放水を最優先に配備する。



ウ 火災時の出動車両

(ア) 建物火災の出動車両 (合計 12 台)

指揮車 1 台 消防車 5 台 救助工作車 1 台 救急車 1 台
分団車 4 台

(イ) 中高層火災の出動車両 (合計 12 台)

指揮車 1 台 消防車 4 台 救助工作車 1 台 はしご車 1 台
救急車 1 台 分団車 4 台

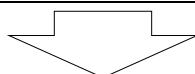
(2) 救急隊の活動について

救急活動は救命を主眼とし、観察に基づく応急処置を施し、医療機関へ迅速に搬送することを原則とする。

ア 活動内容について

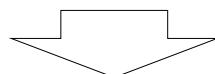
出動指令から出動

- ① 救急現場の位置、経路を確認
- ② 感染防止対策を実施



出動から現場到着

- ① 傷病者情報の共有
- ② 応急処置に必要と推測する救急資器材を準備
- ③ 心肺停止が疑われる場合は、医療機関へ事前の受入れについて確認



現場到着から現場出発

- ① 傷病者の主訴、既往歴等の情報を聴取
- ② 血圧測定、心電図測定等の観察を実施
- ③ 止血、固定、酸素投与等の応急処置を実施
- ④ 傷病者の症状に適応した医療機関を選定
- ⑤ 医師の具体的な指示を受け、現場または救急車内で救命処置を実施

※現場到着から現場出発までの平均時間 15分2秒（令和2年中）

【活動イメージ】



情報収集・観察・応急処置



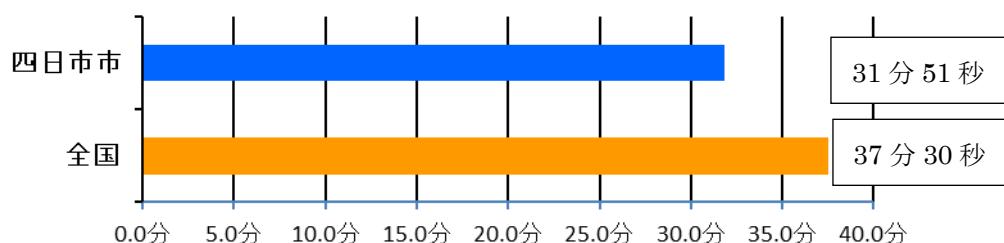
医療機関選定・観察・応急処置の継続

イ 救急時の出動車両

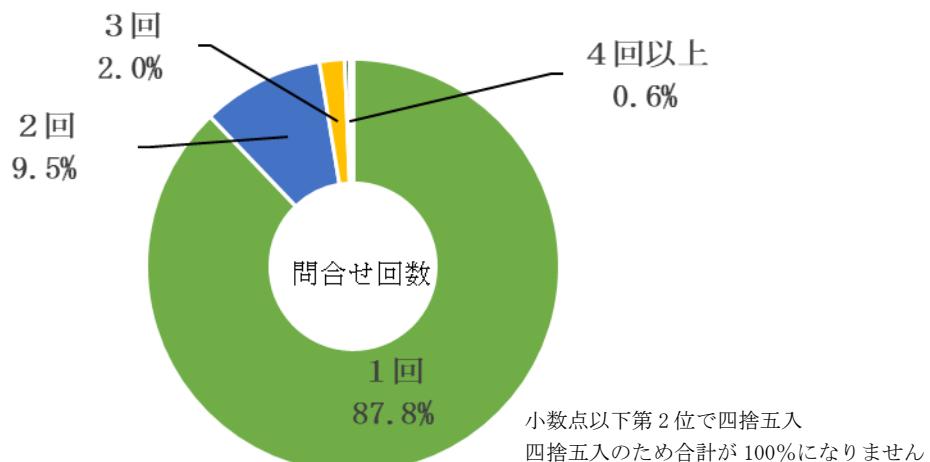
- (ア) 通常は救急車1台で出動
- (イ) 消防車または救助工作車と連携出動する場合
- ・心肺停止等重症が疑われる事案
 - ・高層階で発生し、救急車への収容が困難であると予想される事案
 - ・国道1号、国道23号、高速道路等の幹線道路で発生した事案

(3) 平成31年/令和元年中の119番通報受付から病院到着までの時間等

ア 119番通報受付から病院到着までの平均時間



イ 医療機関決定までの受入れ問合せ回数



※医療機関への受入れ問合せ回数が1回の場合の全国平均 83.0%

ウ 医療機関収容状況

	市立四日市病院	三重県立総合医療センター	四日市羽津医療センター	その他	合計
搬送人数	6,629人	4,397人	1,137人	1,667人	13,830人
搬送割合	47.9%	31.8%	8.2%	12.1%	100%

本市では市立四日市病院、三重県立総合医療センター、四日市羽津医療センターの3病院へ収容した事案が87.9%

4. 委員からの主な質疑・意見

(消防隊の活動について)

Q. 常磐地区で発生した火災について、火災現場を外から撮影した動画を見ると、令和2年の現場到着から放水までの時間の実績よりも放水開始が遅かったように見えたが、どのようなルールに基づいて放水活動を行っているのか。

A. 火災発生時に建物内部へ進入し、可能な限り燃焼実体に向けて放水をするという放水活動の原則に沿って、現場到着後約1分で建物内に進入し内部から放水活動を開始しており、遅れば発生していない。本火災においては、事前に内部に要救助者がいるとの情報があり、隊員が玄関から2階部分に進入し、援護注水を受けながら要救助者を検索していた。建物内の要救助者や隊員に熱気と煙を送り込んでしまう危険性があるため、建物の外部からは放水していなかった。

Q. 令和2年に中心市街地で発生したビル火災について、現場では実際にどのような手順、ルールで消火活動を行っていたのか。

A. 本火災については、建物内に要救助者がいないとの情報があったため、現場到着後すぐに延焼防止のための活動を行った。放水までの時間についても特段遅れはなかった。また、はしご車も出動しており、活動要領に沿って、まずは人命救出のための活動を行うため建物の直近に停車したが、すぐに要救助者がいないとの情報があり、一度車両を安全な場所へ移動させて放水を行った。任務としては特に問題なかったと認識している。

Q. 本火災において、はしご車の数は1台で十分だったのか。

A. 本市では、はしご車を3台所有しており、1台がオーバーホール中であり、もう1台は故障中であったため、1台での対応となった。

Q. はしご車を3台のうち1台しか使用できない状況にあり、はしご車が2台以上必要となる場面も想定されるが、今後このような状態がないように方策は考えてあるのか。

A. 本市の出動基準では、火災の種類や規模に応じて、1次、2次、3次出動においてそれぞれ体制を定めている。中高層火災の場合は、1次出動においてはしご車を1台出動させることとなっており、2台目以降のはしご車の出動は、必要に応じて現場責任者からの指示により出動させることとなっている。本市には、はしご車の他にコンビナート用の高所放水車があり、本火災においても2台目のはしご車が必要な場合のために高所放水車の準備もしていたが、その後、2台目は不要となった。また、本市ではしご車が不足する場合には、県内相互応援協定を結んだ各市町からの出動を要請することもできる体制を整えている。今後はこうした応援等も念頭に入れながら、消防隊の活動が円滑に行われるように対応していきたい。

(意見) 様々なケースがある中で、本当に近隣の市町からの応援だけで対応できるのをどうかも含めて、いろいろと想定して今後検討してほしい。

Q. 1台をオーバーホールに出したのと1台が故障したのはどちらが先だったのか。

A. 1台のはしご車をオーバーホールに出したのが先であり、その後、もう1台のはしご車の故障が発覚した。

Q. 本市のはしご車で一番長い50メートルのものが使用できない場合、他市からの応援では不十分ということにならないのか。

A. 一般的に普及しているはしご車は全長35メートルのものであるが、これは11階以上の高層建築物にはスプリングラーなどの消防用の設備が強化されていることによるものである。本市では3種類の異なるはしご車を配備しており、全長が50メートルのもの、先端が屈折するタイプのもの、アウトリガーという足を狭い道路でも出すことができるタイプのものがある。それぞれのはしご車を活用して様々な状況に合わせた活動ができるようになっている。

(救急隊の活動について)

Q. 医療機関の受け入れに関する情報は、県の救急医療情報システムにより、日々の受け入れ体制を確認できる仕組みがあるが、うまく活用されていないと感じているがどうか。

A. 医療機関の受け入れに関する情報については、あくまで医療機関による情報の入力に頼っている状況であり、救急医療情報システムの情報を救急車内で確認するような活動は現時点では行っていない。

(意見) より迅速に処置や確認ができるようにするためのシステムであるので、本市の救急活動に最大限活用できるよう、県や医療機関とより密接な関係を構築してほしい。

Q. 救急隊の活動を迅速化するだけでなく、医療機関との連携をさらに密にして救急患者の受け入れ体制を改善していくべきだと考えるがどうか。

A. 医療機関の受け入れが円滑になるよう、保健所、消防、医療機関、医師会が参加するメディカルコントロール協議会を構成し、年に数回受け入れに対する情報共有を行っている。また、毎月の搬送実績のデータも共有しており、医療機関でも収容状況を把握できるようになっている。また、各医療機関が月1回から2回程度、救急隊の活動に対して検証を行い、医療機関と救急隊の活動について意見交換する機会を設けている。さらに、市立四日市病院では救急ワークステーションを平成26年より運用しており、研修を通じて医療機関との連携を図っている。今後もさらなる連携を図っていきたい。

Q. 新型コロナウイルス感染症の影響により、救急搬送において、現場到着から現場出発までの時間に変化はあったのか。

A. 現場到着から現場出発までの時間は、令和元年中の14分58秒と比べて4秒延びているが、新型コロナウイルス感染症の影響で到着から出発までの時間が延びたという事案はない。本市で、新型コロナウイルス感染症に関する医療機関への受け入れの問い合わせが4回以上かつ30分以上であった件数は0件であり、本市の医療機関の受

け入れ体制は確保されている。

Q. 新型コロナウイルス感染症の影響により、医療機関が緊急搬送を受け入れられる人数は日々変化しており、数字で挙がってくる件数以上に医療機関や救急隊の業務は煩雑になっていると推測する。市外からの救急搬送の受け入れ状況などの情報を医療機関と連携して共有することは、こうした時にこそ重要であると考えるが本市の見解はどうか。

A. 市外から本市の医療機関へ搬送した件数については、医療機関でしか把握できず、現時点では把握していない。今後、医療機関と連携して把握に努めたい。

Q. 市民から四日市市の救急車の走行速度が遅いのではないかとの声を聞く。救急搬送において安全第一で運行することはもちろん大切だが、一方で一刻を争う状況でもある。救急車の速度についての考え方はどうか。

A. 交差点、特に赤信号での一旦停止、徐行など、隊員には事故防止のため厳しく周知を図っている。事故がなく、患者への負担がない搬送を第一に心がけているが、市民からそうした声があることは隊員に伝え、可能な範囲で迅速な搬送に努めたい。

Q. 軽症者等が休日、夜間など患者の都合で救急車を呼ぶコンビニ救急について、本市の現状はどのようにになっているのか。

A. 令和2年中の全出動件数のうち軽傷を占める割合は57.8%であった。しかし、軽症者がすべてコンビニ救急とは把握はしておらず、病院に搬送されて処置を受け、症状が改善し帰宅する患者もいる。本市においてコンビニ救急が全くないわけではないが、市民の協力を得ていると認識している。

(その他)

Q. 消防本部の統計資料の多くが1月から12月の区切りで作成されているのはなぜか。

A. 都道府県や、総務省消防庁で集中的に統計を取っているが、その期間が基本的に1月から12月であり、消防本部としても出動関係の資料はすべて1月から12月の期間で処理している。議会へ提出する資料も、間違いないようその期間に合わせている。

Q. 工事や渋滞箇所等の道路情報や、医療機関の受け入れに関する情報などを各隊で把握することが重要と考えるが、どのように把握しているか。

A. 道路情報については、道路工事等の情報を届け出に基づき、指令装置に入力をしており、出動の際に消防隊、救急隊で確認したうえで出動することとしており、各隊で情報共有できている。

Q. 今年度から運用を開始した119番映像通報システムについて、今回の説明にもあつた119番通報の受付から病院搬送までの時間のさらなる短縮に寄与するのか。

A. 時間の短縮という観点というよりは、市民から映像による詳細な状況を送っていたことで、初動時の防ぎよ体制を組む際などに活用していきたい。

5. まとめ

8分消防、5分救急の現状については、平成29年度に南部分署、平成30年度には北部分署を開署し、拠点が増えたことで8分消防、5分救急を担保できる地域が広がっていることを確認しました。今後も、現場到着までの時間の短縮に向け、適正な体制の整備を継続していくことが求められます。

消防隊の活動について、市内で発生した火災を例に、放水活動時の一般原則に沿って適切に消火活動が行われていたことを確認しました。一方で、要救助者がいる場合に隊員が建物内部から燃焼実体に向けて放水を行うなど、外から見ているだけでは活動しているのか判別が困難な活動を行っていることについても認識を共有しました。

また、本市の中心市街地で発生したビル火災の対応にあたっては、火災発生当時、本市で所有しているはしご車3台のうち2台が使用できない状態であったことについて、はしご車が不足した場合には近隣の自治体からの出動を要請する県内相互応援の体制ができているとの答弁もありましたが、近隣自治体からの応援だけでそうした事態に対応できるのかも含めた今後の検討が求められます。様々な事態を想定して、適切に消防隊の活動が行えるような体制の整備を強く望みます。

救急隊の活動については、本市の総合計画において示している「救急出動における119番通報受付から病院到着までの時間」の短縮のために、医療機関とのより密接な連携を図ることの重要性を改めて確認しました。特に、県の救急医療情報システムのより効果的な活用や、医療機関がより円滑に救急患者を受け入れられる体制の確保に向けて、医療機関との連携を強化することによりさらなる改善が見込まれます。また、本市においては、新型コロナウイルス感染症による、救急隊の活動や医療機関への受け入れについて大きな影響は見られませんでしたが、これについても医療機関と連携して情報を収集、共有することの重要性を認識しました。今後は医療機関との情報共有や意見交換などの機会を通じてより密接な関係を構築することを強く求めます。

「8分消防、5分救急」に向けた消防、救急の体制整備は一定の水準になったことを確認しましたが、今後も継続して適切な体制の確保に努めることを求めるとともに、現場到着後の消防隊、救急隊の活動をより効果的に行うためには、消防車両等を確保する体制の整備や、救急隊の活動の時間短縮に向けた医療機関とのさらなる連携を強く望み、当委員会の調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長 山口智也
副委員長 井上進
委員 伊藤嗣也
委員 加納康樹
委員 早川新平
委員 樋口龍馬
委員 三木隆
委員 森康哲

総務常任委員会

○入札制度について

1. はじめに

本市の入札制度については、最低制限価格制度を採用し、最低制限価格の算出については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルの採用に加えて、総合評価一般競争入札方式の導入等により、公契約の公正性・透明性の向上や、不良不適格業者の排除など、改善を進めてきているところである。

しかしながら、最低制限価格と同額の入札が複数あり、抽選により落札者を決定する割合が高いこと、応札が非常に少ない事業があること、同種工事等の要件により特定の事業者に落札業者が偏ってしまうことなどの課題を認識している。また、入札制度には明確な正解がないため、本市の現状に合わせて検証を行い、継続して改善していく必要がある。

当委員会においては、複数回にわたり、入札制度について所管事務調査を実施してきたが、改めてこれまでの本市の入札制度の経緯や課題を確認し、より本市の現状に即した入札制度のあり方について議論を深めるため、所管事務調査を実施することとした。

2. 最低制限価格制度について

本市では、ダンピング受注等を防止し、公共工事における適正な施工と品質の確保を図るために、一定水準を下回る低価格による入札については自動的に失格とする最低制限価格制度を採用している。

平成 15 年度から、開札時に立会人 3 名のくじにより最低制限価格の率を決定し、この率を予定価格に乗じて最低制限価格を算定する方法を導入した。しかし、くじのため最低制限価格の算定根拠が無く、最低制限価格を下回る参加者が多数あった。

平成 20 年度から導入した変動型最低制限価格制度は、入札参加者の入札額により最低制限価格を決定し、実勢価格を反映するという面においては有効な制度である。しかしながら、四日市市においては予想しがたい低価格入札状況となり、落札率が著しく低下した。

平成 22 年度から導入した「中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル」は、最低制限価格の算出根拠が明らかで、全国でも三重県を含む多くの自治体が採用している。

平成 28 年度からは、三重県に準拠する形で「三重県独自モデル」を採用している。三重県独自モデルは、中央公契連モデルの計算式と比較して、共通仮設費及び一般管理費に乗ずる割合を高く設定しており、中央公契連モデル以上の水準となっている。

(1) 最低制限価格の算出方法の推移

時期	区分	算出方法	範囲
H15. 4	【率抽選方式】 ＜効果＞ 同額入札による抽選がほとんど起こらない。 ＜課題＞ 最低制限価格がくじで決まることから算定根拠が無く、結果とし	立会人 3 名のくじにより率を決定し、この率を予定価格に乗じて算出	予定価格の 80.00% ~ 84.99%

	て業者が積算せずに入札するようになる。		
H20. 4	<p>【変動型】</p> <p>業者が見積もった価格（実勢価格）をもとに算出される。</p>	入札者の下位 6 割の入札の平均に 90/100 を乗じて算出	
H21. 7	<p>＜課題＞</p> <p>価格競争が激化されることにより、結果として、工事の品質低下が懸念される。</p>	入札者の下位 1 割を除いた 6 割の入札の平均に 95/100 を乗じて算出	予定価格の 17/20 (85%) ～ 3/5 (60%)
H22. 4	<p>【中央公契連(*)モデル】</p> <p>算定根拠が明確であり、業者の積算能力が向上する。</p>	各経費に率を乗じて算出 (一般土木工事の場合) 直接工事費 × 95/100 共通仮設費 × 90/100 現場管理費 × 70/100 一般管理費 × 30/100	
H24. 4	<p>＜課題＞</p> <p>計算上最低制限価格が算出できるため、同額の抽選が発生する。</p>	現場管理費に乘じる率を変更 現場管理費 × 80/100	
H25. 6		一般管理費に乘じる率を変更 一般管理費 × 55/100	
H28. 6	<p>【三重県独自モデル】</p> <p>算定根拠が明確であり、業者の積算能力が向上する。</p>	共通仮設費、現場管理費、一般管理費に乘じる率を変更 共通仮設費 × 95/100 現場管理費 × 90/100 一般管理費 × 65/100	予定価格の 9/10 (90%) ～ 7/10 (70%)
H29. 6			
R2. 6	<p>＜課題＞</p> <p>計算上最低制限価格が算出できるため、同額の抽選が発生する。</p>	直接工事費、共通仮設費に乘じる率を変更 直接工事費 × 97/100 共通仮設費 × 97/100	予定価格の 9. 2/10 (92%) ～ 7. 5/10 (75%)

(*) 中央公契連（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）：

公共工事の契約制度の運用の合理化を図るため、発注機関相互の連絡調整や調査研究などを行う組織

(2) 最低制限価格の算出例

最低制限価格は、予定価格の各費目に係数を乗じて下記のような方法で算出する。

(一般土木工事の場合)

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+現場管理費×0.9+一般管理費×0.65

(建築工事の場合)

直接工事費×90%×0.97+共通仮設費×0.97+（直接工事費×10%+現場管理費）×0.9+一般管理費×0.65

※ただし、算出された最低制限価格が予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合は、10分の7.5とする。

3. 建設工事の入札にかかる予定価格の公表時期について

平成10年4月より予定価格の事後公表を開始した後、平成11年1月から事前公表の試行を開始し、平成13年5月に事前公表を本格実施した。

平成10年度

○予定価格を事後公表

入札手続きの一層の透明性を確保するため、入札及び随意契約を行うものについて、4月以降、予定価格を入札後に公表。

○予定価格を事前公表（試行）

中央建設業審議会（※1）が建議（※2）を提出したことをふまえ、契約事務の透明性を高め、予定価格を探ろうとする不正行為を防止するため、予定価格の事前公表を試行。（平成11年1月以降、一般競争入札（8千万円以上）から抽出）

※1 中央建設業審議会…建設業法に基づいて国土交通省に設置された諮問機関

※2 中央建設業審議会建議（平成10年2月4日）抜粋

- ・予定価格の事後公表…予定価格の事後公表に踏み切り、具体的な方法等について検討を開始すべきである。
- ・予定価格の事前公表…予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する効果もあるとの指摘もあることから、透明性、競争性の確保や予定価格の上限拘束性の在り方と併せ、今後の長期的な検討課題とすべきである。

平成11年度

○予定価格の事前公表（試行）の対象拡大

一般競争入札を行う舗装工事の対象を3千万円以上に拡大（7月～）したことに伴い、10月以降、一般競争入札を行う舗装工事からも抽出を行い、予定価格の事前公表を試行。

平成 12 年度

○予定価格の事前公表（試行）の対象拡大

一般競争入札の対象拡大（7月～）に合わせ、一般競争入札を行うものは原則予定価格の事前公表を試行。

市内業者 土木一式・建築一式工事 5千万円以上、舗装工事 3千万円以上、
その他工事 8千万円以上

市外業者 全業種 8千万円以上

平成 13 年度

○予定価格の事前公表（本格実施）

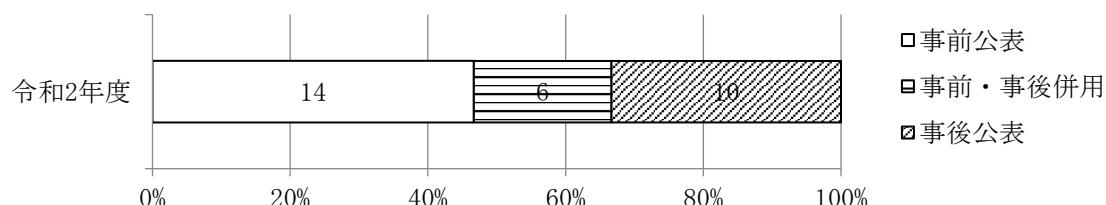
平成 13 年 2 月 16 日「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令」の施行による「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）」において、発注者の取り組み事項として、「予定価格の公表」が定められたこともふまえ、入札のさらなる透明性を高め、予定価格を事前に探ろうとする不正な動きを防止するため、すべての入札について予定価格の事前公表を実施。

＜事前公表を継続する理由＞

- ・透明性及び客觀性の確保に資すること
- ・競争入札への参加の判断基準となり、採算が見込めない入札を回避できるため、積算業務の負担の軽減が図れること
- ・入札不調の減少による適切な発注時期の確保並びに複数回数の入札による入札参加者及び発注者の負担の軽減が図れること

○予定価格の公表時期の状況（三重県及び県内 29 市町）

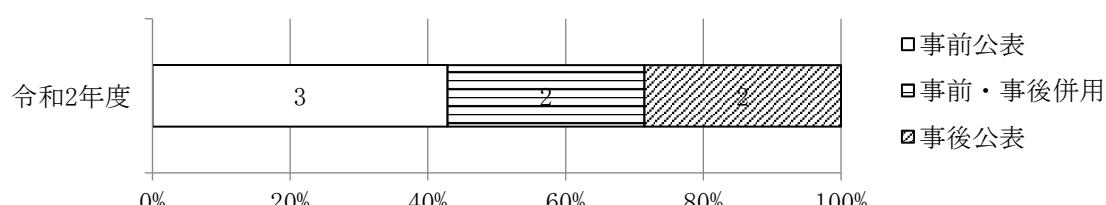
（単位：自治体数）



※入札契約適正化法に基づく実施状況 令和 2 年調査結果より

○予定価格の公表時期の状況（愛知県及び岐阜県の政令指定都市、中核市及び施行時特例市）

（単位：自治体数）



※入札契約適正化法に基づく実施状況 令和 2 年調査結果より

4. 入札参加資格要件の設定について

一般競争入札の執行に当たっては、地元中小企業の受注機会に配慮しつつ公正な競争が確保できるよう、入札参加資格要件を定めている。

①ランクの設定

工事規模に見合った適切な建設業者を選定し、また、公共工事の適正な配分に留意し、大手建設業者のみに偏重することなく、中小建設業者の保護育成に留意するため、入札参加資格者名簿において認定されたランク又は総合点数の範囲を設定している。

【土木一式工事の例】

※その他に建築一式工事・舗装工事で格付けを実施

ランク	総合点	完成工事高	技術者	許可	発注金額
A	760 点	2 億円	1 級国家資格者 3 名	特定(※3)	5000 万円以上
B	650 点	1 億円	国家資格者 3 名 (うち 1 級 1 名)		2500 万円以上 5000 万円未満
C	590 点	3 千万円	国家資格者 3 名 又は国家資格者 2 名 (うち 1 級 1 名)		1000 万円以上 2500 万円未満
D	530 点	1 千万円	国家資格者 1 名		500 万円以上 1000 万円未満
E			上記以外		500 万円未満

※3 建設業の許可は、特定建設業と一般建設業に区分される。軽微な工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可を受けなければならない。ただし、発注者から直接工事を請け負い、かつ 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上を下請契約して工事を施工する者は、特定建設業の許可を受けなければならない。

②技術者要件の設定

当該工事を適正に施工するために必要な技術者の資格を設定する。

③施工実績等要件の設定

当該工事を適正に施工するために必要な、施工実績に関する入札参加資格要件を設定する。なお、施工実績以外にも設定すべき資格要件がある場合には、当該要件を追加する。

④地域要件の設定

公正な競争が確保できる範囲で、当該入札に参加できる者の地域要件（本店の所在地、受任者（支店・営業等）の所在地）を設定する。

＜参考：三重県のランク制＞

【土木一式工事の例】

ランク	総合点	技術者
A	840 点	1 級国家資格者 5 名
B	760 点	1 級国家資格者 2 名
C	上記以外	上記以外



発注金額
3000 万円以上
2000 万円以上
7000 万円未満
2500 万円未満

5. 入札・契約方式について

地方公共団体の契約は、契約の性質等に応じ、一般競争入札、指名競争入札、随意契約によることとされている。また、指名競争入札、随意契約は地方自治法施行令で定める場合に該当するときに限られ、原則的には、一般競争入札によることとされている。

一方で、現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題や建設工事の適正な施工及び品質の確保に対応するため、品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）において、事業の特性等に応じた多様な入札契約方式の導入・活用が求められている。

（1）総合評価一般競争入札方式について

会社実績や工事成績、施工時の技術力提案等の「価格以外の要素」と「価格」とを総合的に評価して、最も評価の高い者を落札者として決定する方法である。本市では平成20年度から工事規模・内容に応じて対象工事を拡大しながら実施している。

＜対象工事＞ ※下記以外の工事についても、工事内容等に応じて抽出

対象業種	予定価格
土木一式工事（上下水道工事除く）	5千万円以上
土木一式工事（上下水道工事）	
建築一式工事（新築、改築、増築に限る）	
電気工事	
管工事	1億円以上
舗装工事（※平成30年度から実施）	
機械器具設置工事（上下水道施設）	

＜評価点の設定＞

- ・価格評価点 70点
- ・技術評価点 30点 ⇒技術評価は、以下の項目で評価

評価分類	評価項目	配点例
地域要件	工事地域精通度（本店等所在地、市内工事実績）	1
企業要件	工事成績（過去5年平均）	2
	優良工事表彰（過去10年実績）	1
	施工実績（過去15年の同種工事実績）	2
	地域・社会貢献度（障害者雇用、災害協定締結など）	4.5
	安全衛生管理	0.5
技術者要件	施工実績	3
技術力	工程管理に関する工夫	12
	品質管理に関する工夫	
	周辺環境に関する工夫	
	施工上の課題に関する工夫	
	ヒアリング（技術力全般）	4

※配点例は、住所要件が市内本店のみの場合

<「技術提案チャレンジ型」の導入（令和2年6月1日）>

【配点のポイント】

- ① 当該業種の成績：対象が限定的な優良工事表彰は配点しない（当該業種の過去の工事成績については5年平均工事成績のみ1点で評価）
- ② 同種・類似工事の実績：対象が限定的な技術者の施工実績は配点せず、企業の施工実績のみ1点で評価
- ③ 技術提案・ヒアリングにより重点を置く

○通常の技術評価点（30点）の配点

技術評価点	地域要件 工事地域精通度	書類のみ審査(14点)					技術提案・ヒアリング(16点)				
		企業要件					技術者要件 施工実績	技術力			
		工事成績	優良工事表彰	施工実績	地域・社会貢献度	安全衛生管理		工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題から2テーマ	ヒアリング事項		
配点	30.00	1.0	2.0	1.0	2.0	4.5	0.5	3.0	6.0	6.0	4.0

○技術提案チャレンジ型の配点

技術評価点	地域要件 工事地域精通度	書類のみ審査(8点)					技術提案・ヒアリング(22点)				
		企業要件					技術者要件 施工実績	技術力			
		工事成績	優良工事表彰	施工実績	地域・社会貢献度	安全衛生管理		工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題から2テーマ	ヒアリング事項		
配点	30.00	1.0	1.0		1.0	4.5	0.5		9.0	9.0	4.0

▲1.0 ▲1.0 ▲1.0

▲3.0 +3.0 +3.0

【対象工事】

- ・予定価格5,000万円から1億5,000万円までの工事
- ・市内本店業者を対象とする工事で難易度が比較的低いもの
(本庁の舗装、土木一式から抽出)

(2) その他の入札契約方式について

<国土交通省 平成29年度多様な入札契約方式モデル事業事例集【第2版】より>

主な入札契約方式	概要
E C I 方式 (設計段階から施工者が関与する方式、アーリー・コンタクト・インボルブメント)	優先交渉者選定後、別途契約している設計業務に対して、技術協力業務により当該技術提案を反映させた後に優先交渉権者との施工の契約を行う方式 本市では中央緑地新体育館建設工事から導入
CM方式 (コンストラクション・マネジメント方式)	対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式。庁舎建替え事業など、職員の退職でノウハウが継承されない事業等で、発注者の立場に立った事業マネジメントが可能
地域維持型契約方式 (地域における社会資本の維持管理に資する方式)	地域の社会資本の維持管理(修繕、巡回、災害応急対応、除雪など)について、包括的な事業の契約単位(工種・工区・工期)としたり、地域企業による包括的な体制(JV)で実施する方式。包括的に発注することで安定的な維持管理体制の構築や維持管理の効率化が可能 三重県は、道路維持業務・雪氷対策業務などで平成27年から導入 本市では、令和元年度から雪氷・舗装補修・道路修繕・交通安全施設・路面標示の業務で導入し、令和3年度から河川水路維持・溜池維持・調整池維持の業務を追加
設計・施工一括発注方式	構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を、施工と一緒にして発注する方式 現場条件等が特殊であり、施工者のノウハウが必要な場合に、設計と合わせて施工も一括発注

6. 入札状況の推移(平成28～令和2年度)

【建設工事】

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
件数	516	457	537	485	474
落札価格 (千円・税抜)	14,804,425	14,692,485	19,873,141	16,131,069	16,256,088
落札率	89.2%	90.1%	89.8%	90.2%	90.7%
抽選件数	429	396	472	415	400
抽選率	83.1%	86.7%	87.9%	85.6%	84.4%

7. 経営事項審査について

(1) 経営事項審査の受審義務者

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定により、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査（以下「経営事項審査」という。）を受けなければならない。

(2) 経営事項審査の実施機関

経営事項審査のうち、「経営状況」の分析については、国土交通大臣の登録を受けた者（＝登録経営状況分析機関）が行う（建設業法第 27 条の 24 第 1 項）。

また、「経営規模、技術的能力その他の経営状況以外の客観的事項」については、国土交通大臣又は都道府県知事が行う（建設業法第 27 条の 26 第 1 項）。

8. 主な工種別的一般競争入札状況（平成28～令和2年度）

（1）土木一式工事

予定価格	H 2 8				H 2 9				H 3 0				R 1				R 2			
	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率
5000万円以上 (総合評価方式のみ)	12	90.0%	1	8.3%	14	90.4%	0	0.0%	8	90.7%	0	0.0%	15	91.1%	0	0.0%	14	91.7%	0	0.0%
5000万円以上 (総合評価方式を除く)	20	89.8%	18	90.0%	26	90.0%	25	96.2%	31	90.0%	31	100%	29	90.0%	29	100%	46	91.0%	45	97.8%
2500～5000万円	34	89.5%	34	100%	38	90.0%	38	100%	44	90.0%	44	100%	49	90.0%	49	100%	32	90.6%	31	96.9%
1000～2500万円	35	88.4%	35	100%	47	89.7%	46	97.9%	45	89.9%	45	100%	39	89.8%	39	100%	41	90.0%	41	100%
500～1000万円	40	89.2%	40	100%	32	89.9%	32	100%	51	89.6%	49	96.1%	43	89.4%	43	100%	57	89.6%	57	100%
500万円未満	106	88.5%	105	99.1%	95	89.7%	92	96.8%	109	88.6%	105	96.3%	90	89.5%	84	93.3%	70	89.5%	67	95.7%
全体	247	88.9%	233	94.3%	252	89.8%	233	92.5%	288	89.4%	274	95.1%	265	89.8%	244	92.1%	260	90.1%	241	92.7%

（2）建築一式工事

予定価格	H 2 8				H 2 9				H 3 0				R 1				R 2			
	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率
5000万円以上 (総合評価方式のみ)	7	90.2%	1	14.3%	2	95.0%	0	0.0%	2	94.8%	0	0.0%	-	-	-	-	2	92.0%	0	0.0%
5000万円以上 (総合評価方式を除く)	8	89.4%	1	12.5%	11	91.8%	7	63.6%	13	90.8%	10	76.9%	22	90.4%	17	77.3%	17	91.0%	15	88.2%
1000～5000万円	16	90.1%	11	68.8%	14	90.0%	13	92.9%	17	91.2%	15	88.2%	11	97.0%	3	27.3%	15	93.5%	6	40.0%
1000万円未満	15	91.7%	5	33.3%	7	89.9%	4	57.1%	8	89.9%	5	62.5%	7	89.9%	6	85.7%	2	90.4%	1	50.0%
全体	46	90.5%	18	39.1%	34	90.8%	24	70.6%	40	90.9%	30	75.0%	40	92.1%	26	65.0%	36	92.1%	22	61.1%

(3) 舗装工事

予定価格	H 2 8				H 2 9				H 3 0				R 1				R 2			
	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率
500万円以上 (総合評価方式のみ)	1	90.0%	0	0.0%	1	90.0%	0	0.0%	3	90.0%	0	0.0%	4	91.7%	0	0.0%	5	91.3%	1	20.0%
500万円以上 (総合評価方式を除く)	28	89.0%	28	100%	23	90.0%	23	100%	21	89.7%	21	100%	19	89.9%	18	94.7%	24	90.0%	23	95.8%
200～500万円	24	88.5%	24	100%	22	89.6%	22	100%	32	89.1%	32	100%	17	89.1%	17	100%	20	89.2%	20	100%
200万円未満	16	88.2%	15	93.8%	3	89.6%	3	100%	5	88.7%	5	100%	2	89.0%	2	100%	2	88.4%	2	100%
全体	69	88.7%	67	97.1%	49	89.8%	48	98.0%	61	89.3%	58	95.1%	42	89.7%	37	88.1%	51	89.7%	46	90.2%

※ 落札率は、「1件ごとの落札率を合計したもの÷件数」で算出

※ 数字は上下水道局発注を含む

9. 委員会における主な議論の内容

(Q: 委員からの質疑、A: 執行部からの答弁、意見: 委員からの意見)

『最低制限価格の算出方法について』

Q. 中央公契連モデルから三重県独自モデルへの変更は、大きな変更ではなく、中央公契連モデルを導入してから10年以上経過しており、本市においては抽選率が100%近いという課題があるが、健全な競争とは言えないと考える。一定の期間でモデルを大きく変更する必要があると考えるが、今後変更する考えはあるのか。

A. 本市でも様々な方式を取り入れてきたが、低入札という課題を解消するために、国が推奨する中央公契連モデルに移行し、現在は三重県独自モデルに至っている。抽選率についての課題はあるものの、過去の低入札の状況に比べれば、現在の方が事業者にとってはよい状況になっていると認識しており、現在のところ他に有力な最低制限価格の算出方法がないため、現在の方式が適当であると認識している。今後、より良い方法があれば採用していきたいと考えている。

Q. 国が推奨する中央公契連モデルをそのまま導入するのは危険であり、同じ方式を採用している自治体でも効果がある自治体とそうでない自治体がある。本市の実情に合った方式は何なのか現状を改善していく姿勢は重要であると考えるがどうか。

A. 状況に応じて制度を変えていく必要はあるため、どのような最低制限価格の算出の仕方が本市にとって適当なのか常に研究していきたい。

Q. 本市の入札において抽選率が高いという課題について、予定価格の公表時期も含めて、本市なりに考える必要があると考えるがどうか。

A. 事前公表、事後公表それぞれのメリット、デメリットや、単価表の公表等についても考慮し、研究していく必要があると認識している。

『事業者等からの意見聴取について』

Q. 中央公契連モデルに移行した際には事業者の意見を聴取する場を設けていたと思うが、現在はそのような機会があるのか。

A. 公契約条例などに関連して事業者の意見を聴取する機会はあるが、入札制度について定期的に事業者から直接意見を聞く機会は現在のところ設けていない。

Q. 数字だけで判断するのではなく、適宜、事業者の意見を直接聴取し、議会とも議論しながら今後の検討をして欲しい。

A. より良い方法について絶えず意識しながら進めていきたい。

Q. 例えば、建設業協会等からは現在の入札制度のあり方に対して、実際にはどのような意見があるのか。

A. 新型コロナウイルス感染症の影響で最近はあまり議論する機会はないが、業界からの意見を受けて総合評価方式のチャレンジ型などを導入している経緯もあり、確かに抽選が多

いという現状はあるが、現行の制度に対して批判的な声はあまりない。

(意見) 事業者の声をしっかりと聴くための機会を持つよう要望する。

《経営事項審査について》

Q. 県が行っている経営事項審査により許可を得ている事業者において、本市で違法建築等の不正を確認した場合、許可の取り消し等を県に対して求めることはできるのか。

A. 経営事項審査については、一度許可が下りても一定の期間で更新が必要であるが、経営状況、技術的能力に関する審査であり、違反建築に関しては、本市の建築指導課、開発審査課が法律に沿って指導を行っている。

(意見) 本市の建築指導課、開発審査課で指導を行った内容について、違反等が明らかになった時点で、不適切な事業者が市の工事等を請け負うことがないようにして欲しい。

10. まとめ

本市の入札制度においては、公共工事における適正な施工と品質の確保を図るため、最低制限価格制度を採用し、最低制限価格の算出方法については、平成15年度からの率抽選方式、平成20年度からの変動型最低制限価格制度を経て、平成22年度からは中央公契連モデルを採用し、平成28年からは、共通仮設費、一般管理費に乘ずる割合を高く設定し、さらに高い水準となった三重県独自モデルを採用しているところである。

しかし、土木一式工事や舗装工事については近年、発注件数のほとんどが最低制限価格での入札による抽選となるなど、抽選率の高さが大きな課題である。公共工事の受注の可否が抽選に任せられることが多くなれば、今後、入札に参加する事業者が減少し、健全な競争が行われなくなることも懸念される。

現在、「価格以外の要素」と「価格」とを総合的に評価する総合評価一般競争入札方式が、工事規模・内容を限定して導入されているところであり、令和2年6月からは「技術提案チャレンジ型」の総合評価一般競争入札を導入し、工事成績及び企業の施工実績の配点を小さくするとともに、優良工事表彰及び技術者の施工実績の配点は行わず、技術提案などの項目により重点を置いて評価を行っている。これにより特定の事業者に落札業者が偏ってしまうという課題が解消されていくことを期待するが、これに満足するのではなく、入札の公平性と工事の安全性を確保して事業者が工事を請け負うことができるようさらなる改善について研究、調査を継続していくべきと考える。

これまでの調査でも、入札制度については明確な正解がないことは確認されているが、社会情勢や地域の特性に応じて、時には事業者の声に耳を傾けながら、継続して見直しを行い、最善の手法に改めていくことが必要である。抽選による落札が多くを占めているという課題についてはしっかりと受け止め、事業者からの意見を常に聴取し、より公平で健全な競争と

なるよう、改善に向けて検討をしていくことを強く求め、調査報告とする。

[委員会の構成]

委員長 山口智也
副委員長 井上進
委員 伊藤嗣也
委員 加納康樹
委員 早川新平
委員 樋口龍馬
委員 三木隆
委員 森康哲

総務常任委員会

○公有地の有効活用について

1. はじめに

本市の行政機能を集約化するにあたって、本市では公共施設の適正化や、アセットマネジメントによる維持管理や補修などに取り組んでいるところである。

しかし、本市には市が所有する施設、土地だけではなく、国、県が所有し管理する土地や施設もあるため、今後、少子高齢化や人口減少が進み、さらなる行政の効率化が求められる中、国有地や県有地、場合によっては民地との換地も含めた土地の集約化を図り、大きな視点で本市のあるべき姿についてしっかりと協議していく必要がある。

さらに、本市では近鉄四日市駅、及びＪＲ四日市駅周辺の中心市街地の整備を進めようとしているところであり、理事者からは、各常任委員会や議員説明会などの機会に適宜説明等を受けているが、議会としてもこの事業にさらに積極的に関わっていくべきである。

当委員会においては、所管する政策推進部、財政経営部の視点から、四日市港におけるシーアンドレールの実証実験や、大学等の高等教育機関の中心市街地への誘致、ＪＲ四日市駅周辺の整備などを例に、過去の経緯を再確認するとともに、市内において、本市や、国、県が所有する土地について確認しながら、本市の中心市街地を再編しようとしている現在のタイミングで、本市における公有地の今後の活用について、また、都市のビジョンについて調査研究を進めていくこととした。

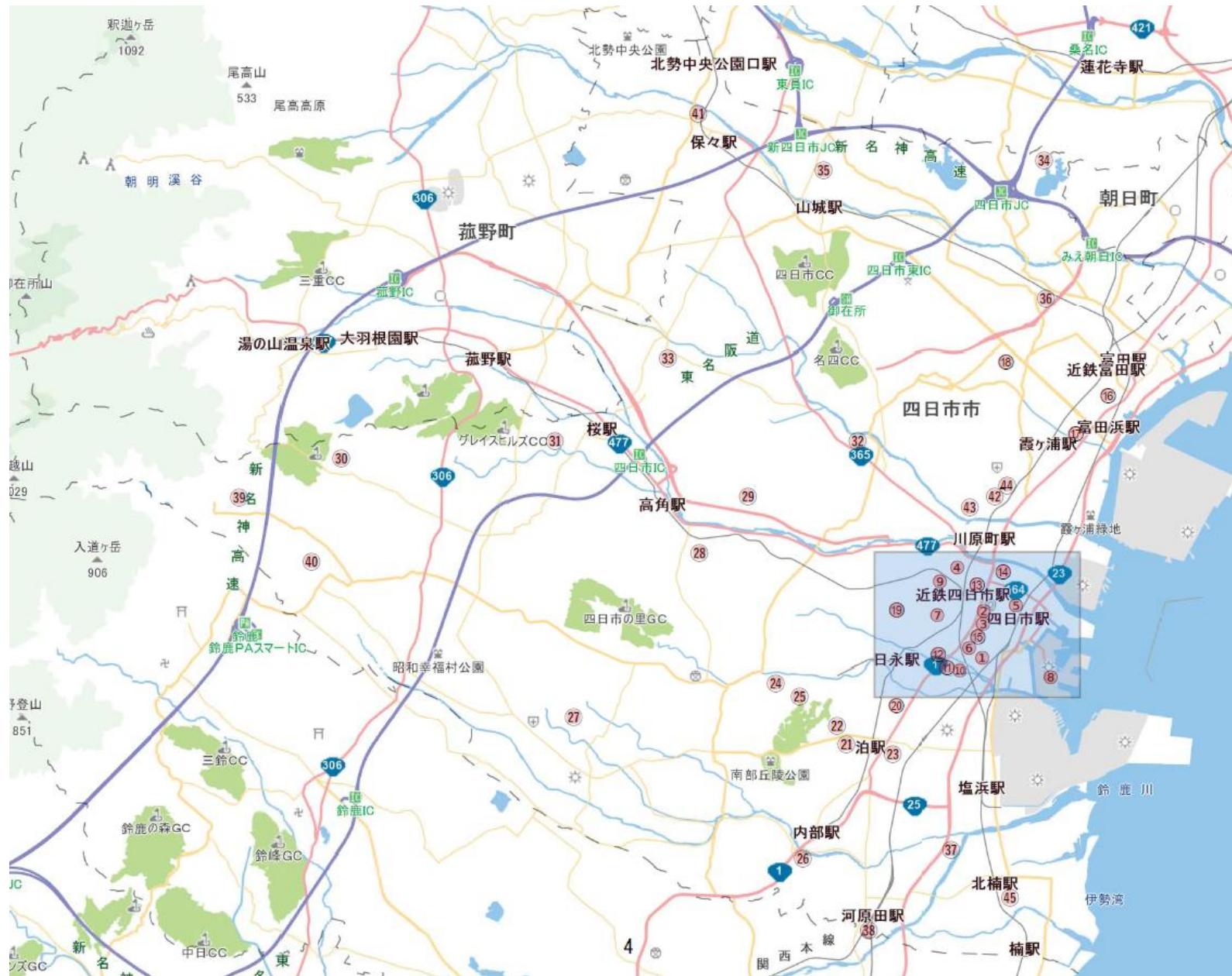
2. 市内にある国、県等の施設、遊休地について

(1) 四日市市内にある国・県等の施設

No.	所管	名 称	所 在 地	地区
1	国	中部地方整備局 四日市港湾事務所	新正3-7-27	本庁
2	国	津地方裁判所 四日市支部	三栄町1-22	本庁
3	国	津地方法務局 四日市支局	三栄町4-21	本庁
4	国	名古屋国税局 四日市税務署	西浦2-2-8	本庁
5	国	三重労働局 四日市公共職業安定所	本町3-95	本庁
6	国	三重労働局 四日市労働基準監督署	新正2-5-23	本庁
7	国	三重労働局 わかものハローワークみえ	西浜田町12-13	本庁
8	国	四日市港湾合同庁舎	千歳町5-1	本庁
9	県	三重県北勢水道事務所	安島2-7-15	本庁
10	県	三重県北勢家畜保健衛生所	新正4-19-26	本庁
11	県	三重県四日市庁舎	新正4-21-5	本庁
12	県	四日市南警察署	新正5-5-5	本庁
13	県	四日市南警察署 諏訪交番	諏訪栄町22-13	本庁
14	県	四日市南警察署 四日市橋交番	北町4-5	本庁
15	法人	日本年金機構 四日市年金事務所	十七軒町17-23	本庁
16	国	中部地方整備局 北勢国道事務所	南富田町4-6	富田
17	国	中部運輸局 三重運輸支局 四日市自動車検査場	八田3-7-41	羽津
18	県	四日市北警察署	羽津4452	羽津
19	県	四日市南警察署 常磐交番	城西町8-11	常磐
20	国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 四日市国道維持出張所	日永4-1-16	日永
21	県	三重県北勢児童相談所	泊村977-1	日永
22	県	三重県立総合医療センター	大字日永5450-132	日永
23	県	四日市南警察署 日永交番	泊小柳町4-2-1	日永
24	県	四日市南警察署 四郷交番	室山町645	四郷
25	法人	高齢・障害・求職者雇用支援機構 三重支部 三重職業訓練支援センター	西日野町4691	四郷
26	県	四日市南警察署 内部交番	采女町1845-3	内部
27	県	四日市南警察署 小山田警察官駐在所	山田町1373-5	小山田
28	県	四日市南警察署 川島警察官駐在所	川島町5596	川島
29	県	四日市南警察署 神前警察官駐在所	曾井町486-4	神前
30	県	三重県環境学習情報センター	桜町3684-11	桜
31	県	四日市西警察署 桜警察官駐在所	桜町1259-2	桜
32	県	四日市北警察署 三重交番	東坂部町84-3	三重
33	県	四日市西警察署 県警察官駐在所	赤水町962	県
34	県	山村浄水場	山村町1119-1	八郷
35	県	四日市北警察署 下野警察官駐在所	北山町249-2	下野
36	県	四日市北警察署 大矢知交番	大矢知町1072-2	大矢知
37	国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 河原田排水機場	内堀町地先	河原田
38	国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 鈴鹿川出張所	河原田町1962-2	河原田
39	県	水沢浄水場	水沢町252-62	水沢
40	県	四日市西警察署 水沢警察官駐在所	水沢町2103-4	水沢
41	県	四日市西警察署 保々警察官駐在所	西村町2725-3	保々
42	国	三重刑務所 四日市拘置支所	阿倉川町2-5	海蔵
43	県	三重県工業研究所 窯業研究室	東阿倉川788	海蔵
44	県	四日市北警察署 阿倉川交番	阿倉川町8-14	海蔵
45	県	四日市南警察署 楠交番	楠町北五味塚2027	楠

※一箇所に複数の施設が所在する場合は庁舎名又は代表的な施設名を記載しております。

※施設名称は簡略してある場合があります。 ※テナントは除いてあります。



拡大図



(2) 遊休地一覧 (国・県・市)

No.	所管	名称	所在地	公簿地目	公簿地積(m ²)	地区
1	国 東海財務局津財務事務所管財課	日永西五丁目515番2外	日永西五丁目515番2外 1筆	雑種地	256.84	日永
2	県 警察本部会計課	旧河原田待機宿舎	河原田町字北谷3899番4	宅地	3,123.96	河原田
3	市 財政経営部管財課	浜町宅地	浜町55番1 外1筆	宅地	121.95	本庁(港)
4	市 財政経営部管財課	旧日永警察官宿舎	日永一丁目4608番 外1筆	宅地	1,864.45	日永
5	市 財政経営部管財課	高花平五丁目宅地	高花平五丁目1番66号	宅地	373.47	四郷
6	市 財政経営部管財課	旧高花平五丁目南部A子ども広場	高花平五丁目9番2	公園	174.00	四郷
7	市 財政経営部管財課	平尾町大池雑種地	平尾町字大池2714番5	雑種地	599.00	県
8	市 財政経営部管財課	南五味塚地先宅地(1)	楠町南五味塚字地先600番77	宅地	214.52	楠
9	市 財政経営部管財課	南五味塚地先宅地(2)	楠町南五味塚字地先600番112	宅地	505.12	楠
10	市 財政経営部管財課	南五味塚地先宅地(3)	楠町南五味塚字地先652番61	宅地	155.41	楠
11	市 財政経営部管財課	吉崎乙水尾雑種地	楠町吉崎字乙水尾30番2 外2筆	田・畠	157.00	楠
12	市 健康福祉部障害福祉課	尾平町小規模授産施設	尾平町字谷口1051番1	雑種地	365.89	神前
13	市 商工農水部農水振興課	鯛市民菜園	大字羽津字糠塚山4562番	雑種地	990.00	羽津
14	市 商工農水部けいりん事業課	四日市競輪場(※一部)	大字羽津2816番1 外8筆	宅地	4,186.28	羽津
15	市 都市整備部市街地整備・公園課	午起三丁目宅地	午起三丁目1411番79 (仮換地 西工区8街区3画地)	宅地	139.00	橋北
16	市 教育委員会教育施設課	橋北中学校(※橋北幼稚園跡)	高浜町652番3	学校用地	2,335.00	橋北
17	市 上下水道局総務課	旧泊山浄化センター	日永西二丁目4323番 外1筆	雑種地	12,212.00	日永
18	市 上下水道局総務課	旧北小松ポンプ所	北小松町469番2	水道用地	740.00	内部
19	市 上下水道局総務課	旧山の手1号井	采女町1788番3	水道用地	69.00	内部
20	市 上下水道局総務課	旧坂部浄化センター	坂部が丘三丁目1番42	宅地	932.58	三重
21	市 上下水道局総務課	旧あさけが丘ポンプ井	あさけが丘一丁目1番254	雑種地	66.00	下野
22	市 上下水道局総務課	旧高見台高架水槽	高見台二丁目12番4	水道用地	684.00	保々



3. 四日市港の活用に向けた物流(陸上輸送、鉄道輸送、海上輸送)のあり方について

(1) 日本の物流の方向性

(現状)

・貨物輸送量(トンベース)の推移【P11(参-1)上段～P13(参-3)上段参照】

国内貨物輸送量は、長期的に減少傾向。2010年以降はほぼ横ばいで推移。

国際貨物輸送量は、2013年以降減少傾向に転じている。

・貨物輸送量(トンキロベース)の推移

近年の国内貨物のモード別輸送トンキロは、自動車が約5割、内航海運が約4割を占め、鉄道の占める割合は全体の5%程度。

・国内貨物の輸送機関別距離帯別輸送量

トンベースでは100km未満の輸送が全体の約3/4を占め、短距離の輸送ほど自動車のシェアが高く、長距離ほど海運の占める割合が増える傾向。鉄道は1,000km以上で7%のシェア。

(課題)

- ・少子高齢化、生産年齢人口の減少に伴い、現場を支える労働力不足に更に影響が生じる恐れがある。
- ・過疎地域等における荷量の減少により、地域への配送や地域内の配送に支障が生じる可能性がある。
- ・輸送の小口化・多頻度化による輸送効率の低下。
- ・南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模自然災害の高いリスクへの迅速な対応。
- ・今後加速度的に増加する老朽化したハードインフラへの対応。
- ・アジア諸国における高い経済成長を我が国に取り込むこと。



現在の日本の物流政策は、このような状況を踏まえ平成29年7月に閣議決定された「総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)」に沿って行われており、以下の6つの視点からの取組を推進している。【P13(参-3)下段参照】

- ①サプライチェーン全体の効率化・価値創造に資するとともにそれ自体が高い付加価値を生み出す物流への変革(=繋がる)～競争から共創～
- ②物流の透明化・効率化とそれを通じた働き方改革の実現(=見える)
- ③ストック効果発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現(=支える)
～ハードインフラ・ソフトインフラ一体となった社会インフラとしての機能向上～
- ④災害等のリスク・地球環境問題に対応するサステイナブルな物流の構築(=備える)
- ⑤新技術(IoT、BD、AI等)の活用による“物流革命”(=革命的に変化する)
- ⑥人材の確保・育成、物流への理解を深めるための国民への啓発活動等(=育てる)

(2) 本市の物流の現状

(陸上) ※市町村単位のデータが無いため、県内データより作成。

- ・輸送トン数は、平成 22 年度をピークに減少傾向にあったが、近年は増加傾向にある。
- ・トラック運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）の事業者数は長らく増加傾向にあつたが、平成 26 年度、平成 27 年度の輸送トン数減少を受けて減少に転じた。
- ・その後、輸送トン数は回復がみられるが事業者数及び車両数に大きな変化は見られない。

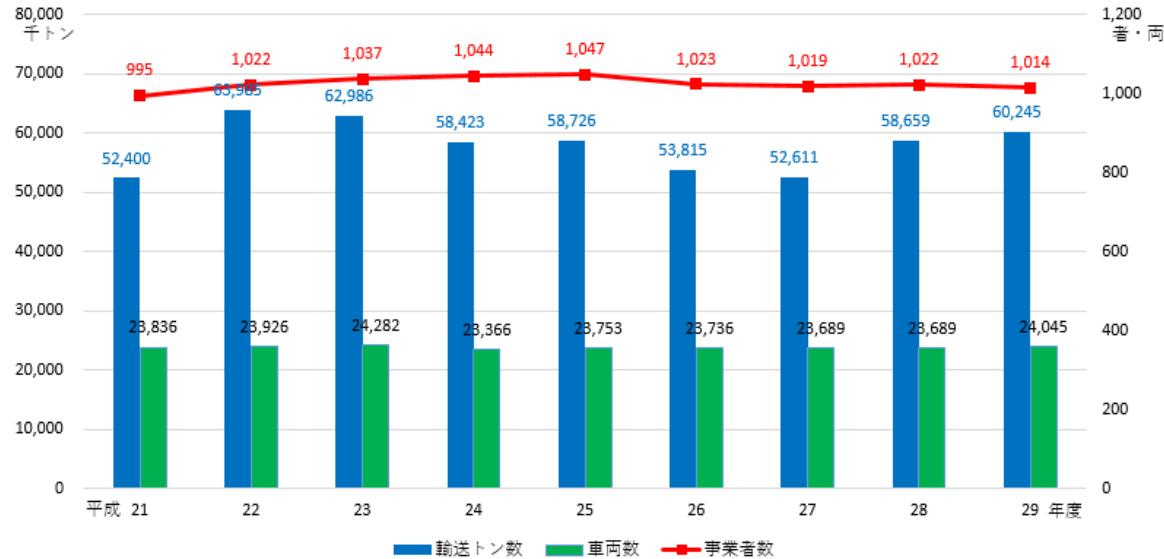


図 1 トラック輸送の推移 [数字で見る中部の運輸 2020 より作成]

(鉄道)

- ・発送、到着トン数とも、平成 25 年度をピークに一旦減少がみられるが、近年は、ほぼ横ばいとなっている。
- ・貨物としては、生産場所と直結している石油、セメントが大部分を占め、重貨物が圧倒的に多い傾向にある。

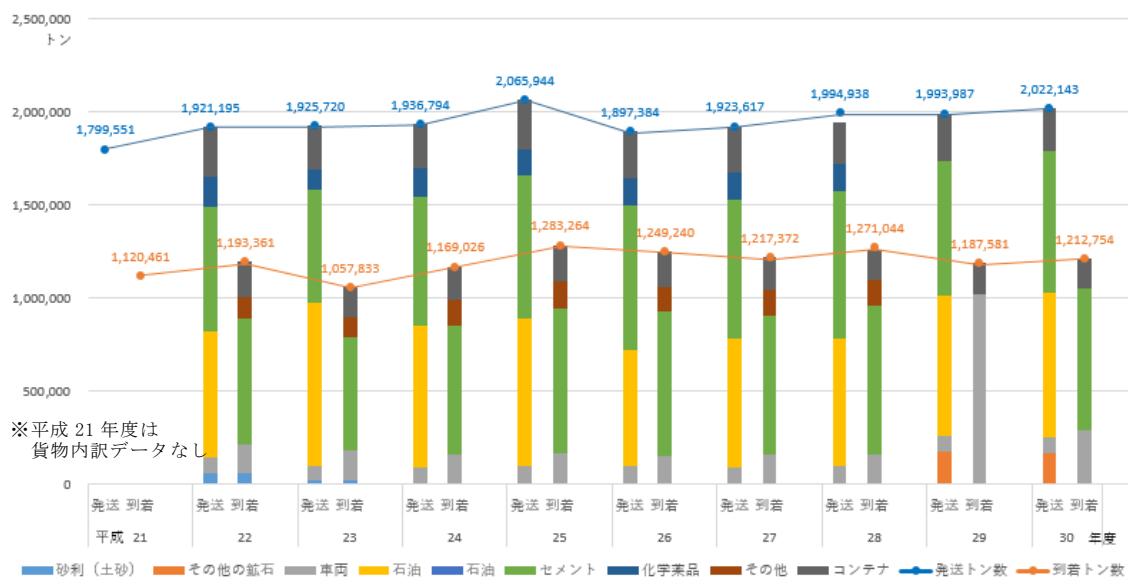


図 2 鉄道輸送の推移 [平成 25 年度、平成 30 年度四日市市統計より作成]

注 (1) トン数は、JR 各駅(富田、四日市、塩浜、南四日市)の貨物輸送合計。

(海上)

【コンテナ貨物】

- ・外貿コンテナ取扱い個数が2年連続20万TEUを記録。
- ・コンテナターミナルが北ふ頭と南ふ頭に分散していることで、「ふ頭間での横持ち」、「人材や機材の二重投資」など非効率な荷役形態。
- ・コンテナターミナルには耐震強化岸壁がなく、大規模地震時には、機能の停止より、企業活動や経済活動に深刻な事態となる恐れ。

【完成自動車】

- ・平成30年12月から完成自動車の輸出が再開されたことで、バス、モータープールとともに逼迫し、四日市地区への振替など非効率な運用。

【エネルギー関連貨物】

- ・オイルコークスやバイオマス発電燃料の新規輸入の開始により、バス不足が顕著。

【大型クルーズ客船】

- ・南ふ頭で受け入れているが、貨物船で混雜しており、利用調整が困難。

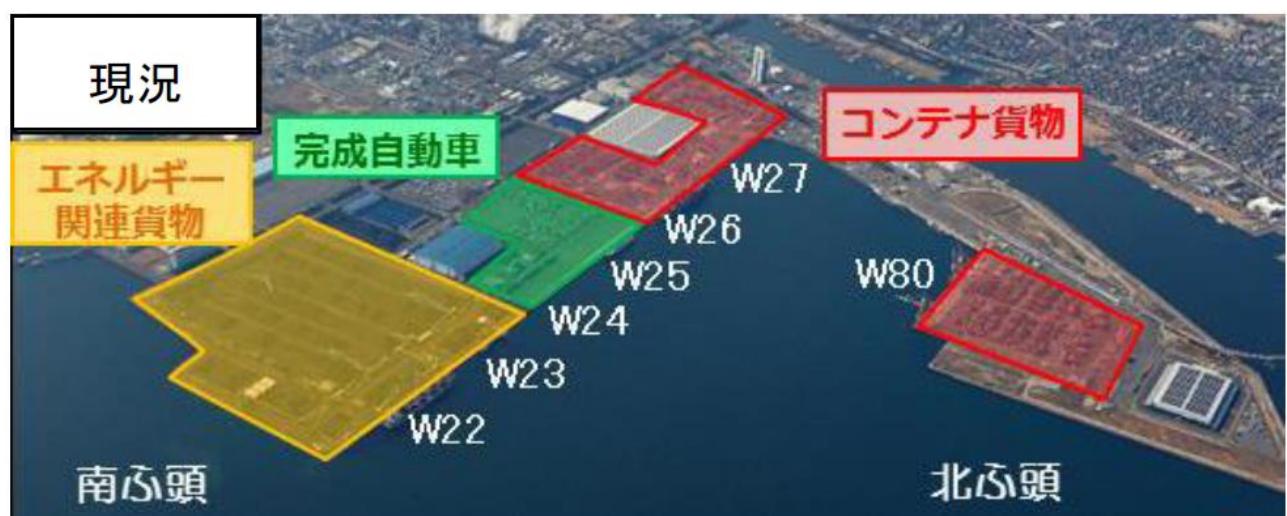


図3 四日市港(霞ヶ浦地区)利用状況

コンテナ貨物の高度化・効率化 (W26, W27, W80)

完成自動車の集約・効率化 (W24, W25)

エネルギー関連貨物の取扱機能強化 (W22, W23等)

大型クルーズ船受入れ (W24, W25)

(3) 四日市港の活用に向けた物流のあり方

(海上輸送と陸上輸送)

広域幹線道路等の整備状況

平成 30 年 4 月・・・臨港道路霞 4 号幹線[四日市・いなばポートライン]

(霞ヶ浦地区～伊勢湾岸自動車道みえ川越 IC 付近)が開通

平成 31 年 3 月・・・新名神高速道路(新四日市 JCT～亀山西 JCT)が開通

令和 8 年・・・東海環状自動車道が全線開通の見通し

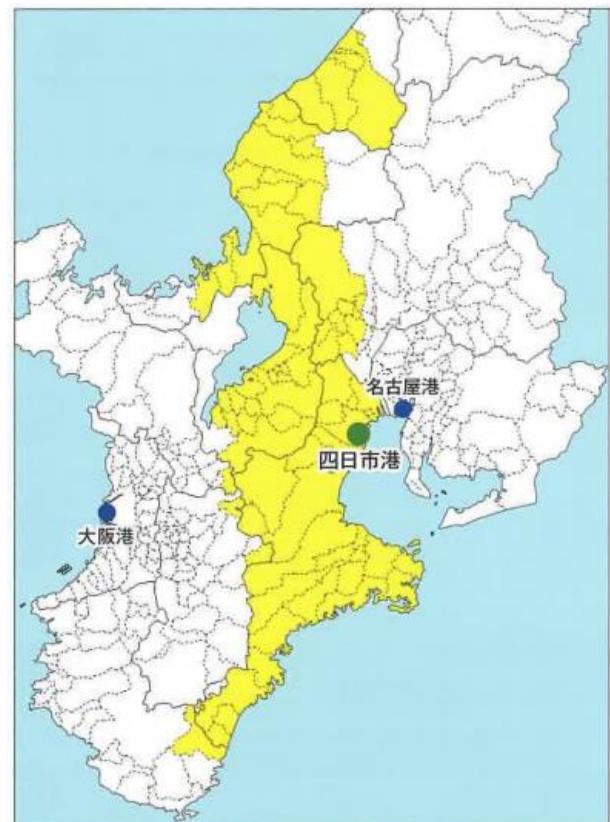
その他、北勢バイパス、国道 477 号バイパスの 4 車線化は現在事業進行中。

課題

四日市港の輸出入貨物は、主に四日市港の背後地域で生産・消費される貨物が中心となっている。

また、四日市港を介する物流の及ぼす範囲として、外貿コンテナ貨物の場合、他港と比較して四日市港からの輸送コスト(時間費用、走行費用、通行料金により算出)が最小となる圏域(四日市港利用優位圏)は、図 4 に示すとおり非常に広範囲に及んでいる。

四日市港を経由する貨物は主にトラックで輸送されるが、市内の交通状況は、臨海部の南北交通である国道 1 号、国道 23 号、東名阪自動車道四日市東 IC へ繋がる県道上海老茂福線(ハイテク工業団地周辺)、臨海部から東名阪自動車道四日市 IC を繋ぐ国道 477 号、国道 477 号バイパス、久保田橋、市道西新地久保田線、国道 164 号(JR 関西本線踏切交差部)などのインターへのアクセス道路で混雑が発生しており、広域幹線道路へのアクセス強化が望まれる。



「令和元年度四日市港外貿コンテナ貨物流動等調査より」

図 4 四日市港利用優位圏

物流の根幹となる高速道路網の整備を促進していくとともに、これら広域幹線道路と繋がる北勢バイパスや、国道 477 号バイパスの整備を促進ていき、混雑箇所の解消を行っていくことで、国道 1 号、国道 23 号の混雑を解消し、円滑な物流に寄与していく。

(海上輸送と鉄道輸送)

平成20年1月、四日市港における海上コンテナ鉄道輸送の社会実験を実施。

実験結果

【輸送時間】→車両輸送が優位

鉄道輸送の輸送時間は、車両輸送による時間の約2倍～22倍と長くなっている。これは、待機と貨車の編成換えによる時間が長いためである。

【輸送距離】→車両輸送が優位

鉄道輸送は、名古屋貨物ターミナルや東京貨物ターミナルを経由する等の理由により、車両輸送より長くなっている。

【輸送費用】→車両輸送が優位

鉄道輸送は車両輸送の1.3倍～2.3倍となっている。これは、鉄道輸送の前後に車両輸送が発生するため全体の輸送費用が高くなっている。

【CO2排出量】→鉄道輸送が優位

鉄道輸送によるCO2排出量は車両輸送のほぼ半分以下となっている。

明らかになった課題

- ・荷主（輸送先）の最寄駅で国際海上コンテナが扱えない場合が多い。
- ・荷役機械が設置されている貨物駅が少ない。
- ・貨物駅構内にコンテナ蔵置場所や荷役作業等を行うための広いヤードが必要となる。
- ・中継駅での車両編成に時間を要する。
- ・JR貨物のダイヤ調整等が難しい。
- ・・・等々

実験により、国際海上コンテナの鉄道輸送は、環境面での優位性は確認できたが、輸送時間や費用の面などで、解決しなければならない課題が数多くあることが判明した。

物流の国際競争力強化と環境にやさしい貨物輸送形態を実現するためには、これらの課題を解決し、港湾と鉄道のシームレスな連携が必要である。

〔参考：貨物駅の整備に係る費用〕【P14(参-4)～P15(参-5)頁参照】

JR四日市駅周辺活性化調査特別委員会において、羽津古新田への貨物駅単独での移転効果の検討を実施した結果では、単独で貨物駅を移転する場合の事業費は507億円となっており、海上コンテナの蔵置ヤード等を含めるとさらなる整備費用が必要と考えられる。

4. 四日市大学の経緯について

- ① 本市では、昭和53年度に、市内桜財産区の一部38haを国土庁の学園計画地ライブラリーに登録し、昭和56年度の国土庁による学園都市・地区基本計画策定調査以降、専門的・学術的な観点から、大学設置にかかる調査検討を実施してきた。
- ② その中で、理工系学部と文科系学部の双方を擁する、いわゆる総合大学の設置を想定した調査検討をしてきた経緯がある。
- ③ しかし、県内には三重大学工学部が、昭和44年度に2学科で開設の後、順次学科の増設がなされ、昭和56年度には7学科を擁する総合的な工学部となっていたことや、理工系学部

- は文科系学部に比べ多大な設備投資が必要となること、さらには大学院まで設置されていることが望ましいことなどの理由から、理工系学部の設置には至らなかった。
- ④ この結果、昭和60年、地元の学校法人曉学園との公私協力方式により「四日市大学」の設立を決定し、昭和63年4月に経済学部をもって開学した。
 - ⑤ 平成9年度には、既存の経済学部と併せた相乗的な質的向上を目指して、地球環境問題や都市環境に加え、社会環境（メディア環境）などを総合的に研究する環境情報学部が設置された。環境情報学部については、文科系ではありながら、都市計画など理工系の学習もできる学部である。
 - ⑥ 本市がこれまで取り組んできた環境問題に対応することと、新たな都市計画や環境影響評価、情報化社会にも対応するため、環境情報学部の研究・教育分野は、本市の取り組みにも合致しており、有意義であると考えた。
 - ⑦ 本市では、大学設置の際は、昭和60年度～平成元年度まで、計30億円の補助金を支出、環境情報学部設置の際は、平成7年度～12年度まで、計15億円の補助金を支出している。

(参考： 鈴鹿山麓研究学園都市構想)

- ① 一方、大学立地を断念した桜地区については、昭和61年3月に、三重県と四日市市で鈴鹿山麓研究学園都市構想を策定した。その上で、昭和62年に、当時科学技術庁が進めていた大型放射光（S O R）施設整備構想の候補地となるべく諸活動を展開したものの、兵庫県の播磨公園都市への整備が決定された経緯がある。
- ② その後、三重県とともに、「三重ハイテクプラネット21構想」を策定し、平成3年1月に多極分散型国土形成促進法に基づく、振興拠点地域基本構想として国の承認を得た。
- ③ また、三重県とともに、平成2年3月に知事認可の財団法人「環境技術移転センター」を設立し、その発展系として同年12月には通商産業大臣認可となり、平成3年の財団法人「国際環境技術移転研究センター」に名称変更を経て、平成4年10月に国際環境技術移転研究センターICETT（現在の国際環境技術移転センター）が竣工された。

5. JR 四日市駅周辺活性化事業調査特別委員会報告書に対する取り組みについて

(1) JR 四日市駅周辺整備事業の現時点の進捗状況

○要請事項

①JR四日市駅周辺の喫緊の課題

④JR四日市駅駅舎の建替え、駅前広場の整備と有効活用

⑩四日市中央線『中央通り』の東進化

⑪JR四日市駅南側阿瀬知踏切への歩道橋の設置

⑬JR東海との懇談体制の確保

○対応状況

平成23年度：レンタサイクル本格実施

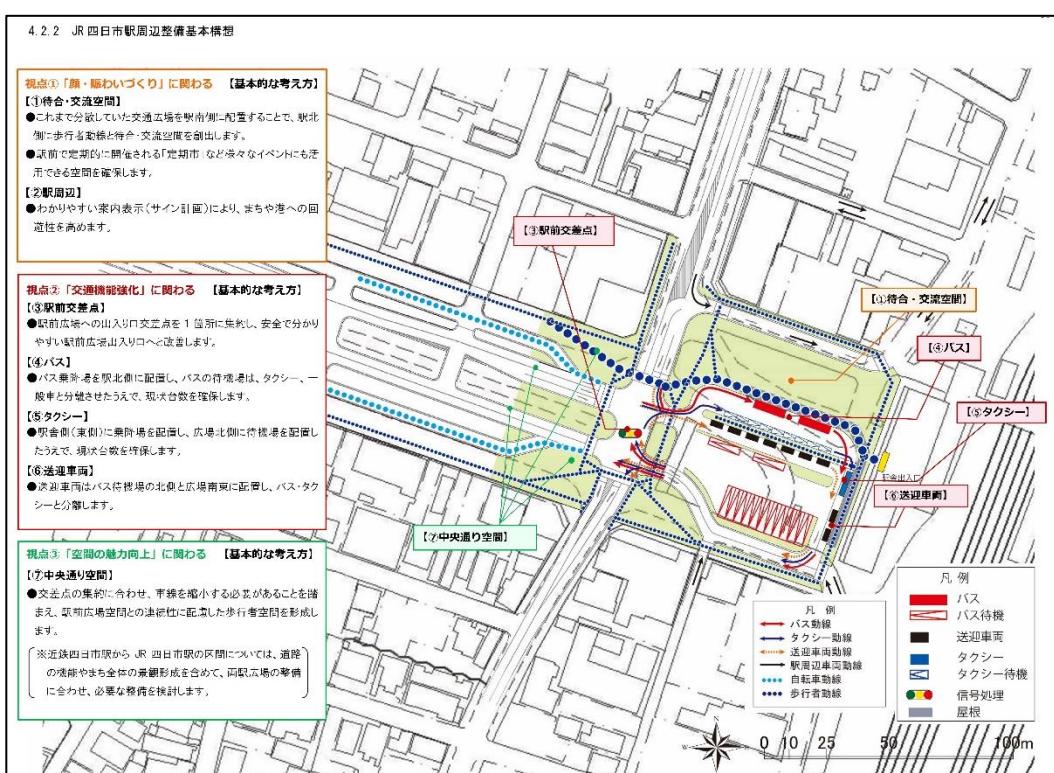
平成24年度：JR四日市駅周辺情報案内表示整備

平成25年度：みなど方面への案内看板設置開始

平成26年度：駅舎バリアフリー化の一環としてエレベーター設置

平成28年度：浜田踏切の南側において歩道と車道を分離。また、近鉄四日市駅周辺等整備基本構想の策定に向けた取り組みに着手

平成30年度：近鉄四日市駅周辺等整備基本構想を策定し、JR四日市駅駅前広場の再整備を位置付け、JR東海との協議に着手

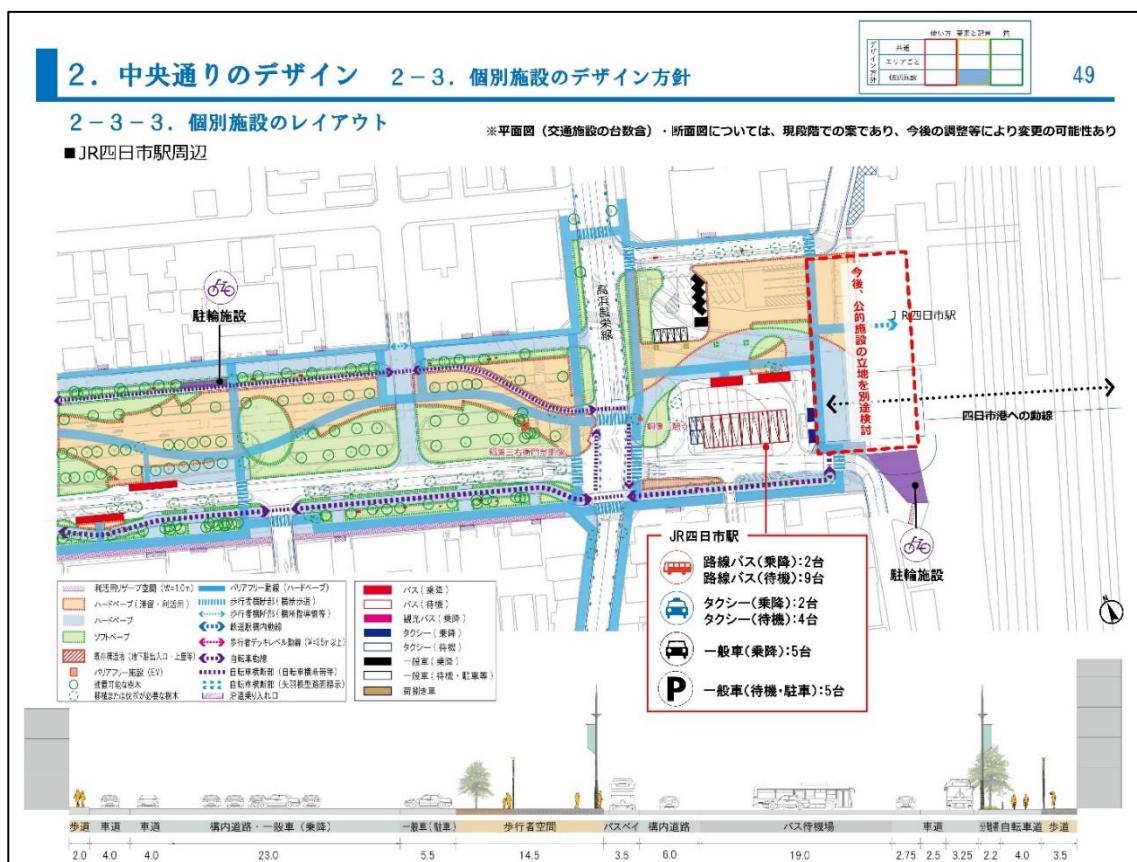


近鉄四日市駅周辺等整備基本構想(H30.12)より

令和 2年度：近鉄四日市駅周辺等整備事業において、整備の方針となる基本構想を策定するため、中央通り再編関係者調整会議を設置。JR 四日市駅駅前広場の再編を行うべくJR 東海を調整会議の委員に迎える。関係者との協議を重ね、令和 2 年度末に基本構想の中間とりまとめを公表。

令和 3年度：令和 2 年度に引き続き、基本構想の策定に向けた各種検討、協議を進め、令和 3 年度末に第 2 期中間とりまとめを公表。JR 四日市駅駅前広場の再整備やみなとに向けた東西自由通路についても整備案を固めるため、JR 東海および JR 貨物と協議を重ねる。その中で、JR 東海とは、駅前の再開発を含め様々な意見交換を行っており、第 2 期中間とりまとめには公的施設の設置検討を位置付けた。

令和 4年度：令和 4 年度中の基本計画の策定に向け、駅前広場の使い方、公的施設の立地について庁内で議論を行うとともに、四日市港への動線を確保するため自由通路の設置に向けて、JR 東海および JR 貨物との協議を本格的に着手する。



「ニワミチよつかいち」中央通り再編基本計画(第 2 期中間とりまとめ)より

(2) 貨物列車の入替時間の状況、賢い踏切システムの導入状況

○要請事項

- ②貨物列車の入換時間の見直し
- ③賢い踏切システムの導入

○対応状況

①貨物列車の入換時間について

- ・踏切遮断時間が長くなる理由としては以下の2点がある。

1. JR 四日市駅を経由する列車において、旅客列車のダイヤを基本とし、その運行に支障がないように、合間に貨物列車のダイヤが設定されており、貨物列車の入れ換えタイミングによつては、旅客列車との踏切遮断が連続する。
 2. 企業線における貨物列車の入れ換え作業において、踏切遮断時間が長くなる場合がある。
- ・貨物列車の入換時間について、事業者へヒアリングを行ったところ、入換時間を午後8時以降にすると、夜間における線路保守点検の時間確保が困難になるため、入換時間の見直しはできないとの回答であった。

②賢い踏切システムの導入について

- ・JR 四日市駅周辺への賢い踏切の導入効果について、事業者へヒアリングを行ったところ、JR 四日市駅には、全ての列車が停止することから、仮に「賢い踏切」を導入したとしても、踏切遮断時間を短縮できる効果はほとんどないため、事業者としては「賢い踏切」を導入することは考えていないとの回答であった。

【貨物列車の入換時間及び賢い踏切システムの導入についての今後の取組み】

- ・聞き取り調査の中では、事業者から貨物列車の入換時間の見直し及び賢い踏切システムの導入は困難であるとの回答ではあるが、今後も運行状況等を確認しながら協議を進めていく。

(3) 羽津古新田の利活用及び三重橋垂坂線の進捗状況

○要請事項

- ⑤JR四日市貨物駅移転用地の一団化
- ⑥JR四日市貨物駅移転用地の利活用
- ⑦三重橋垂坂線の東進化

○対応状況

三重橋垂坂線の進捗状況について

・都市計画変更について

平成 29 年度から道路の線形や高さなどの検討や関係機関との協議に着手し、令和 4 年 1 月に計画の変更について調整が整ったことから、下記スケジュールにて都市計画変更手続きを進めている。

R3.7.12、16 地域への検討状況報告

R4.1 中旬～下旬 地域への変更原案の説明(書面)

R4.2.1～2.15 変更原案の縦覧(R4.2.18:説明会)

R4.2 下旬～3 上旬 三重県事前協議

R4.3 下旬～4 上旬 変更案の縦覧

R4.4 中旬～下旬 都市計画審議会

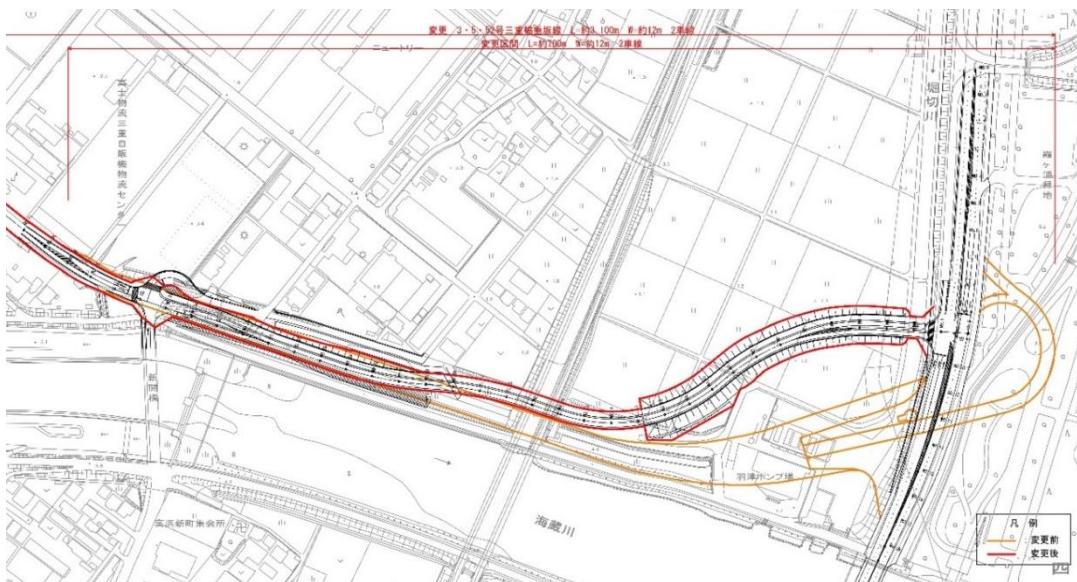
R4.5 上旬～中旬 三重県協議

R4.5 中旬～5 下旬 決定告示

【変更内容】

三重橋垂坂線は、臨海部の産業集積地と内陸部のアクセスを確保する路線であり、臨海部から内陸部への避難路としての機能を確保する必要がある。

こうしたことから、浸水の影響を受けないよう、鉄道交差部については、道路が鉄道の上を通る立体交差へと変更するとともに、国道 23 号との接続部については、防潮堤の堤内側(陸側)で国道 23 号と接続できるよう平面交差へと変更する。



・整備について

都市計画の変更にあわせ、令和4年度に地質調査・用地測量・詳細設計を実施予定。

(2)羽津古新田の利活用について

- ・三重橋垂坂線の整備を進めるため、計画区域における市の所有地は道路用地として活用するとともに、民有地においては地権者などの意向も踏まえながら用地買収や他の市所有地との土地交換などで整備に必要な用地を確保する。
- ・残りの市の所有地については、地権者などの土地に関する意向を踏まえながら土地をまとめて活用を図るのか一括売却していくのか、検討を進める。

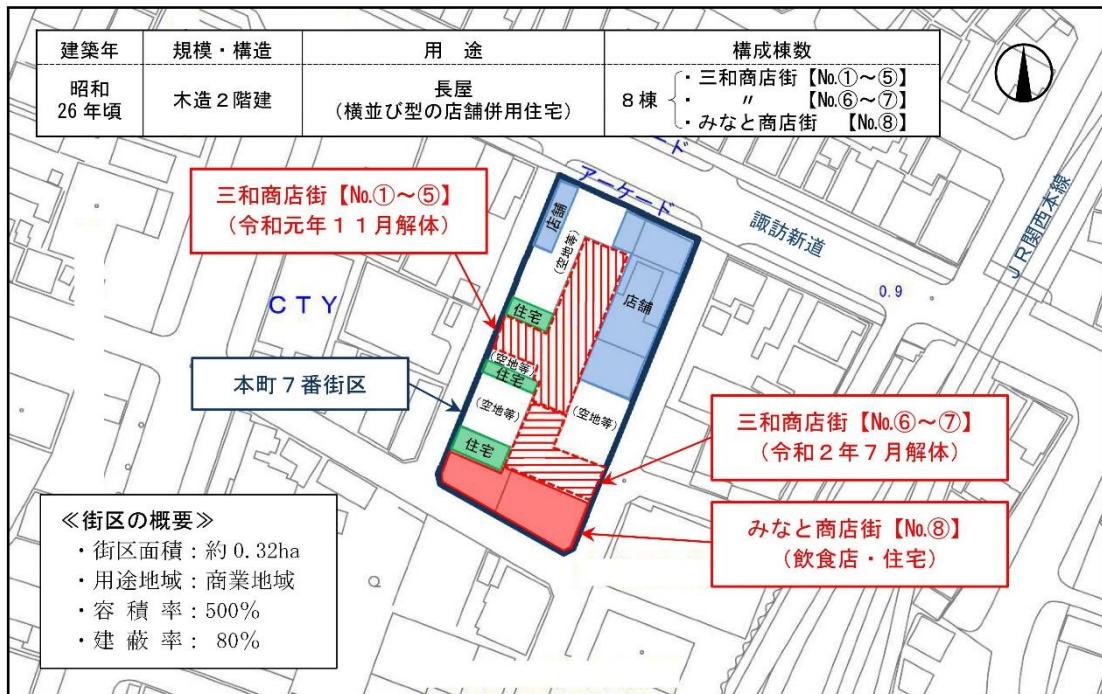
(4) 三和商店街の今後の進め方

○要請事項

- ⑧JR四日市駅周辺商店街の活性化
- ⑫仮称『JR四日市駅周辺活性化まちづくり委員会』の常設化

○対応状況

三和商店街の範囲



これまでの取組状況

年度	取組内容
H18	○三和商店街まちづくり会議(計3回) ・H17意識アンケート調査報告
H21	・建物所有者や営業者等の意見聴取 他
H22	○三和商店街現状等説明会(第1回～第10回) ・建物の老朽度、危険性の周知 ・権利者間の連絡先等の情報交換
H28	・危険回避に向けての方針検討 他
H29	○三和商店街現状等説明会(第11回～第14回) ●(H30.3.22) 保安上危険な建築物に対する除却勧告【1回目】
H30	○三和商店街現状等説明会(第15回～第16回)
H31 (R1)	●(H31.4.24) 保安上危険な建築物に対する除却勧告【2回目】 ⇒ 建物No.①～⑤ 解体完了(R1.11) ○(R2.3.13) 第1回本町7番街区まちづくり意見交換会

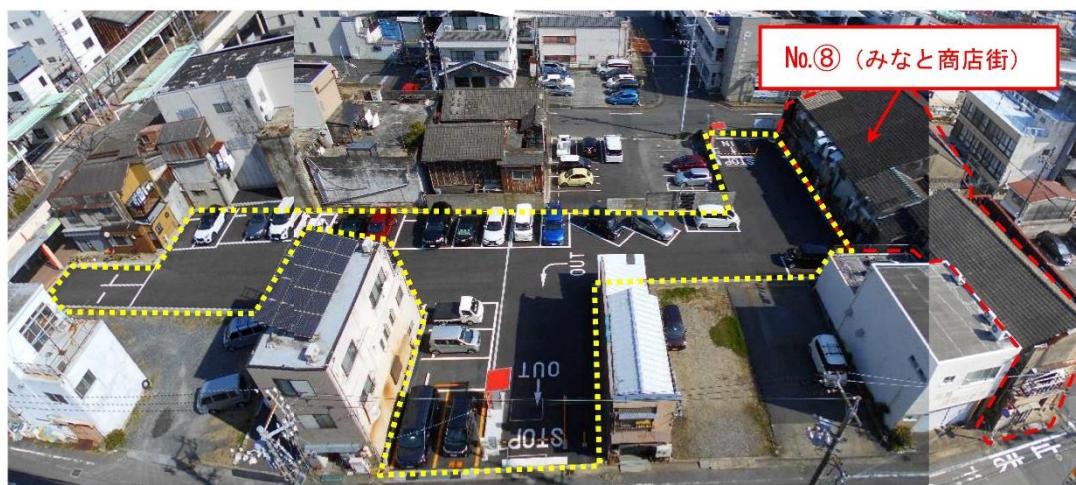
R2	⇒ 建物No.⑥～⑦ 解体完了 (R2.7) ○(R3.3.30) 第2回本町7番街区まちづくり意見交換会
R3	○(R4.3.29) 第3回本町7番街区まちづくり意見交換会

三和商店街の状況

No.①～⑦解体前 (撮影日：平成29年9月21日) (CTY本社ビル屋上より東方向を撮影)



解体跡地整備後 (撮影日：令和3年3月10日)



今後の取組

- ・三和商店街の建物は解体されて、現在駐車場として利用されている。
- ・現段階では、土地や建物に関する権利関係の課題もあり、三和商店街を含む本町7番街区の再編に向けた道筋は不透明である。
- ・引き続き、課題解決の手段などを研究しながら街区再編の手法や具体事例等を権利者等の皆さんと一緒に考えていくなど、街区全体での土地利用再編に向けて気運を醸成していく。

(5) R164 立体交差化の計画

○要請事項

⑨国道 164 号の立体交差化

○対応状況

令和 2 年度：混雑状況調査を実施(調査日 R2.1.29)。また、令和 3 年 3 月に策定した「道路整備の方針」において、広域幹線道路とのネットワーク構築を目標にインターへのアクセスを強化するため、事業化に向けた整備案の検討や関係機関との協議に着手する路線として位置付け。



令和 3 年度：インターへのアクセス強化に向けた協議に着手するため、整備計画案の検討に着手。

令和 4年度：計画案の検討を進め、案がある程度固まった段階で今後の進め方(手法、事業主体など)について、三重県との協議に着手する。

6. 委員会における主な議論の内容

(Q：委員からの質疑、A：執行部からの答弁、意見：委員からの意見)

『四日市港の活用について』

Q. 過去の実証実験では、鉄道ではなく自動車での輸送の方が優位であると確認されているが、JRの踏切がなかなか開かない原因となっている鉄道貨物輸送は海上コンテナではないのか。

A. コスモ油槽所からのタンク輸送が、踏切を長時間閉めている大きな要因になっている。また、港のコンテナ以外にも、通常の貨物のコンテナの輸送もあるため、それも要因となっている。この実証実験の結果では、CO₂排出量の削減については鉄道輸送が優位だが、それ以外の面で自動車輸送の方が優位であったという結論に至ったものである。

(意見) シーアンドレールの課題については一つ一つの課題に対して整理を行い、解決策を導いていく必要がある。どのような輸送の形態であれば利用者が便利に感じて四日市港を活用したいと感じるのか、また、周辺住民が困っている状況などについてしっかりと目的を絞って解決を図っていくべきと考える。

『JR四日市駅周辺の整備について』

Q. JR四日市駅周辺活性化事業調査特別委員会の報告書のまとめにある項目は、市としては課題として認識し、取り組んでいるのか。

A. 個別には様々な経緯があると思うが、特別委員会のまとめについては共通認識として受けて止めている。多くの部分は都市整備部が所管する事項となっているが、市域における道路整備、中央通り再編や駅前広場等の整備を検討する中で、それらの課題について取り組んでいる。

(意見) 特別委員会で提案している内容の多くが都市整備部に関係するものであり、さらに詳細な調査を行う場合には特別委員会を設置して部局横断的に調査を進めていくべきである。

(意見) 交通渋滞の課題について、本市交通の全体イメージを描き、信号や踏切などの個別の課題と一緒に解決していく必要がある。議論は、そのイメージに沿った形で進めていくべきである。

『高等教育機関の中心市街地への誘致について』

Q. 四日市大学は中心市街地になく、本市には、いわゆる学生街というのがないことは寂しいと感じる。大学等の高等教育機関を中心市街地に誘致して学生でにぎわうまちづくりを進

めていくことは効果があると感じるがどうか。

A. 中心市街地が学生でにぎわって、学生を相手にした活動等が活発になることはよいことだと考える。一方で、建物などを含めた全てを行政主導で行っていくのは適切ではないことから、民間でそうした動きがあれば一緒になって相談し、手法等について検討するという姿勢で取り組んでいくことはできる。

(意見) 四日市大学に限らず、本市の中心市街地に高等教育機関を誘致することで中心市街地に学生を呼び込むことができるため、様々な可能性について、間口を大きく広げて研究してほしい。

(意見) 本市の中心市街地には学生が過ごす場所がないため、中心市街地の再編により、若い世代が四日市というまちに親しんでいけるようなエリアづくりができればよいと考える。鈴鹿市では市役所の一部を開放して学生が勉強できるスペースをしているが、本市の学生は学習塾に行くしかない。子どもの数が減少し、大学の新設も難しい中、現在本市にある私立の大学に利益を供与するのではなく、本市のまちづくりに協力していただいているという立場で、戦略的に投資をしていくべきではないかと考える。学生が本市に来て、定着し、本市で働くようになるというような流れを本市が作っていくべきと考える。

《公有地の有効活用、都市ビジョンについて》

Q. 公有地をどのように有効に活用していくのか全体的な考え方を執行部としてどのように考えているのか。また、大きな都市ビジョンについて全庁的に取りまとめていくのが政策推進部の役割だと考えるがどうか。

A. 市として現在持っているビジョンは10箇年を計画期間とする総合計画であり、総合計画で示している以上のものを提示することはできない。また、本市の土地の活用については、総合計画に沿った形で都市計画マスターplanに、コンパクトシティプラネットワークとして掲げている。将来に向けて様々な視点で議論を行うことは大切である一方、個々具体的な課題については個別に議論して解決していくものであると考える。

(意見) 行政の様々な計画を進めていくことは別に、今後どんな都市にしていきたいか、市民と一緒に大きな夢を描いて育てていくことも重要だと考える。市長がそれをしないのであれば、議会が議員の合意のもとにそうした都市ビジョンを作り上げていく必要がある。

(意見) 公有地を有効活用する上で、不要な土地は売却してスリム化を図ることは避けられない。また、余剰地を活用して再生可能エネルギーの発電施設を作るなど、他自治体の先進的な取り組みを研究し取り入れていくべきである。

(意見) 特別委員会で今後の議論を進めていくにあたっては、踏切の問題、JR四日市駅周辺の活性化などの個別の課題解決に終始するのではなく、まちづくりの視点を入れて長期的にどのような都市にしていきたいかというビジョンについて議論を進めていくべきである。

Q. 本市の都市像は政策推進部が描き、市民に提供していくべきであり、それに沿って、例えば都市整備部が個別の政策を進めていくものではないのか。

A. 大きな考え方を整理するのは政策推進部であるが、例えば、立体交差の具体的な事業などは、技術的な面からも補助金申請の面からも、担当部局である都市整備部が所管していくものである。

(意見) 本市の将来の都市像は、政策推進部が描くべきであり、そのイメージに沿って各部局で個別の事業に取り組んでいくものである。本市の中心市街地を整備していく現在のタイミングで、都市像がしっかりとしないまま個別に課題の解決を図っていくこと、また、課題となっている事項を積み残したまま中心市街地の計画を進めていくことにより、本市が目指す将来の都市像とはかけ離れ、都市としていびつに発展してしまうのではないかと懸念している。

Q. 現状と課題を洗い出し、本市全体の都市像について議論をする時間が必要ではないか。

A. 総合計画に、本市の目指す都市像を描いた基本構想と施策の方向性を示した基本計画があり、これらを踏まえ、個々の事業は推進計画に沿って実施している。今後、推進計画上のプロジェクトを進めるなかで、課題の積み残しなど、総合計画を振り返るという視点で議論いただいてはどうか。

Q. 総合計画に記載されているような施策を進めていき、最終的にどのような都市になるのかがイメージできない。誰のためのまちづくりをしているのか。

A. 総合計画に書いてある文言一つ一つがすべてである。交流人口を増やし、人口減少社会の中で定住人口を増やすということが根本にある。人口が多く、活気のある自治体を目指している。

(意見) 交流人口を増やすために、核となる施策が何なのかが見えてこない。都市像が曖昧なため、誰に対してアプローチするのか明確にならないのではないか。

(意見) 港への歩行空間を整備した場合に誰が港まで歩いていくのかなど、先行して市がイメージを持っておくべきだと考える。

(意見) 人が集まらないJR四日市駅周辺を活性化するには、高等教育機関を誘致することも方策の一つである。

7. まとめ

当委員会では、市有の遊休地や、国、県が所有する土地を含めた公有地の有効活用の視点に立って、本市の将来的なまちづくりに活用できないかとの議論を進めてきたところであるが、その過程においては、本市に所在する高等教育機関である四日市大学の中心市街地への移設可能性の検討や、四日市港の活用に向けた過去の調査研究の再確認、さらには、平成20年度に設置されたJR四日市駅周辺活性化事業調査特別委員会において取りまとめられた13

項目の課題についての進捗状況について整理を行ったところである。

その議論の中で、特に、大学等の高等教育機関の中心市街地への誘致に関しては、若者たちが四日市というまちに親しめるような場の提供を含めて取り組むべきであるという意見があった。中心市街地に若者の居場所を積極的につくっていくという取り組みは、まちの活気にも大きく影響することから、積極的に推し進めていくべきであるという方向で意見の一致がみられた。

そして、本市では、近年、近鉄四日市駅から JR 四日市駅付近に至る中心市街地において、バスタ事業の実施など大規模な整備に着手されたり、四日市港付近にかかるまちづくりについても様々な動きがある中にある。これは、今後 100 年にわたる本市の都市としてのあり方を大きく左右する重要な事業が開始される、都市の顔を決める大事なタイミングであるとの認識を一にするに至ったところである。

執行部は行政計画に基づき、様々な事業を進めていくことになるが、この際、市民の民意を代表する議会として、市民とともに行政計画の期間を超える、より長期的な都市ビジョンを描いていくための議論を進めていく必要があることは言うまでもない。

しかし、当委員会で扱った個別の課題の多くについては、都市整備部が所管する事項であることなど、当委員会の所管範囲で、これ以上の調査研究を行うことは困難であると判断したところである。

そこで当委員会としては、今後 100 年にわたるような長期の都市ビジョンについて公有地の有効活用の視点やこれまでの議論の中で課題とされてきたことに関する議論も含め、常任委員会の所管の範囲を横断する形でさらに深く議論を進めるべきであるとの結論に至ったところであり、行政計画の期間を超えた、より長期の四日市のあり方を指し示す都市ビジョンを様々な観点から深く議論していくことを目的とした特別委員会の設置と、併せて特別委員会の設置に向けた取り計らいを推し進めていただくことを求め、調査報告とするものである。

8. 参考資料

- (1) JR 四日市駅周辺活性化事業調査特別委員会報告書
- (2) 四日市大学に係る補助金交付及び用地取得について

[委員会の構成]

委員長 山口智也
副委員長 井上 進
委員 伊藤嗣也
委員 加納康樹
委員 早川新平
委員 樋口龍馬
委員 三木 隆
委員 森 康哲

JR四日市駅周辺活性化事業調査特別委員会報告書

当委員会に付託されました、JR四日市駅周辺活性化事業に関する調査研究の経過と結果について報告します。

1. はじめに

当委員会は、平成20年12月19日の本会議において設置されて以来、JR四日市駅周辺活性化事業に関し、事業全体または個別事業における、具体的な内容、執行部が事業を休止すると判断した算定根拠、事業における課題及び市議会として今後執行部に取り組みを要請する施策について、現地視察、地元関係者との意見交換、学識経験者及び地元高校生からの発表等さまざまな角度から精力的に調査研究を実施してまいりました。

本報告書では、これらの内容についての調査研究の経過と結果をご報告申し上げます。

2. 委員会日程及び調査事項

(1) 平成20年12月19日（金）

正副委員長の互選

(2) 平成21年1月30日（金）

JR四日市駅周辺活性化事業の概要について

(3) 平成21年4月9日（木）

貨物ヤード移転買収済土地（羽津古新田）、コスモ油槽所、本町商店街、三和商店街、

JR四日市駅（駅舎・現貨物ヤード・駅前広場）の現地視察

(4) 平成21年4月24日（金）

JR四日市駅周辺活性化事業の概要について

(5) 平成21年5月15日（金）

副委員長の互選

(6) 平成21年6月25日（木）

今後の日程について

(7) 平成21年8月5日（水）

JR四日市貨物駅移転事業について

(8) 平成21年8月28日（金）

JR四日市貨物駅移転事業について

(9) 平成21年10月9日（金）

連続立体交差事業について

(10) 平成21年10月20日（火）

連続立体交差事業について

(11) 平成21年10月27日（火）～28日（水）

行政視察（高松市貨物ヤード移転事業）

(12) 平成21年11月11日（水）

JR四日市駅周辺まちづくりについて

(13) 平成21年11月27日（金）

JR四日市駅周辺の踏切交通量調査を視察

JR四日市駅周辺活性化について

(14) 平成21年12月21日（月）

JR四日市駅周辺の関係者との意見交換

(15) 平成22年1月8日（金）

県立四日市商業高等学校生徒の研究発表、まちづくりについての提言

(16) 平成22年1月28日（木）

中部電力（株）メガソーラーたけとよ発電所、刈谷駅南北連絡通路の現地視察

(17) 平成22年2月5日（金）

三重大学人文学部豊福裕二准教授を学識経験者として招致、報告書案の提示

(18) 平成22年3月9日（火）

まとめ

3. JR四日市駅周辺活性化事業の内容と経過

JR四日市駅周辺活性化事業は、昭和62年に中心市街地と港との中間に位置する新たな拠点地区として、交通拠点性を活かしながら、まちと港を一体的に整備し、21世紀に向けた都市拠点の形成を推進することを目的として「JR四日市駅周辺活性化問題検討会」が発足されるなどの検討が始められ、平成2年にはJR四日市駅周辺活性化のため、貨物ヤードの移転、鉄道の連続立体交差化、土地区画整理事業等からなる総合整備計画を作成、事業化に向けた取り組みが始まりました。

JR四日市駅周辺活性化事業の一つの柱である貨物ヤードの移転先について、執行部は、平成6年に霞ヶ浦緑地西隣の羽津古新田とする旨を表明し、平成8年度から四日市市土地開発公社による用地取得を開始しました。また、事業の具体化に向け鉄道事業者との協議を行うとともに、市民の視点でまちづくりの検討を進めるため「みなと・まち市民会議」を発足させました。この結果、鉄道事業者との協議では線路の配置計画の課題等が抽出されるとともに、市民会議からは、事業効果は事業費を大幅に上回ることが予想され、厳しい財政状況の中、長期的な視点で事業内容を十分に検討することが必要である旨の提言を受けました。しかし、関係機関等との調整に時間を要し、事業スケジュールを明確にできない状況でした。

事業スケジュールの遅れに伴い、県よりJR四日市駅周辺連続立体交差事業の今後の進め方について意向確認があり、執行部は、本事業が本市の将来像を見据えると必要不可欠ではあるが、社会経済情勢の変化、市の財政状況等から早期着工が困難な状況であり、事業の実

施時期は改めて示す旨の回答をしました。平成14年8月の議員説明会では、執行部より、バブル崩壊以降の景気の長期低迷、本市における財政状況の悪化や市町村合併問題等多くの課題により、今の時期に本事業を推進することは困難であり、本事業に関する調査及び協議については一時休止する旨の報告がありました。

平成16年3月定例会において、四日市市土地開発公社の経営健全化のために、土地開発公社からJR四日市駅周辺活性化事業等に係る土地を買戻す予算案が上程されましたが、事業計画が明確でないことから、予算特別委員会において、当該事業における予算減額分と同規模の土地の買戻しまたは当該事業計画の明確化を求める旨の附帯決議を付し、当該予算を減額修正いたしました。

平成17年1月、社会経済情勢は未だ不透明な状況ではあるものの、JR四日市駅周辺活性化の促進や土地開発公社健全化計画の遂行を考慮し、適切な時期に事業化できるよう準備を行う必要があることから、新たな土地の先行取得を除いて一時休止を解除し、当該事業の実現に向け検討を再開する方針が示されました。これに伴い、平成17年3月定例会で市が土地開発公社からJR四日市駅周辺活性化事業等に係る土地を買戻す予算を議決しました。

その後、JR四日市駅周辺の本町通りで今後のまちづくりを検討、三和商店街ではアンケートやヒアリングによる権利調査や意識調査が実施されました。また、羽津古新田では新貨物駅を視野に四日市港との連携について検討し、港湾物流と鉄道輸送の連携に向けた社会実験が実施されました。

平成17年度に事業の一時休止を解除した際に、平成20年中に事業継続の方向性を表明することを求めていたことから、平成20年10月31日の議員説明会では、経済状況の変化による土地利用の需要低下と、事業費の再検証の結果、費用対効果が国庫補助の採択基準を満たさないことにより、JR四日市駅周辺活性化事業の休止が示されました。

4. 各事業の調査結果

① JR四日市貨物駅移転事業について

貨物ヤードの移転事業は、現在のJR四日市駅と併設される貨物駅を、羽津古新田に移転しようとするものです。貨物ヤード移転自体は他の事業との関連性が少ない一方、貨物駅移転後の跡地を含むJR四日市駅周辺の再開発が可能になるため、再開発による便益も見込まれます。

羽津古新田の貨物ヤード移転先用地は、土地開発公社により平成2年度、平成8年度から平成11年度までの5カ年で4万2071m²を26億7000万円で買収しています。これは、予定の約半分の面積であり、既取得用地は点在しているため、移転事業を推進するためには、さらなる取得または換地による用地の集約化が必要になります。

当初計画されていたJR四日市駅周辺活性化事業の実施については、諏訪新道、国道164号等の踏切待ちや踏切事故の発生が解消されるとともに、貨物駅移転により跡地活用が可能

になり、JR四日市駅周辺の区画整理による基盤整備の実現、都市機能の充実につながります。また、駅や線路を高架化することにより、駅周辺の東西交通が自由化され、利便性が向上します。一方で、事業上の課題として、コスモ油槽所の改造、貨物専用の通路線の整備が必要となること、国の補助採択が見込めないことが挙げられます。

他に、当委員会では単独での貨物駅移転または一部移転について、その可能性を検討いたしました。しかしながら、連続立体交差事業を実施しないことにより、踏切遮断が解消されないこと、JR四日市駅東西の交通の分断が解消されないこと、市単独事業による貨物駅移転は、コスモ油槽所の改造等によりコストが割高になることなどから、貨物ヤードの移転は困難であると判断いたしました。

貨物ヤードを移転しない場合の今後の課題につきましては、点在している羽津古新田の先行取得用地を集約し、電力会社への売電や四日市港に停泊中の船舶に電力を供給するための太陽光発電施設の設置等による活用が考えられます。また、JR四日市駅周辺では、貨物ヤードが残存することにより、駅東側の基盤整備や四日市中央線の延伸による港との一体化が図れることになるため、駅西側の基盤整備及び駅の東西を結ぶ自由通路の整備による、JR四日市駅の利便性向上と周辺活性化が求められます。他に、都市計画道路三重橋垂坂線は、貨物ヤードが移転された場合のトラックの進入路としての整備が必要となります。現在の国道1号付近は狭隘で車両の通行が不便であることから、貨物ヤード移転を実施しない場合においても、国道23号までの延長が必要と考えられます。その接続については、平面交差とすると信号設置による渋滞発生が懸念されます。また、現在の霞高架橋の改修や、インターチェンジ新設による接続案もありますが、霞ヶ浦緑地公園の道路改良による事業費の増加や関西本線との交差方法などの課題が残ります。

② JR関西本線連続立体交差事業について

JR関西本線連続立体交差事業は、道路整備の一環として道路と鉄道との交差部において鉄道を高架化することにより、踏切を除去し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業です。

本事業における事業費は、コスモ油槽所からの貨物列車をJR四日市貨物駅にて再編成するため、貨物列車の高架への通路線の整備が必要となることから、試算の結果、事業費は他都市の事例と比較して高くなっていますが、コスモ油槽所の改造経費、通路線の整備にかかる費用を除くと、他都市と比較して1km当たりの事業費は同程度となります。

しかし、事業に要する費用と便益を比較すると、費用便益費（B/C）の値は1未満となり、国の補助事業採択基準を満たすことができず、すべて市単独事業となることから、市の財政状況を勘案し、事業の実施は困難であると執行部から説明がなされました。

当委員会におきましても、執行部に対し、最新の算出根拠を用いた費用便益費の再計算を求め、連続立体交差事業の実施の可能性を議論いたしました。また、便益計算における根拠

となる踏切遮断時間の調査につきましては、平成11年に市が、平成16年にJR東海が実施して以来実施されていないことから、当委員会といたしましては、執行部に対し、踏切遮断時間、渋滞長等の詳細な調査を求め、平成21年11月26日から翌27日にかけて実施されました。その結果、JR四日市駅周辺の6カ所の踏切における遮断時間は、いずれも平成11年、平成16年の数値からは短縮し、また、踏切交通量もすべての踏切において減少していますが、当日の貨物列車の運行本数による影響も考えられることから、改善が図られているとは考えにくいと判断いたしました。

いずれにいたしましても、B／Cの値は1未満となることから、財政面において事業の実施は困難であると判断いたしました。

今後の課題といたしまして、連続立体交差事業を実施しないことにより、踏切渋滞は解消されないことから、列車種別に応じて踏切の警報開始地点に差を設け、無駄な踏切待ち時間の解消を図るシステム（賢い踏切）の導入をJR東海に対して強く求めるべきという意見が出されました。賢い踏切の導入には、国の補助制度もありますが、当該踏切において1時間あたり40分以上閉鎖していることが条件であり、JR四日市駅周辺の踏切ではこの条件を満たしていないため、市が費用を一部負担することを前提にJR東海と折衝していくことが望まれます。また、JR四日市駅北側の浜田踏切では、踏切南側に歩道がなく、歩行者、自転車の通行に危険が生じていることから、歩道の整備についても市が費用を一部負担することも含めてJR東海と折衝していくことが望されます。

他に、連続立体交差事業の休止に伴い、JR四日市駅の利便性向上のため、別途駅舎の更新、改築による耐震化、バリアフリー化、東西自由通路の設置等が求められます。

③JR四日市駅周辺地区土地区画整理事業

JR四日市駅周辺は、既成市街地であり既にさまざまな施設が立地していますが、施設の老朽化や利用者数の減少が顕著になっています。そこで、再開発事業やソフト事業を講じることにより、資源の有効活用を図るとともに、人の流れを生み出し活性化を促進することが必要です。

JR四日市駅周辺土地区画整理事業は、JR四日市駅周辺地区と羽津古新田地区との2事業により構成され、区域面積は四日市駅周辺地区が13.9ha、羽津古新田地区が10.1haとなっております。①の貨物ヤード移転が実施されたときは、この土地区画整理事業によって、羽津古新田地区で生み出されるヤード移転用地と四日市駅周辺地区の現在のヤード敷地とを交換し、市有地となった現貨物ヤード敷地を民間に売却することにより商業施設等の立地を促し、JR四日市駅周辺地区の活性化を図ることが目的です。その際には、都市型マンションの誘致により居住機能を高めるとともに、核となる商業施設を誘致し、多世代の人が集まることができ、四日市の玄関口としての商業機能をあわせ持つことが望されます。

一方、貨物ヤード跡地の土地区画整理事業を実施しない場合には、今後、②における駅舎

の更新とあわせ、駅前広場の整備や、歩道のバリアフリー化による中心市街地と一体となつた、歩いて暮らせるまちづくりとしての整備や、港と市街地を結ぶ動線の確保のため、自由通路の設置による歩行者、自転車の動線の確保を実施が求められます。

④都市拠点施設整備事業について

都市拠点施設整備事業につきましては、③のＪＲ四日市駅周辺地区土地区画整理事業とあわせてＪＲ四日市駅周辺のにぎわいの再生と都心居住の推進を図るもので

ＪＲ四日市駅西側の諏訪新道沿いには、本町商店街と三和商店街があり、近隣商業施設として地元の生活サービス機能を担っていますが、老朽化した低層の戸建店舗が多いことから、近鉄四日市駅周辺での商業集積に比べ衰退が進行しています。

特に三和商店街につきましては、建物の老朽化が進み、耐震化も未実施であり、災害発生時に危険が伴います。また、店舗が雑居形式のため、地権者、建物所有者、借用者等の権利関係が複雑であるため、行政が積極的に働きかけ、整備の支援を行うことが望まれます。権利者が多数いることから合意形成の面から一度に整備するのではなく、具体的、段階的に事業を推進していくことが重要となります。

⑤ＪＲ四日市駅周辺関係者（自治会・社協・商店街・ＰＴＡ）との意見交換

ＪＲ四日市駅周辺活性化事業に関し、まちづくりの観点から周辺連合自治会長、地区社会福祉協議会会長、商店街関係者、ＰＴＡ関係者計15名に委員会への出席を求め、意見交換を実施しました。出席者からの主な意見は下記のとおりです。

- ・当初計画時点と経済状況は変わったが、将来のために連続立体交差事業を含め、活性化事業を残していくほしい。

- ・費用対効果は経済面だけ。港地区は市内有数の高齢化率であり、経済性だけでなく、高齢化での対応も考えてほしい。

- ・浜田踏切は、遮断時間が長くなると国道23号まで渋滞が続き危険である。北浜踏切も同様である。

浜田踏切の歩道は、南側は途切れています。一刻も早く歩道を整備してほしい。

- ・本町商店街の老朽化に困っている。地権者は他の場所にいて、建てかえの意思もない。

三和商店街は地震、火災などによる被害が心配だ。

ＪＲにエレベーターの設置を求める。

- ・三和商店街では雨が降ったら屋根が落ちそう。怪我をしている人もいるが、店として補償はできない。危険なので手だてを講じてほしい。

- ・どこも駅前はきれいにしている。恥ずかしくない駅前にしてほしい。

- ・三和商店会では火事が起こったら助からないかもしれない。安全に暮らせる体制を整えてほしい。

- ・ＣＴＹから東側は高齢化にも対応した、生鮮だけでなく生活品全般がそろう商店街として

一体的な再開発を行ってほしい。

・JR四日市駅構内の駐車場にホームを設置することにより、せめて名古屋行きだけでも階段を利用しなくて済むよう交渉してほしい。

平成17年から本町・三和まちづくり協議会があつたが、今はやっていない。

・下街道踏切、阿瀬知踏切に歩道がない。利用する通学児童が少ないという問題ではない。

・電車が来ないのに踏切が降りているという印象がある。渋滞が長くなっているので賢い踏切の導入には賛成だ。できることから取り組んでもらいたい。

・浜田踏切は南側に歩道がないので、通学児童は遠回りして通っている。

・JR四日市駅を降りると真っ暗で、遠くから来た人には分かりにくい。放置自転車も多く、今の状態では駅を利用しようとする人はいないだろう。

・活性化事業が中止なら、これまでの先行投資が生かされない。安全安心も取り組まれていない印象を受ける。

⑥三重県立四日市商業高等学校生徒による発表

「四日市学」を課題として研究する高校生4人に委員会への出席を求め、研究内容の発表を受けました。

日ごろより、JR四日市駅周辺は閑散としている印象を持っており、旧第一勧業銀行跡地に介護施設、図書館を併設した施設を建設することにより、地域の活性化を目指すものです。商店街や地域住民へのアンケートによる実態・意向把握を実施し、地域が必要とする施設を配置するという計画の中に、商店街の営業時間の延長や施設にカフェを設けるなど高校生の視点を加えています。

当委員会の主張しようとする内容と合致する部分もあり、参考とする部分も多くありました。

⑦三重大学人文学部 豊福裕二准教授との意見交換

JR四日市駅周辺活性化事業に関し、三重大学人文学部 豊福裕二准教授を学識経験者として招致し、意見交換を実施しました。

委員会冒頭に、豊福准教授から、平成19年に調査報告を行った論文「中心商業地の再生とまちづくり」について説明がありました。平成2年度及び平成17年度に実施された、本市の買物傾向調査の結果をもとに、郊外型の大型小売店舗の開店が相次いだことにより、購買の実態が、それまで日常の買い物を済ませていた地域の個人店舗から大型小売店舗に移行したことや、中心市街地周辺の商店街での購買が減少し、全国的に見られるような商店街の衰退が本市においても顕著となつたことが説明されました。

委員との意見交換で豊福准教授から出された意見は下記のとおりです。

・すわ公園交流館は、指定管理者であるすわ公園交流館運営協議会が定期的にイベントを開催している。中心市街地に思い入れのある人が多く、商店街とも連携した取り組みが期待さ

れる。

- ・商店街の空き店舗のうち、2階を住居として使用している、建物が老朽化している、担保物件となっている等の理由により、新規出店者に賃貸しすることが現状では困難であるため、まちづくり会社による店舗の借上げによる有効活用が必要である。
- ・中心市街地における土地利用を広域的に考え、公共機能の配置などにより中心性の回復を図る必要がある。郊外型店舗との差別化を図らなければならない。
- ・四日市中央線を都市軸にすることは、中心市街地への車の流入を加速させることから、歩いて暮らせるまちづくりに対して違和感がある。歩行者の利便性を高めるなら諏訪新道を活用すべきある。
- ・港のあるまちというものの、市民と港との間に距離を感じる。市民と海とをどう近づけていくかは、連続立体交差事業と別に考えられるのではないか。
- ・これまでの車中心の社会から歩行者、自転車中心の社会への転換が、まちづくりの軸になるのではないか。

5.まとめ

JR四日市駅周辺活性化事業については、連続立体交差事業に対する国庫補助事業の採択基準である費用便益（B／C）の算出方法が平成18年度に見直され、本事業における費用便益を再計算した結果、現在価値において事業費425億円に対し、事業効果が326億円であり、費用対効果が0.77と1を下回ることとなりました。

のことにより、国庫補助の採択を見込むことは不可能であり、事業を進めるには市の単独事業として実施せざるを得ない状況であります。

この事業総額約700億円を市単独で負担した場合、十数年間にわたり年間50～60億円の財政負担が必要となることから、連続立体交差事業の実施は、市の財政状況をかんがみ極めて困難な状況であると認識いたします。

一方で、執行部からのJR四日市駅周辺活性化事業の休止の提案は、中心市街地の衰退や踏切における交通渋滞など、現在JR四日市駅周辺において抱える問題をかんがみれば了承しがたいものであります。

このため、この事業を休止することによる影響は極めて大きいことから、当委員会として地域住民の意見聴取、現地視察調査及び委員会調査から次に掲げる課題を指摘するものであります。

- ①鉄道踏切の遮断に伴う交通渋滞
- ②鉄道線路による東西の分断
- ③JR四日市駅駅舎の老朽化に伴う耐震化とバリアフリー化への対策
- ④三和商店街を含む近隣商店街の活性化と防災上の課題
- ⑤JR四日市貨物駅移転用地の一団化と利活用

これらの課題の解決なくしては、将来の四日市市のまちづくりに対して大きな問題点を残すこととなります。

あわせて、財政状況の改善、技術革新等により、JR四日市駅周辺活性化事業の再開が可能となったときのために、行政は常に事業実施に向けた考え方を持ち合わせるとともに、将来的な事業の実施を見据えて、羽津古新田における暫定的な土地活用やJR四日市駅周辺の活性化事業に取り組むべきであります。

以上のことと踏まえ、JR四日市駅周辺活性化事業の休止にあたっては、下記13項目について、JR東海との協議や新総合計画への事業反映など行政の総力を挙げて取り組まれるよう強く要請し、当委員会の報告といたします。

①JR四日市駅周辺の喫緊の課題

JR四日市駅周辺は、小売店、飲食店が少なく、夜間も暗い状況であり、喫緊の課題として、駅前広場への照明の設置や広場の整備等、近鉄四日市駅と並ぶ市の玄関口としての来訪者への対応

②貨物列車の入換時間の見直し

踏切遮断時間に大きく影響を与える貨物列車の入換について、午後8時以降へのスライド化

③賢い踏切システムの導入

踏切遮断時間を短縮するため、行政からの財政支援を考慮した、列車速度に対応した踏切システムの導入

④JR四日市駅駅舎の建替え、駅前広場の整備と有効活用

JR四日市駅東側住民の駅へのアクセス方法の改善のための東西自由通路の設置とともに、東西自由通路と一体化した駅舎の建替えによる耐震対策とエレベーター設置などのバリアフリー化、駅舎とホームの間の貨物退避線の除去によるホームへのアクセスの改善及び駅前広場の整備による商業利用などの有効活用

⑤JR四日市貨物駅移転用地の一団化

点在している現用地を土地区画整理手法などによる一団化や一部買い増しを図り、土地活用の幅を広げる

⑥JR四日市貨物駅移転用地の利活用

総務省の土地開発公社経営健全化対策措置要領では、土地開発公社経営健全化計画に基づく債務保証対象土地は、買戻し年次から10年以内に事業の用に供することとなっているため、暫定的な土地利用として、現状に近い状態で土地利用ができ、国の補助事業にも合致するメガソーラー発電設備等への活用

⑦三重橋垂坂線の東進化

貨物駅移転用地の一団化に合わせて、都市計画決定道路である当路線の東進化

⑧JR四日市駅周辺商店街の活性化

老朽化し防災上大きな問題がある三和商店街の公営住宅、高齢者施設等集合ビル化による現住高齢者への対応、文化施設の建設

⑨国道164号の立体交差化

東西交通の円滑化を図るため当該道路の立体交差化を進める

⑩四日市中央線『中央通り』の東進化

中央通りの東進化により四日市港と四日市中心街を都市軸として結ぶ

国道23号東側地域は高齢化率が高いことから、JR四日市駅周辺への徒歩による移動への配慮

⑪JR四日市駅南側阿瀬知踏切への歩道橋の設置

踏切遮断時間がもっとも長い（5時間37分／日）踏切に対して歩行者対策として歩道橋を設置する

⑫仮称『JR四日市駅周辺活性化まちづくり委員会』の常設化

JR四日市駅周辺住民、商店街関係者、地権者、行政等による課題解決に向けた会議体の発足と定期的な開催

⑬JR東海との懇談体制の確保

行政側の担当窓口を設置するとともに、JR四日市駅周辺住民と行政及びJR東海との懇談体制の確立

6. 資料編（別冊）

- ①財政状況
- ②事業費パターン
- ③JR四日市貨物駅移転用地買収状況
- ④賢い踏切システム
- ⑤JR四日市駅周辺踏切閉鎖時間現地調査報告書
- ⑥三和商店街土地図
- ⑦費用便益比経済検討試表
- ⑧メガソーラー太陽光発電システム
- ⑨JR四日市駅周辺関係者からの意見
- ⑩三重県立四日市商業高等学校生徒による研究発表成果

〔委員会の構成〕

委員長 中森慎二

副委員長 森康哲

委員	伊藤	元
委員	伊藤	正数
委員	葛山	久人
委員	鎌田	二三男
委員	小林	博次
委員	杉浦	貴
委員	樋口	博己
委員	藤原	まゆみ
委員	山本	里香

6. 四日市大学に係る補助金交付及び用地取得について

四日市大学の設立及び環境情報学部設置にあたり、下記表の左のとおり、市から学校法人に対し補助金を交付している。

また、大学設置に関して市（甲）と学校法人（乙）が締結した協定書において、「大学の設置に必要な土地は乙が取得するものとする。ただし、一部については甲より無償で借り受けるものとする。」と位置付けており、下記表の右のとおり大学用地が取得されている。

	市補助金の交付（千円）	大学用地の取得の経緯
大学設立 S63	大学設立 補助〔30億〕 S 6 0 4 9 0, 0 0 0 S 6 1 5 5 0, 0 0 0 S 6 2 5 5 0, 0 0 0 S 6 3 6 5 0, 0 0 0 H 1 7 6 0, 0 0 0	大学用地 9 0, 6 5 3 m ² (A+B) のうち、 ・学校法人が自ら用地を取得（補助金充当） 4 8, 9 5 8 m ² … (A) ・市依頼により土地開発公社が用地取得し、 学校法人に無償貸付 4 1, 6 9 5 m ² … (B)
	計 3, 0 0 0, 0 0 0	
	学部増設 補助〔15億〕 H 7 3 0 0, 0 0 0 H 8 4 0 0, 0 0 0 H 9 4 0 0, 0 0 0 H 1 0 3 5 0, 0 0 0 H 1 1 3 0, 0 0 0 H 1 2 2 0, 0 0 0	大学用地の取得（追加）：H 7 ・駐車場用地の取得が必要となり、 市依頼により土地開発公社が用地取得し、 学校法人に無償貸付 5, 8 3 2 m ² … (C)
	計 1, 5 0 0, 0 0 0	
		無償貸付用地の取得：H 1 3 ・これまで無償貸付となっていたB・Cの 用地を売買により公社から学校法人が取得 4 7, 5 2 7 m ² … (B+C)

所管事務調査に関する申し送り

8分消防 5分救急の現状及び消防隊・救急隊の活動について

○消防隊の活動について、はしご車が不足した場合に近隣自治体に応援要請する体制はできているものの、様々な事態を想定し適切な消防活動が行えるよう更なる体制整備を求めた。

○救急隊の活動について、総合計画には「通報受付から病院到着までの時間」の目標値が示されているが、その短縮のために医療機関とのより緊密な連携等の対策を求めた。

入札制度について

○本市ではダンピング受注等を防止するため最低制限価格制度を採用しているが、結果として抽選率の高さが大きな課題となっている。また同種工事等の要件により特定の事業者に落札が偏るなどの課題もある。そのような中で総合評価一般競争入札の導入、その中で「技術提案チャレンジ型」にも取り組んでいるところであるが、入札制度に正解がないと言われるように、これに満足することなく事業者の声にも耳を傾けながら更なる改善を強く求めたところであり引き続き調査研究されたい。

○技術提案チャレンジ型など新たな取り組みについても課題を洗い出し、制度の検証をしっかりと行っていく必要があり、今後の委員会でも引き続き調査研究してほしいとの意見があった。

○地域維持型契約方式に関して、制度としては問題ないものの参加できない事業者があることは差別に繋がり大きな課題であるため、このことは改善すべきとの意見があった。

公有地の有効活用について

○本市では、近年中心市街地の大規模な整備や四日市港付近にかかるまちづくりなど様々な動きがあり、今後の都市のあり方を大きく左右する大事な時期となっている。所管事務調査では、公有地の有効活用による新たな取組みの可能性、高等教育機関の中心市街地への誘致、若者が集う活気あるまちづくりの重要性など一部議論したところであるが、より長期的な都市ビジョンについて常任委員会の所管範囲を横断する形でさらに深く議論を進めるべきとの結論に至った。そのために特別委員会の設置を求めたものであり、その際には各種既存計画や事業、構想の関連性も検証しつつ、本市のあるべき都市像についてより深く議論され方向性を示されたい。

○長期的な視点で議論することは重要であるがそこには困難さもある。夢のあるビジョンだけでなくマイナス面も考慮すべきとの意見があった。また専門的知見の必要性についても指摘があった。

○より多くの市民が恩恵に与れる整備事業になっているのか、またテレワーク等でスーパーメガリージョンの考え方のさらに次を見据えたまちづくりの必要性についても意見があった。

総務常任委員長 山口智也

5. 議会報告会の概要

令和3年度 議会報告会の開催概要

1. 6月定例月議会 議会報告会

日 時：令和3年7月6日（火）18時30分から20時まで
場 所：総合会館8階 視聴覚室
参加者数：21人
備 考：4常任委員会が合同で実施
新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ開催時間を短縮

2. 8月定例月議会 議会報告会

日 時：令和3年11月2日（火）18時30分から19時45分まで
場 所：海蔵地区市民センター 2階中会議室
参加者数：2人
備 考：4常任委員会がそれぞれで実施
新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ開催時間を短縮

3. 11月定例月議会 議会報告会

日 時：令和3年12月27日（月）18時30分から20時まで
場 所：総合会館8階 視聴覚室
参加者数：10人
備 考：4常任委員会が合同で実施
新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ開催時間を短縮

4. 2月定例月議会 議会報告会

日 時：令和4年3月29日（火）18時30分から19時45分まで
場 所：八郷地区市民センター 2階大会議室
参加者数：6人
備 考：4常任委員会がそれぞれで実施
新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ開催時間を短縮

【議会報告会】

○新型コロナワイルスワクチン接種のスピードが遅すぎる。もう少しアクセルを踏んで進めてほしい。

⇒議員 国からのワクチン供給量が7月になって減るなど、接種予約が取りづらい状況が続いている。市民の不安を取り除く体制がとれるように、市民からの意見を議会内で共有して行政側に意見しているが、思うように進んでいない。

⇒議員 現在、各議員や各会派からの意見を議会内で集約して、議会として一本化して議長から市長に要望を行っている。今後も行政側にしっかりと働きかけていく。

○妊産婦乳幼児保健指導事業について、母親と乳幼児へのケアは大事であるが、併せて乳幼児の兄弟が小学校低学年ぐらいまでの年齢であれば、学校の保健教諭やスクールカウンセラーなどがぜひその子へのケアもしてほしい。議員にもその点を心に留めていただきたい。

⇒議員 分科会審査の中では、乳幼児の兄弟へのケアの視点での議論はなかった。部局横断的に相談体制を整えて、母子はもちろん、その子の兄弟の不安を取り除いていくことは大切な視点であると再認識した。議会内で共有し、議論を促していきたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○コロナ対応として、二酸化炭素濃度測定器の設置を幼稚園や学校等で検討しているとのことだが、ぜひ避難所での活用を検討してほしい。

⇒議員 二酸化炭素濃度測定器を対象とした県や市の補助メニューはあったが、受付を終了したと認識している。今後、さらに必要ではないかと指摘する議員もいると考える。ご意見として承る。

○災害廃棄物処理ハンドブックが広報よっかいちと一緒に配布されたことに感激した。大量の災害廃棄物が出た場合に、なるべく初期段階から極力分別することが大事だが、被災されて職をなくした方が分別の作業員として雇用してもらうことも大事なポイントで

あり、そのような視点を計画の中に入れてほしい。

⇒議員 今定例月議会の一般質問で災害廃棄物に関する質問を行った議員もいる。今回、各家庭にハンドブックを配布したが、市民に読んでいただけるように啓発を行っていく必要がある。いただいたご意見を行政としても議会としても前向きに受け止めていきたい。

○平成27年に施行した市民協働促進条例の第15条には、市が市民活動に対する基金制度等を整備する規定がある。期待していたが、基金創設の動きが全然見えないので、議会で検討していることがあれば教えてほしい。

⇒議員 議員政策研究会において、条例に定める市民協働促進のための基金制度について調査研究を行うための分科会を設置する予定である。議会内で議論を始めるものであり、直ちに基金ができる訳ではないことはご理解願いたい。検討にあたっては、ささえあいのまち創造基金との整理が必要と考える。

○今年3月に、伊坂ダムは市の管轄ではないという回答が市からあった。また、伊坂ダムでの国体開催についても、国や県が行っているので市はとやかく言うことはできないとの返事があった。このことを議会としてどのように捉えているのかという気持ちがある。

⇒議員 伊坂ダムの管理について、一般質問で取り上げ、関心を持つ議員もいる。改めて現状をお聞きし、議会内で共有したい。

○本市で風致地区に指定されているのは四郷地区だけだが、指定区域内の土地は何もできない。所有者は高齢化して子どもの代は市外へ出て行ってしまう。また、昭和49年の豪雨災害を受けて指定された経緯もあり、結論の出ない問題だが、風致地区について議会内で関心を持って研究してもらいたい。

⇒議員 ご意見として承る。議会内で共有し、課題として取り組みたい。

○近鉄四日市駅周辺等整備事業とバスタ事業の進捗状況を確認したい。

⇒議員 いくつかの国の予算が付き始めており、バスタプロジェクトも国の事業として認められ動き始めているが、まだ入り口段階である。2027年の東京・名古屋間のリニア開通に向けて整備を行うスケジュールである。

○バスタの整備基準を見ると、バリアフリーになっていなかったり、自転車レーンをつくりていらないなど問題がある。海外に比べて日本は歩道整備も含めて遅れている。

⇒議員 従来は「歩道」という道の考え方であったが、今後の本市の中心市街地の整備に関しては「歩行空間」と位置付け、大きな公園の中を歩行できるような考え方で進めていくと担当部局から確認している。いただいたご意見の内容については議会内でも議論されており、しっかりと受け止めていきたい。

○自宅周辺には高齢者が多く、コロナワクチンの集団接種会場である四日市大学まで歩くことができない。定員10名程度のマイクロバスでピストン輸送できないか。

⇒議員 交通手段の確保については議会から要望を上げており、当初より近鉄四日市駅からループバスが出ている。公共交通では、近鉄富田駅からバスに乗っていく手段もある。ご理解願いたい。

○広報よっかいちで、四日市の財政状況は盤石であるとの掲載があったが、現在の本市の財政は、長年にわたって高齢者が積み上げてきたものである。今回のワクチン接種に関しても、高齢者を置き去りにしている。高齢者を大事にする原点をもう一度考えて、今後の市政に反映させてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。議会内で共有したい。

○S D G s の取り組みが議会であまり取り上げられておらず、市の動きも目立っていない。議会からも後押ししてもらい、もう少しP Rが必要だと思う。

⇒議員 S D G s 全体を網羅することは難しいが、個別の項目ではさまざまな提案や質疑を一般質問の中で取り上げている議員もいる。現在の総合計画についても、S D G s に対応するような内容で構成しているので、市の考え方を確認いただきたい。持続可能な社会をつくる趣旨に反対する議員はいないので、議会全体で今後さらなる議論を行う必要性は感じている。

⇒議員 現在の総合計画の中ではS D G s を進めることが書かれているが、S D G s で掲げる17のゴールはそれぞれが連結しているにもかかわらず、行政は縦割りの組織であるため連携が苦手である。現在、部局間の連携体制を徐々に取り入れようとして

いるが、まだまだ部分があるので、議会としてもＳＤＧｓを盾にして部局を横断した行政の取り組みを促していきたい。また、市民の皆さんと一緒にになって進めていきたい。

○幼児教育に関する第二次適正化計画の議論が進められていると思うが、待機児童や認定こども園化の問題などもある中、議会の中でどのような議論が行われているのか市民には見えにくいので、教えてほしい。

⇒議員 教育民生常任委員会では、7月から8月の休会中に委員会を開催して、第二次適正化計画についてしっかりと議論を行っていく予定である。インターネット配信も行うのでご参考としていただきたい。

市全体として、公立と私立、保育園・幼稚園・認定こども園のバランスや、園児が減少する公立幼稚園をニーズに合ったように変えていくことなどを考えることで、待機児童の課題にも大きな影響があると考える。すべての子どもたちが取り残されず、教育・保育の機会がしっかりと保障されるよう、議会として議論を行い、行政に対しても意見を伝えたい。

⇒議員 第二次適正化計画を議論するにあたっては、子どもたちの環境をまず一番に考えて議論することが重要である。行政としては、子どもたちの集団が確保できる教育環境を整えるために第一次計画から適正化を進めてきているものであり、認定こども園化を進めることで、公立幼稚園がなくなることがクローズアップされるが、認定こども園として幼稚園児を受け入れる状況ができ、これまでになかった給食を幼稚園児も食べることができるなど、メリットもたくさんある。

⇒議員 第二次適正化計画は議会として大きな課題と捉えており、議会内で課題を共有する場を設けた。可能な限り情報発信や情報共有に努めていきたい。

【議会報告会】

○マイナンバーカードの普及率は3割程度であり、現時点では保険証の代わりになるくらいで国民にとってのメリットがないため、この取り組みの推進を図ることは難しいと思う。先にマイナンバーカードのメリットの向上に向けた取り組みを推進したほうが良いのではないかと思う。

⇒議員 マイナンバーカードの取得率の向上か、マイナンバーカードを活用した取り組みの推進のどちらが先かという話だと思う。国では、取得率の向上に向けて様々な取り組みをしているが、この提案のきっかけになったのは、浜田地区にて行われた感染症対策をしながらの避難所運営訓練であり、受付において、非常に長い列ができてしまっていた。その後、新潟県三条市で実際にマイナンバーカードを活用した避難所運営が行われていることを例に、行政側に提案し、調査研究を行う旨の答弁を聞いているが、現時点で調査研究に至っていないことから、せめて本市の避難所運営において活用ができるのかどうか検討すべきという旨の提言に至ったものである。

⇒議員 マイナンバーカードの普及については、免許証や保険証の代わりになる反面、紛失時のリスクもある。国等からさらなるメリットが提示されればさらに普及されるものと考えるが、現在はその過程にあるものと捉えている。

○避難所におけるデジタルの活用は非常に重要であり最先端のものを取り入れる一方で、紙ベースのアナログな手法も並行して取り入れていくことが大切だと考える。

災害発生してすぐの避難所には、自分の地区の方だけでなく不特定多数の方が避難してくることと念頭においておく必要がある。例えば、電車に乗っていた人が近鉄四日市駅で降りて最寄りの避難所に避難する可能性がある。

避難所にデジタルを取り入れることで、避難者は避難所へ行ってマイナンバーカードをかざすだけで自分がその避難所で無事であることを知らせることができる。

○地区の自主防災組織にある可搬式消防ポンプが30年以上経過しており、バッテリーが上がるなど更新の時期を迎えている。ハード設備などで高額なものは2分の1の補助が

あっても自主防災組織の予算ではなかなか調達することができない。補助率を上げていただくための交渉の余地はあるのか。

⇒議員 可搬式消防ポンプは、消防署の組織である消防分団で消防本部の費用で購入したものと保有している。また、以前は消防本部が所管する市民防災隊という組織があり、その倉庫へ可搬式消防ポンプが配布され、管理されていたが、組織が自主防災組織に統合され、危機管理監に所管が移ったという経緯がある。現在は老朽化から可搬式消防ポンプを手放す自主防災組織も出てきており、それぞれの自主防災組織にとって、訓練ちゃんと行えるのか、本当に必要なものなのかなど、ニーズの調査をしているところであり、ご理解いただきたい。

○デジタル無線のような防災に係る資機材の購入について、学童保育所などの地域に属するそれぞれの施設は、こうした自主防災組織のような団体と同じように補助を受けられるものではないが、こうした施設で行う防災対策にかかる費用について補助を行うような考えはないのか。こうした自主防災組織が地域のこうした施設と連携し、情報共有を起こしていくべきであると考える。

⇒議員 この高額資機材購入補助金の目的は、一つに、アナログ無線機からデジタル無線機に移行するにあたり大きな費用がかかるところに対して自主防災組織が要望を行い行政が補助するものである。学童保育所がデジタル無線機の購入にかかる費用に対する補助を求めるのであれば、通信を行う先がどこであるかも重要になってくる。地域の公共的な側面を持つ施設とも防災対策について連携を図っていく必要ではないかという観点から行政側に伝えて行きべきと考える。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：コロナ禍における防災対策について》

①四日市市の危機管理体制について

○危機管理については、専門的な知識を有した職員を配置し、専門官のような役職に就かせて、市長等にアドバイスできるようにしていただきたい。

また、ガイドラインなどの情報は常に更新されており、こうした情報を常に把握しながら市のガイドライン等も更新し続けていってほしいと考える。

さらに、津波が来た場合、被害が大きいのは東側であり、市内でも東と西とで被害の

差が大きく出てくることが想定され、近隣市町からの避難者の受け入れに関しても、県内最大の都市である本市がリーダーシップを取っていく必要がある。

⇒議員 ガイドラインの更新については、日々バージョンアップしていくべきという指摘はもっともあり、ガイドラインやマニュアルは作って終わりではなく、常に更新を測っていくことが大切と考える。

⇒議員 危機管理監が机上の空論ではなく、しっかりと想定して対処していく必要がある。ハード面での対策は費用が莫大にかかるため難しい部分はあるが、広域連携などスマートにできるソフト対策もあると考える。

⇒議員 本市の危機管理室の問題点として組織が脆弱すぎる点があると考える。津市が30名であるのに比べ、人員が17名しかおらず、各地区との連携も十分にできていない。専門官がおらず、危機管理監は事務系の職員が就任しており、1~2年で交代している事が多い。こうした課題について、一般質問や委員会審査の際に指摘している。三重県では危機管理の管理職が副知事級の権限を持っており、本市であれば副市長級の権限を与える必要があるのではないかと提案しているところである。

②避難所での感染症対策について

○避難所における集中処理槽の活用について、公共下水につないでいると、災害が発生した際に下水につながるまではトイレが使えなくなってしまう問題がある。都市化して公共下水につなげる世帯が増加すればするほど、災害によって下水管が使えなくなった場合に復旧までの数か月間トイレが使えなくなる生活が想定される。そこで、ある程度し尿をためておける場所の確保が必要になると考える。

⇒議員 ①東日本大震災の際にもトイレについては非常に苦労したという話を聞く。

例えば、小中学校に公共下水が接続される前には学校の生徒が3ヶ月間トイレを使用しても汚水を貯蔵しておける合併処理浄化槽が整備されていた。解体には数千万円かかると言われており、それを再利用して災害時等使うべきときに使えるようにすべきということで見直されている。また、民間の集合住宅等で使用されていた集中処理槽についても同様に活用が検討されている。先般、一般質問等で取り上げたが、部局間の調整がうまく取れていないため、活用できていない状態があり、非常に残念に思っている。

○避難所の受付でのスクリーニングについて、マスク、手袋、フェイスシールドだけを装

着した人がスクリーニングの役割を担っているが、それだけの感染症対策で大丈夫なのか。スクリーニングを行う受付は誰が来るのかわからない箇所であり、病院で使用するような防護服やキャップなどを使用した感染症対策が必要なのではないか。

⇒議員 感染症と付き合っていくために、こうした防災訓練を重ねながら、どこでどのような感染症対策をしていくべきか改善を重ねていかなければならぬと考える。

【議会報告会】

○請願第9号が取り下げられた理由は何か。

⇒議員 請願者から取下げの届けが提出されたことによるが、理由は記載されていないため市議会としては分からぬ。

○新型コロナウイルスワクチン接種の予約について、これまでの接種予約では混乱し、ウェブ予約の割り当てが少な過ぎたということも聞いた。今後の3回目接種に向けてどうか。

○2回目の接種記録が把握できるのであれば、3回目の予約は、同じ場所での接種券を送付し、都合の悪い人だけ変更するようにすればいいのではないか

⇒議員 1回目、2回目の接種予約では市民に大変ご迷惑をおかけした。3回目の接種予約については、2回目の接種完了を個々で把握できているので、計画的に分散して予約が取れる点がこれまでと状況は異なる。担当部局からは、3回目の接種予約は、電話予約はコールセンターの人員を増やしても課題解決が難しいため、ウェブ予約中心で行うことを確認している。ただし、高齢者はウェブ予約は難しいため、総合会館などで支援体制を整えることも併せて確認している。

⇒議員 これまで接種会場であった四日市大学は、学生が使用するために常時接種会場とすることができないなど課題もあり、1回目、2回目とは状況が異なっているので、3回目接種についても改めて予約してもらう手法としたと担当部局から確認している。

○コロナ禍の影響で、地区の防災訓練の規模が縮小したり、中止になったところが多い。役員変更時に引継ぎが行われなければ、このまま地区の防災訓練がなくなってしまうという懸念がある。新型コロナウイルスが収束したら必ず防災訓練を実施し、今後も続していくように、市議会から担当部局に働きかけてほしい。

⇒議員 令和4年度から危機管理統括部を新たに設置して人員も増やす中で、地区ごとに担当を設けることを検討していることを担当部局から確認している。市が各地区と協力して防災対策が強化していくように市議会から担当部局に働きかけていきたい。

○プレミアム付デジタル商品券の利用者や個人事業主がスマートフォンに慣れていない人や高齢者の場合、使いづらいものになってしまうことを心配している。

○消費動向を市場調査のデータとして市内の商工関係者が参考として活用することはいいことだが、大都市の大手の民間会社に情報が流出することを地元の個人事業者は心配している。

⇒議員 利用者に対しては説明会を随時開催し、できるだけ市がフォローしていくことを担当部局から確認している。また、事業者は新たな機器を設置する必要はなく、QRコードを利用者に読み取ってもらうだけで、事業者にはほとんど負担はない制度と聞いている。

⇒議員 市はビッグデータの活用方法を来年度以降検討していくとの方向性である。情報流出に関するご意見は担当部局に伝えたい。

○今回導入する学校業務サポートのシステムを学童保育所に活用することはできないのか。

○学童保育所と学校との情報共有があまり上手にいっていないと聞く。個人情報への配慮は必要だが、過度な制限はどうかと思うので、ぜひ考えてほしい。

⇒議員 システム自体は学童保育所でも活用できると考えるが、今回初めて導入しようとするものであるため、利用状況を見ながら、今後学童保育所で活用していくことは考えられる。学校外の地域から子どもたちへの広報物やチラシの配信など、ゆくゆくは幼稚園・保育園も含めた多方面での利用も可能と考えており、市議会からも働きかけていきたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○伊坂ダムにあるテニスコートの所有者は誰か、以前から問題提起しているが、市の回答は、所有者は分からず、今後検討するという内容で終わっている。民法に基づいて、10年間使用している地元団体がテニスコートの所有権を有することとしてはどうか。

○コート使用料を徴収しているにもかかわらず、しっかりと管理されていないと聞く。

⇒議員 事前に市議会に質問をいただいていたため担当部局に確認したところ、令和3年10月に企業庁・連合自治会・市の3者で協議した結果、土地の所有者は企業庁、テ

ニスコートの所有者は連合自治会であることを改めて確認したことであった。

⇒議員 連合自治会が徴収している使用料は、維持や修繕を行うために必要な金額と聞いている。連合自治会の方で、これまでの経緯も踏まえて、今後どのように管理、運営していくのか議論されていくものと考える。

○市議会を開催する際には、開催情報を新聞に掲載してほしい。

⇒議員 現在掲載していただいている新聞社もあるが、掲載するかどうかは新聞各社の考え方もある。市議会としては、今後もPRしていきたい。

○四日市ナンバープレートが導入されたが、事業者が手続きに困っていると聞く。四日市ナンバーに変えていない公用車もまだまだある。三重ナンバーのままでいいのではないか。

⇒議員 現在、市民が新たに自動車を購入した場合等は、基本的に四日市ナンバーが交付されることとなる。

○交番や地区市民センターに、いまだに監視カメラが不足しているところがある。外にも監視カメラを設置してほしい。

⇒議員 一気にすべての場所に防犯カメラを設置するのは難しいが、地域や行政が設置する方向には向かっている。担当部局に意見として伝えたい。

○川島地区内の近鉄湯の山線沿線の土砂崩れについて、安全対策を実施するように事業者に促してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。以前いただいていた同様のご意見は担当部局に伝えたが、改めて担当部局に伝えるとともに、進捗状況を確認したい。

○新型コロナウィルス感染症について、オミクロン株の感染者が増えている中、3密を守っていない職員を見かけるので、このようなことがないようにしてほしい。

⇒議員 改めて議会内で感染対策の徹底を行うとともに、担当部局に意見として伝えたい。

○四郷地区にある風致地区内の山林等の土地所有者は、土地を売ることもできず、維持管

理に多くの費用がかかる。状況を理解していただき、行政からの支援をお願いしたい。

⇒議員 風致地区に指定されたことにより開発できない状況は理解しているが、同地区の緑を守っていくのが現在の本市の方向性である。担当部局に意見として伝えたい。

○各地区市民センターからもっと積極的に情報発信を行い、市民に分かりやすくPRするなど、市内に多くある地区市民センターが役割を果たすように注力してほしい。

⇒議員 地区市民センターでの人員を削減する中、分かりやすく充実した情報発信がどのような方法ができるのか、市議会として考えていきたい。また、担当部局に意見として伝えたい。

⇒議員 令和4年度からシティプロモーションの組織が再編、強化される方向性が市から示されているので、その点もしっかりPRしていく必要があると考える。

○新図書館の建設は、多くの市民から注目されている。近鉄四日市駅前の候補地は現在駐車場になっているが、どこに建設されるのか。また、どのような図書館をつくる方向性で進めていくのか教えてほしい。

○新図書館の建設や運営にあたっては、地元のマンパワーを生かす方向性で行ってほしい。

⇒議員 令和4年1月21日に開催する議員説明会で、事業者との協議状況の報告や今後の市の方向性について市長側から説明を受ける予定である。現在、コンサルタントに委託して建設に関する基本計画の策定を進めているが、まだ、議会側にその具体的な内容について報告を受けておらず分からぬ。

【議会報告会】

○産学官連携事業推進費に関連して、四日市大学とSDGsの取り組みの一環として里山保全活動を行っているが、資金がなく苦労している。三重大学ばかりと連携するだけでなく四日市大学との連携も進めて欲しい。

⇒議員 おっしゃるよう行政からの補助は薄く、地域団体に市か補助金が出ない仕組みになっている。市が求めるものに対してどんな魅力を提供できるのかについても考えながら、こういう補助ができないか、既存の補助メニューの対象者を拡充できなかいかという視点から行政側と議論していきたいと考えている。

○八郷地区で防災に携わっているが、例えば、指定避難所の体育館において、コロナ禍では50名が定員であると地区では考えているが、そこへ例えば100人の避難者が来たときの対応が必要ではないか。八郷地区では学校と協議し、小中学校の空き教室を使用できるようにした。

八郷地区は川沿いの海拔が低いところに旧町があり高齢者が多い。海拔が低いところにある指定避難所が、水害が起きたときに使えるのかどうか不安である。また、高齢者への情報伝達も課題であると考えている。

⇒議員 令和4年度から組織・機構が見直され危機管理監が危機管理統括部になり、地域防災支援グループが新設された。ここで地域防災への支援を強化していくことになるため、地域防災支援グループとの連携を行い、必要な対策をお願いしたい。また、避難所の収容人数について、地区の指定避難所だけで完結するのではなく、理論上は全市的に避難者を受け入れる体制はできている。今後、避難時に支援が必要な方への対応など、具体的に市と地域とが連携してい考えていかなければならない。水害の時には使用できない指定避難所についての仕分けは既にできている。水害対応避難マップの見直しを市で行っているためご確認いただきたい。

⇒議員 地元の抱える課題として認識しているため、今後危機管理統括部と議論していきたい。

⇒議員 地元の特徴は自治会が一番知っており、普段から、一人住まいの高齢者を把握し、災害時に誰に声をかけに行くのかなどを事前に決めておくとよいと考える。

○以前、台風で避難指示があった時に地域が把握している避難先と異なる、海拔の低い避難先を市の広報車が指定していたことがあった。今も同様の対応をしているのか。また、水害時に使用できない指定避難所について明確に示しておく必要があるのではないか。

⇒議員 低いところへ逃げるというのは考えにくいため広報車の案内が間違えていたのではないかと考える。今後のために、そうしたことについて市と地域とが十分に詰めておく必要がある。

⇒議員 市から避難先について指定があることもあるが、自治会が地域の特徴について最も知っている。地域で事前に決めて置き、地区市民センターの館長に伝えておくという方法が良いのではないかと考える。また、災害時に行政がしてくれることは少ないと、各家庭での備蓄や避難先の確認など、各自ができる備えをしておいて欲しい。

○市のシステム等で個人情報の不適切な閲覧がされないようにしてほしい。

また、マイナンバーカード作成時に職員に後ろからのぞき込まれたため、安心して作成できなかつた。

本庁舎から煙が見えたため市の職員に対応を依頼したところ、思うような対応をしてもらえなかつた。消防に通報するなど丁寧に対応してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。